都道府県を対象とした行政における 環境部局の変遷に関する研究

金築 幸代

環境計画学科環境社会計画専攻において学士(環境科学)の学位授与の資格の 一部として滋賀県立大学環境科学部に提出した研究報告書

2007年度

承認		
指導教員		

都道府県を対象とした行政における環境部局の変遷に関する研究

香川研究室 0312008 金築幸代

1. 背景 論点

日本における環境問題の原点は産業公害であるが、 都市化の進展や生活様式の変化などにより年々複雑 化、多様化している. それに即して環境行政分野で は、法制度等の整備や環境政策が進められた.

現在日本の環境行政を取り扱うのは環境省であり、その前身は環境庁である.環境庁の発足は昭和46年であるが、これは厚生省を筆頭に様々な省庁に分散されていた公害を取り扱う部局の一元化が当初の目的であった.環境庁は平成13年の省庁再編において環境省へ格上げされ、それと同時に部局名も大きく改編されている.

環境を取り扱う行政部門は各都道府県・市町村にも存在し、これらも時代に即して再編されてきた.

つまり,環境部局の変遷には,時代を経て様相を変える環境問題に対応するための軌跡と,行政が向かおうとする方向が表れていると考えられる.

本研究では都道府県に焦点を当てることとする.

2. 研究の目的・意義

本研究の目的は、以下の3点である.

- ・ 都道府県を対象とし、行政における環境部局の 組織の変遷について明らかにすること.
- ・ 変遷の中から特徴的なものについて、その経緯 や当時の背景を追加調査すること.
- ・ 以上の2点から、環境部局の特徴について考察 すること.

この目的を達成することの意義は、これまでの環境行政組織を見直すことと、今後の行政における課題解決につながる参考資料となることである.

3. 研究方法

各年代の都道府県における環境部局組織について 調べる上で使用する資料は「職員録」「全国環境行政 便覧」,各都道府県の「環境白書」とする.

本研究では、昭和46年の環境庁の発足以降を対象 とし、平成19年現在までを3年ごとに取り上げる. さらに、以上から明らかにした特徴的な都道府県 について背景や経緯について追加調査を行う.

本研究で取りあげる部局組織の範囲については、 都道府県の直下に置かれる部と、それを分掌し中二 階的に設けられた局もしくは室、そしてそれらを構 成する課もしくは室までとする。ただし、都道府県 によって異なる呼称が使われている。本研究では、 最上位を"部"、中二階的な位を"局"、その下を"課"、 さらにその下を"室"として統一して呼ぶこととし、 さらにこれらを総称して"部局"とする.

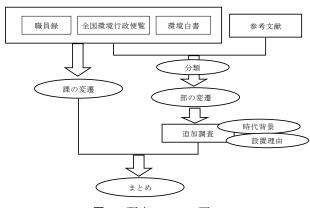


図1 研究のフロー図

4. 都道府県における環境部局型の変遷

(1)環境部局型の種類について

各年次および各都道府県における環境部局型の分類を行うため、昭和 47年の都道府県における環境部局の特徴が示された文献を参考とし、表1のように部局型の分類を設定した。また、分類を行っていった段階で表1の分類に当てはまらない部局型が現れた。近年の特徴的なものといえ、それを表2のような分類名とした。

(2) 都道府県の環境部局の分類

以下にあげた 7 種の部局型に分類を行った. ② 2 がそれを集計したものである.

表1 部局型の分類①

独立環境部型	直接的な公害・環境のみを担当している					
生活環境部型	直接的な担当課以外も含む					
衛生部型	衛生・厚生部門と環境部門が一つの部					
企画部型	部型 企画部・開発部・商工労働部門と公害・ 環境部門が一つの部					

表2 部局型の分類②

独自型	林業と下水道が含まれる (滋賀県「琵琶湖環境部」のみ)
森林環境部型	林業部門が含まれる
農林水産環境部型	農林水産業部門が含まれる

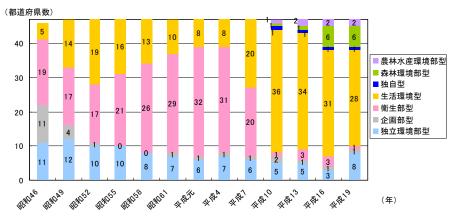


図2 分類別の環境部局型数の推移

昭和46	昭和49-52	昭和55-平成7	平成10-19
[独立環境部型] 【独立環境部型]	[生活環境部型] [生活環境部型] [独立環境部型]	衛生部型別	転換期 新たな型の登場 記機期

図3 昭和46年から平成19年までの環境部局型の変遷

(3)特徴

図2の集計結果から、**図3**のように昭和46年から平成19年までの変遷をまとめた.

昭和46年時点では、「独立環境部型」「企画型」「衛生部型」の3つが主流となっている。その後、昭和52年まで「企画型」が減少し、「生活環境部型」が増加したことから、「独立環境部型」「生活環境部型」「衛生部型」の3つが主流となった。

さらに、「衛生部型」が一気に増加し、全都道府県の半数以上でこの型の設置がされ、「衛生部型」が主流の時期となる。そして、平成7年以降、この「衛生部型」は一気に減少、逆に「生活環境部型」が激増し、転換期といえる。また、この「生活環境部型」は、「生活」のほかに「文化」や「安全」などを前面に出すようになり、多種化しているといえる。これらが全都道府県の半数以上の設置が見られるようになり、「生活環境部型」の主流時期となる。

また、それと同時期の平成 10 年以降の傾向として、新しく「独自型」「森林環境部型」「農林水産環境部型」があらわれだす.「森林環境部型」はその数が増加している.

「独立環境部型」は、全体的に緩やかな減少をしていき、平成19年時点では再び増加している。また、「企画部型」は、見られなくなる時期もあるが、昭和61年時点以降で再びあらわれている。

独自型について

平成 10 年時点であらわれている滋賀県「琵琶湖環境部」が所管する課には,直接的環境担当課に加えて,林業部門と下水道部門が含まれている.

農林水産環境部型について

農林水産部門と環境部門が一体となった部であり、 平成10年時点の大阪府の「環境農林水産部」、平成 13年時点の神奈川県の「環境農政部」の2府県でし か見られない。

森林環境部型について

林業部門と環境部門が一体となったもので、平成 10 年時点の三重県「環境部」ではじめて見られる. 以降、栃木県・群馬県・山梨県・静岡県・香川県・ 宮崎県の7県で設置されている.

5. 環境部局内の課以下の変遷

部局内の課以下に焦点をあてて変遷を明らかにした結果を述べる.着目したのは,以下の4点である.

- ・ 「公害」を含む名称が消える
- 「廃棄物」を含む名称があらわれる
- 「循環型」「リサイクル」を含む名称があらわれる
- ・ 「地球環境」「温暖化」を含む名称があらわれる

(1)特徴

以上の4点についてその推移を図4に示す.

- ・ 「公害」という名称は昭和 46 年時点ではほぼ全 都道府県で用いられていたが、それ以降、減少の 一途をたどっている. 昭和 61 年から平成元年時点 で半数、平成 10 年時点で 2 県、そして平成 19 年 時点ではまったく用いられなくなっている.
- ・ 「廃棄物」という名称は、平成4年時点では4 県、平成10年時点には23道県で約半数の都道府 県で設置されており、この6年間で大きな変化と なっている。その後平成13年時点で31都道府県 まで増え、それ以降は大きく増えてはいない。

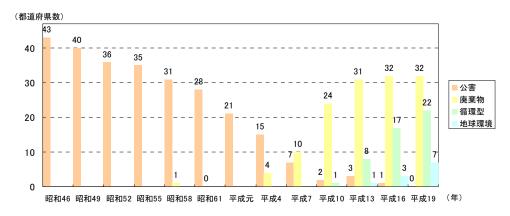


図4 「公害」「廃棄物」「循環型」「地球環境」の名称の推移

- ・ 「循環型」「リサイクル」は、「廃棄物」より 6 年遅く表われてくる. 平成 10 年には1県, 平成 19 年時点では23 道府県であり、図4を見ても大きく増加しているのがわかる.
- ・ 「地球環境」は、平成13年時点から現われている。まだ少数の府県であるが、徐々に増えてきている。
- ・ 「再生資源利用促進法」が制定されたのが平成 3年,「循環型社会形成推進基本法・関係6法」が 制定されたのが平成12年であり,「廃棄物」や「循 環型」「リサイクル」の設置開始,また設置の増加 がこれらの法律制定後に顕著となっている.

6. 特徴的な部局型である府県への追加調査

表 2 にあげた近年での特徴的な部局型である府県に対してその部局の設置経緯などについて追加調査を行った. 調査方法は,メールでの質問,職員,0Bへのヒアリング,文献調査である.

「独自型」については、滋賀県「琵琶湖環境部」、「森林環境部型」については、三重県「環境部」と「環境森林部」、「農林水産環境部型」については、大阪府「環境農林水産部」と神奈川県「環境農政部」に対して調査を行った。以下に調査結果を述べる。

(1)滋賀県「琵琶湖環境部」

滋賀県では、25年間続けられてきた琵琶湖総合開発事業の法期限が迫り、「ポスト琵琶総」として琵琶湖の保全を総合的に推進する必要と、県としての琵琶湖保全に対する取り組み姿勢を、国・下流府県・県民に明確にし、総合的な取り組みを強化するため、琵琶湖に関係の深い課を集めた「琵琶湖環境部」が設置された。

この部には、従来農林水産部に所管されていた林 業部門と、土木部に所管されていた下水道部門が含 まれ、部を超えた横断的な取り組みを行う体制となった.「琵琶総」では、担当課が分散し、横の連携が スムーズでなかった反省に立ち、林務については水 源涵養、下水道については水質保全の観点から琵琶 湖の総合保全という大きな目標に結びつくためこの ように改編された.

発足にいたるまでには、「なぜ農村下水が含まれていないのか」などの農村下水道関係や、「森林の公益的機能ばかりが強調されるが、生産物の供給が主でなければならない」といったような、主に林業関係と下水道関係に議論が集まった.

(2)三重県「環境部」

「森林環境部」型の部局は平成10年度の三重県環境部から始まっている。行政改革のなかで、従来から引き継がれてきた農林水産部を解体することが組織改革の課題として上げられ、農林水産部に所管されていた林業の一部が環境部門の中に組み込まれることとなった。つまり、農林水産部の解体が第一であり、環境行政視点での林業の切り離しではなかった。生業として農業・水産業から遅れを取っていた林業は、公益的機能という観点から森林保全という面で整備したほうが良いという考えが出された。

議論の中で、農林水産部については各主体から解体の反対や農林水産の名称を残すべきだという意見、 国からの予算が得にくくなるのではという危惧があ げられた. 議論の末、環境部門の中に一部の林業部 門が入る形となって環境部が発足されたが、この時 点では林業部門は二部にまたがっていた.

(3)三重県「環境森林部」

その後, 二部にまたがっているため不便をきたしている, 一元化を願う, という声が出てくる. さらに, 「森林・林業基本法」が制定され, 国の動きも木材優先の施策から森林の有する多面的機能を重視した施策への転換が図られることとなった. 農林水産部として林業の一元化を望むという声があったが, 森林の保全, 造成と合わせて森林の利用を図ってい

くことが急務であるが、林業振興を通じて森林の保全を図るには限界があるとし、環境部門の中に林業部門を一元化して環境森林部となった.

(4) 大阪府「環境農林水産部」

大阪府では, 高齢化社会に対する取り組みの強化 や生きがいなどの府民ニーズが大きなものであり, 保健部門と福祉部門の一元化が必要とされた. それ を実現するために, 当時環境保健部として環境局と 一体であった保健部門は、その規模の大きさから環 境局とは切り離して福祉部と統合することとなった. そして, 切り離された環境局は, 独立の部としての 編成される議論もあったが、農林水産業の衰退によ り組織基盤として弱体化していた農林水産部と統合 する形となった. 農林水産部にしてはある意味「渡 りに船」で統合が進んだ. 統合の狙いは,「農林水産 部と環境局とを統合することにより,農林水産業の 営みそのものや農林水産業の基礎となる自然資源 (農地,森林,水域等)が持つ多面的機能を活用す るとともに、環境を適正に監視・規制し、評価、誘 導などを行っていくことを通じて, 府民への新鮮な 食料の供給と、公害の防止をはじめ快適な環境の保 全・創造を効率的に図ることができる」とされた.

(5)神奈川県「環境農政部」

神奈川県は当時、少子高齢化や国際化の進展や県民のライフスタイルの多様化など、転換期を迎えていた。このような社会的な背景から、行政システムの再構築の必要性があった。そして、効率的・効果的組織を設置すべく検討が行われ、農政部を解体し、農水産業は産業としての自立を目指し、林業は森林の持つ公益的機能に着目した森林行政の展開を図っていくという観点から環境部と統合するという案が出された。しかし、この案には「農林水を一体に」「林業の経営支援が弱まる」「環境部の力がそがれてしまう」といった反対意見が飛び交った。そして、当初の案ではなく、農政部門全体と環境部が統合する形で再編となった。

この再編の狙いとしては、「緑行政の一元化を図り、環境保全に果たす県土保全・水源涵養等の農林水産業の公益的機能を活かしながら、都市農業をはじめとする農林水産業をより一層振興することによって、県民に新鮮で安全な食料の安定的な供給を図るとともに、安全で快適な環境保全と創造を総合的、計画的に行うこと」とされた.

環境部門と農政部門の統合に対しては,農林水産 業に対する支援が弱まることは明らかで,農林水産 業が業として成り立つような支援策が必要だといっ た反対意見が見られた.

7. 結論

(1) まとめ

- ・ 昭和52年以前では、主流となる部局型は、複数にまたがっている。昭和55年から平成7年までは、明らかな「衛生部型」の主流期となる。 平成10年時点が転換期となり、それまで主流であった「衛生部型」にかわり、「生活環境部型」が主流となる。また、この平成10年以降から、それまでには見られなかった「独自型」「森林環境部型」「農林水産環境部型」があらわれる。「森林環境部型」については、平成19年で7県であり、増加している。
- ・ 部局以下で、「公害」という名を含んだものは、昭和46年では43都道府県でみられたが、平成19年ではなくなっている。「廃棄物」や「循環型」「リサイクル」といった名前は、関連する法令の制定時期と近い時期に設置が見られ始め、徐々に数が増えている。最近あらわれ始めたものに「地球環境」や「温暖化」があり、徐々に増えている。
- ・ 平成 10 年以降にあらわれた新しい部局型について、その設置経緯は地域の実情によってさまざまであるが、その目的は、多面的機能という視点から、総合的な展開を行うためというものであった。
- ・ 再編の際に議論では、環境部門と統合される側からの反対意見が顕著である。その内容は、「林業は生業であり、林業振興が軽視されてしまう」「農林水産業に対する支援が弱まる」などで、また林業や下水道部門などが分散されることについても、その所管について議論がなされている。

(2) 考察・提言

部の再編には、各地域の実情が深く関係している. その際,他の各部局との編成も関わり,一筋縄では 進まない. 環境部局については、あらゆる部局と関 わりがあり、再編の際にさまざまな部局との統合が 検討され得る.よって、他部局との統合などにより 変化が激しい部局の一つではないかと思われる. そ して、環境部門との統合に対する議論の際には、統 合される側への危惧が顕著である. 課・室レベルの 変更は,関連する法の制定時期と関係が見られるが, 環境政策を強化するための環境部局の再編という視 点は一般的ではない. これは環境部局がまだ大きな 組織とはいえないという理由があげられ、他部局と の統合という形での再編が一般的であり、それに関 しては、都道府県全体でのバランスが重視されるた め当然であるといえる.しかし、統合理由で述べら れているように、総合的・横断的な政策は重要なこ とであり、それをどのようにチェック・評価してい くのか、また再編による部門の分散から不便をきた し得る現場への配慮といった視点が必要だと考える.

A research about the transition of the environmental division bureau in the administration for prefectures

Yukiyo Kanetsuki Kagawa Laboratory

1 The background

Environment Agency set up in 1971 is the start from the department that handles the environment in Japan. It is promoted to the Ministry of the Environment in the restructuring of government ministries and agencies in 2001, and it keeps being reedited in a more detailed organization.

An administrative section that handles the environment exists also in each administrative divisions and cities, towns, and villages. And these have been reorganized in conformity with the age.

In a word, it is thought that the direction for which tracks and the administration to correspond to environmental problems that change face through the age start heading appears in the transition of the environment division bureau.

2 The purpose and significance

The purpose of this research is to clarify the transition of the organization of the environment division bureau in the administration for all prefectures and to investigate a background the details and at that time about some the features from among the transition. And to consider the feature from the above-mentioned two points to the environment division bureau.

The significance of this research becomes a reference to review the organization of the environmental administration up to this day and to lead to the problem solution in the administration in the future.

3 The method

I take it up from 1971 to 2007 every three years and clarifies the transition. And I investigate some the features by the document, hearing, E-mail to the person in charge.

4 The result

It became as shown in the following Figure 1 about the transition of the division type.

There is a department type that appears newly after 1998. I did an additional investigation about some of them.

As for a new department type that appeared after 1998, the installation details are various according to the fact in the region. The purpose was used to do the overall development from the aspect of multiple functions. Reorganizing, the dissenting opinion from sides integrated with an environmental section is remarkable. The content is "Forestry is an occupation, and the forestry promotion is disregarded" and "Support to the agriculture, forestry and fisheries industry becomes weak." etc. And the jurisdiction is discussed of the decentralization of forestry and the drainage section, etc.

5. The proposal

Reorganization is deeply related to the facts of various places. About the environment division bureau, there are some relations with all departments, and when reorganizing, integration with various departments can be examined. Therefore, it seems one of the divisions that the change is extreme by integration with another division. The aspect of reorganization of the environment division bureau to strengthen the environment policy is not general. It can be said that it is because it is not a large organization yet.

Crossed policy is important, but how is it checked and evaluated. And it is thought that the aspect of consideration of the site from the decentralization of the section by reorganization from which the inconvenience can be caused is necessary.

	Independent Environment division type	
1971	Medical division type	Three major main current period
	Planning division type	
	Independent environment division type	
1974-1977	Medical division type	Three major main current period
	Life Environment division type	
1980-1995	Medical division type	One major main current period
	Conversion period	
1998-2007	Conversion period	One major main current period
1990-2007	Life Environment division type	One major main current period

Figure 1 Transition of environment division bureau in administrative divisions from 1971 to 2007

目 次

第一章	序論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1-1	研究の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1-2	研究の目的と意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1-3	研究の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	参考文献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第二章	国・都道府県の環境行政についての概要 ・・・・・・・・・・・7
2-1	国の環境行政組織のこれまでの推移 ・・・・・・・・・・・・9
2-1-1	昭和46年における環境庁の設置・・・・・・・・・・・・・9
2-1-2	平成 13 年における環境省の設置・・・・・・・・・・・・10
2-2	都道府県の環境行政組織のこれまでの推移 ・・・・・・・・・11
	参考文献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第三章	本研究における調査対象・・・・・・・・・・・・・・15
3-1	調査対象と範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3-2	調査対象部局について ・・・・・・・・・・・・・・・17
	参考文献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第四章	都道府県における環境部局の変遷 ・・・・・・・・・・・・21
4-1	昭和 47 年の環境行政組織・・・・・・・・・・・・・・23
4-2	本研究における環境部局について・・・・・・・・・・・24
4-3	本研究における各部局型について ・・・・・・・・・・・25
4-4	都道府県の環境部局型の変遷 ・・・・・・・・・・・・・27
4-4-1	「独立環境部型」の傾向について ・・・・・・・・・・・・30
4-4-2	「企画部型」の傾向について ・・・・・・・・・・・・・30
4-4-3	「衛生部型」の傾向について ・・・・・・・・・・・・・31
4-4-4	「生活環境部型」の傾向について ・・・・・・・・・・・31
4-4-5	その他の新たにあらわれてきた型の傾向について・・・・・・・31
4-4-6	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
4-5	都道府県における環境部局の課以下の変遷・・・・・・・・・・34
4-5-1	「公害」を含む名称について ・・・・・・・・・・・・・34
4-5-2	「廃棄物」を含む名称について ・・・・・・・・・・・・・35
4-5-3	「循環型」「リサイクル」を含む名称について ・・・・・・・・37
4-5-4	「地球環境」「温暖化」を含む名称ついて ・・・・・・・・・・38

4-5-5	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
	参考文献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
第五章	「農林水産環境部型」「森林環境部型」「独自型」に対する追加調査・・43
5-1	「農林水産環境部型」神奈川県環境農政部について ・・・・・・・45
5-1-1	新設時の環境農政部の概要・・・・・・・・・・・・・46
5-1-2	追加調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・46
5-1-3	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・50
5-2	「農林水産環境部型」大阪府環境農林水産部について ・・・・・・51
5-2-1	新設時の環境農林水産部の概要・・・・・・・・・・・51
5-2-2	追加調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・51
5-2-3	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・55
5-3	「森林環境部型」三重県環境部と環境森林部について ・・・・・・56
5-3-1	新設時の環境部と環境森林部の概要・・・・・・・・・・56
5-3-2	追加調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・56
5-3-3	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・64
5-4	「独自型」滋賀県琵琶湖環境部について ・・・・・・・・・・66
5-4-1	新設時の琵琶湖環境部の概要・・・・・・・・・・・・・66
5-4-2	追加調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・66
5-4-3	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・70
5-5	第5章のまとめ ・・・・・・・・・・・・・・・71
	参考文献・・・・・・・・・・・・・・・74
第六章	結論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
6-1	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・77
6-2	考察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
6-3	提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
6-4	本研究における今後の課題・・・・・・・・・・・・・80
謝辞 • •	

引用 web ページ

APPENDIX

図 表 目 次

図 1-1	環境政策の形成経過の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
図 1-2	研究のフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
図 2-1	発足当時の環境庁の組織編成 ・・・・・・・・・・・・・・・10
図 2-2	発足当時の環境省の組織編成 ・・・・・・・・・・・・・・11
図 3-1	パターン① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
図 3-2	パターン② ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
図 3-3	パターン③ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
図 3-4	パターン④ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
図 3-5	パターン⑤ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
図 4-1	独立環境部型の組織例 ・・・・・・・・・・・・・・・・25
図 4-2	企画部型の組織例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
図 4-3	衛生部型の組織例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・26
図 4-4	生活環境部型の組織例 ・・・・・・・・・・・・・・・・26
図 4-5	各部局型の色の凡例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・27
図 4-6	各環境部局型数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・30
図 4-7	昭和46年から平成19年までの環境部局型の変遷・・・・・・・・・33
図 4-8	「公害」「廃棄物」「循環型・リサイクル」「地球環境・温暖化」を含む名称の
	設置数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
図 5-1	新設時の「環境農政部」の組織図 ・・・・・・・・・・・・・46
図 5-2	神奈川県「環境農政部」設置の経緯・・・・・・・・・・・・50
図 5-3	新設時の「環境農林水産部」の組織図 ・・・・・・・・・・51
図 5-4	大阪府「環境農林水産部」設置の経緯 ・・・・・・・・・・・55
図 5-5	平成10年度の「環境部」の組織図と「農林水産商工部」の組織の一部 ・・・56
図 5-6	平成 16 年度の「環境森林部」の組織図 ・・・・・・・・・・56
図 5-7	三重県「環境部」「環境森林部」設置の経緯 ・・・・・・・・・・・64
図 5-8	新設時の「琵琶湖環境部」の組織図 ・・・・・・・・・・・・66
図 5-9	滋賀県「琵琶湖環境部」設置の経緯・・・・・・・・・・・・・70
表 2-1	環境問題と環境行政組織の変遷・・・・・・・・・・・・・・12
表 4-1	昭和 47 年の環境行政組織の特徴と分類 ・・・・・・・・・・・・23
表 4-2	各都道府県における環境部局型の変遷① ・・・・・・・・・・28
表 4-2	各都道府県における環境部局型の変遷②・・・・・・・・・・29
表 4-3	その他の部局型の設置時期・・・・・・・・・・・・・・32
表 4-4	「公害」を含む名称の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・35

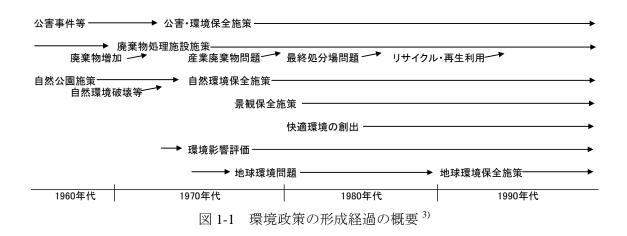
表 4-5	「廃棄物」を含む名称の推移 ・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 36	5
表 4-6	「循環型」「リサイクル」を含む名称の推移		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 37	7
表 4-7	「地球環境」「温暖化」を含む名称の推移		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 39)

第一章

序論

1-1 研究の背景

日本における環境問題は、産業公害が原点であるが、都市化の進展や生活様式の変化などにより年々複雑化、多様化している。例えば、自動車排ガスによる大気汚染、廃棄物管理、生態系保全、有害化学物質汚染、温暖化防止などの地球環境問題、さらに、環境行政に対する国民のニーズも、単に公害のない環境の確保のみならず、地域の産業や交通、まちづくり・開発、文化教育など、地域の身近な自然や快適な環境をつくり出すという視点¹⁾が加わっており、それらに即して環境行政分野では、法制度等の整備や環境政策が進められてきた²⁾。



現在日本の環境行政を取り扱うのは環境省であり、その前身は環境庁である.環境庁の発足は昭和 46 年であるが、これは昭和 45 年の臨時国会、いわゆる「公害国会」での公害関係十四法成立を期に、公害行政を他省庁から切り離し、「公害省」とでもいうべき独立の官庁を新設しようという動きが具体化・実現化したものである.当時、厚生省を筆頭に様々な省庁に分散されており、そのままでは統一的な公害対策を強力に進めていくことはできず、それらを解決するために公害を取り扱う部局が一元化されたのだった⁴).これは、「公害の原点」と呼ばれる足尾銅山鉱毒事件や四大公害病、高度経済成長に伴う産業公害など、公害の激化を防ぐことができない行政に対する国民の不満が「環境庁」の設置に追い込んだといえる 50.

そして,環境庁は平成13年の省庁再編において「環境省」へ格上げされた.環境問題が深刻になり地球規模で汚染が進む二十一世紀にむけて,環境重視が政府の重要政策となっ

たのだった⁴⁾. 環境省は格上げと同時に内部組織名も大きく改編されている.

このように、行政における環境部局には変遷がみられる. それは、以上に挙げたように、 時代を経て様相を変える環境問題に対応するため、ニーズに対応するため、さらに、環境 問題に対して行政が向かおうとする方向があるためだと考えられる.

それは国レベルばかりでなく、都道府県・市町村の行政組織においても同様のことが言え、行政における環境部局の変遷には、以上のような軌跡があらわれていると考えられる.

1-2 研究の目的と意義

本研究の目的は,以下の3点とする.

- 都道府県を対象とし、行政における環境部局の変遷について明らかにすること。
- ・ 変遷の中から特徴的な部分について、その経緯や当時の背景を調査すること.
- ・ 以上の2点から、環境部局の特徴について考察すること.

本研究の意義は、これまでの環境行政組織の見直しと、今後の行政における課題解決につながる参考資料となることだと考える.

1-3 研究の方法

まず,各年代のそれぞれの環境部局名,課名のデータを集める.このために用いる資料は「職員録 6 」「全国環境行政便覧 7 」,各都道府県の「環境白書 8 」とホームページとした.

本研究では、昭和 46 年の環境庁の発足以降を対象とし、平成 19 年現在までを 3 年ごとに取り上げる。そして、環境部局の変遷を明らかにし、考察する。

さらに、以上から明らかにした特徴的な都道府県に対して、その背景や設置の経緯について担当者へのヒアリング、メールによる回答と文献によって追加調査を行う.

本研究で取りあげる部局組織の範囲については、都道府県の直下に置かれる部と、それを分掌し中二階的に設けられた局もしくは室、そしてそれらを構成する課もしくは室までとする。ただし、都道府県によって異なる呼称が使われている。詳しくは、第3章で説明することとする。

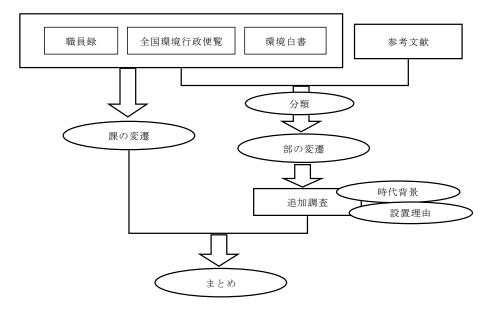


図 1-2 研究のフロー図

【参考文献】

- 1) 環境庁長官官房総務課:最新 環境キーワード, p.30, 財団法人経済調査会(1992)
- 2) 田中充・他:環境自治体づくりの戦略 環境マネジメントの理論と実践, p.1, ぎょうせい(2002)
- 3) 井上堅太郎:新版 環境と社会, p.204, 大学教育出版(1998)
- 4) 川名英之:ドキュメント日本の公害第2巻 環境庁, pp.120-122, 緑風出版(1988)
- 5) 川名英之: ドキュメント日本の公害第2巻 環境庁, p.11, 緑風出版(1988)
- 6) 独立行政法人国立印刷局 (大蔵省印刷局): 職員録下巻, (各年度)
- 7) 環境省 (環境庁):全国環境行政便覧, (各年度)
- 8) 各都道府県:環境白書,(各年度)

第二章

国・都道府県の環境行政についての概要

第二章 国・都道府県の環境行政についての概要

本章では、国と都道府県の環境行政組織のこれまでの推移について述べる.

国については、環境庁・環境省の設置経緯を、都道府県については、設置完了までの経緯と特徴の概要をそれぞれ述べる.

2-1 国の環境行政組織のこれまでの推移

2-1-1 昭和 46 年における環境庁の設置 1), 2), 3)

高度経済成長に伴い公害が深刻化し、公害対策基本法が成立した三年後の昭和 45 年 7 月、公害に関する関係行政機関の事務の総合調整を任務とする公害対策本部が内閣に設置された.環境庁の前身である同本部は、20 名ほどの各省庁からの出向者で構成されていた.

公害対策本部の設置後,公害対策関係閣僚会議が発足し,「経済との調和」条項削除の 方針が決められ,公害対策基本法の改正大綱がまとめられた.この閣僚会議の検討作業は, 第64回臨時国会,いわゆる「公害国会」における公害関係十四法の制定,改正の準備であ り,公害対策本部のもと,同年11月から同国会においてそれらが実現した.

公害対策本部は、短期間のうちに当面危機的な状況にあった公害についてその対策の基本的枠組みをまとめることに一応の成果を挙げたが、これは臨時的な機関であり、公害規制の実施権限の各省庁に分散したままであった。公害関係十四法の整備が終わると、これらの法律の所管、省庁がばらばらに持っている公害関係部局や分散したままの公害規制の実施権限の整理・統合という問題の解決が迫られ、「公害規制の実現の実施権限を持った常設の行政機関を新設し、公害行政を一元化してはどうか」という意見が出始めた。当時、大気汚染、水質汚濁、騒音、地盤沈下などの公害対策は、細分化されて13省庁、53課で分掌されていた。

こういった背景から、環境庁は公害対策本部を中心に設置が進められていき、昭和 46 年7月に発足されるに至ったが、分散している公害行政関係部課のうち、どこを新機構にはめ込むかという難しい問題があった。それまで厚生省に所管されていた自然保護部門は、自然破壊が現に進行していることから、公害対策と併せて強力に対策を推進していくことの認識が高まっていき、また、公害という暗い面だけでなく、明るい面の自然保護を公害対策基本法に付け加えたという経緯もあり、環境庁への移管が実現した。

他にも、一般廃棄物や産業廃棄物の処理行政や下水道の整備管理など公害の発生につながりやすいものを移管すべきではという検討もあったが、これらの規模の大きさと当時の所管であった厚生省・建設省の行政の中で大きく根を下ろしているものであったため、実

現はされなかった.

環境庁設置法によると、環境庁は「公害の防止、自然環境の保全に関する行政を総合的に推進する」ことが設置の目的とされている。発足当時の組織・定員は、長官官房、企画調整局、自然保護局、大気保全局、水質保全局の1官房4局であり、課の数は19、定員は502名であった。

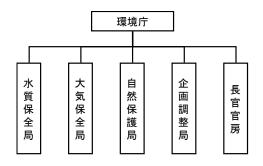


図 2-1 発足当時の環境庁の組織編成

2-1-2 平成 13 年における環境省の設置 4), 5), 6), 7)

平成8年11月,中央省庁再編等の議題が課せられた行政改革会議が発足した.その行政 改革会議の中で「近年の環境ホルモンや地球温暖化などさまざまな環境問題が浮上してい る.そうした重大な問題に対して早急に対策を進めていかなければならない状況を踏まえ て,この部門を拡大して環境省に格上げすること」が決まり、環境問題が深刻になり地球 規模で汚染が進む二十一世紀にむけ、環境重視が政府の重要政策となり、環境省の発足と なった.省庁再編は、行政機関の再構築で、組織の縮小、効率化が狙いであったが、内閣 府の権限強化と環境庁の格上げは例外的であった.

環境庁への省への格上げは、地球サミットの開催を控え、産業界だけでなく、中央省庁の間でも環境問題に対する関心が高まっていること、先進諸国における環境担当行政機関に比べて環境庁は1000人ほどの小さな役所であり、規模・予算ともに貧弱であり、その権限も小さかったこと、環境行政に関して各省庁の権限争いが生じているため総合的な環境行政を実施することのできる中央官庁の創設の必要性が認識されつつあることが背景になっている。

環境庁は、設立当初から調整役の立場が大きく、実権を取ることがなかった.これまでは産業や農業などの関係から、環境政策は通産省や厚生省、更には農水省などにその権限を持たれ、環境庁独自の業務がなかなかはかどらず、具体的な環境改善の政策実行は、リサイクルでは通産省、生活排水処理は厚生省の管轄と、環境庁だけでは、環境政策がなかなか進められなかった.

環境庁は省に昇格され,その人員は1131人と,従来と同じく約1000人と変わらないが,

省内の組織編成はがらりと変えられた.

平成11年7月に環境省設置法が公布され、環境省の任務は、「良好な環境の創出及び保全など」とされ、その主要な行政機能は「自然環境保全、地球環境保全、公害防止、廃棄物対策など」となっており、これまでより国際的な環境を重視する姿勢が目立つものとなった。さらに、新しくこれまでは科学技術庁の所管であった原子力対策も環境省の業務に入り、放射性物質の測定や観測業務が移管された。環境庁は体制強化の上、単独で省に格上げされ、環境省として国内及び地球規模の環境保全に取り組むこととなった。

各局の変化としては、企画調整局に置かれていた地球環境部は、地球環境局として独立、これまで他の局で行われていたオゾン層保護、海洋汚染などの個別の地球環境問題への対応もこの局に一元化された。大気保全局と水質保全局は統合され、環境管理局に引き継がれ、環境管理局には水環境部がおかれ、水、土壌、地盤環境のみに関するものを担当することとなった。さらに、従来、水質保全局が担当していた廃棄物に関しては、厚生省から移管される事務と合わせて、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部に一元化されることとなった。課の数は27課、1官房4局3部体制であった。

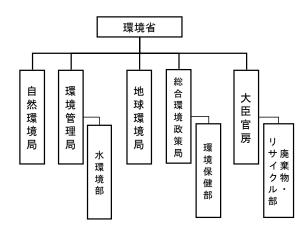


図 2-2 発足当時の環境省の組織編成

2-2 都道府県の環境行政組織のこれまでの推移 8)

都道府県の環境行政担当組織の設置は、その時期と部の形態においてさまざまである. 以下にその概要を述べる.

都道府県で最初に公害担当課を設置したのは、昭和36年の大阪府商工部公害課だといわれている。それ以降、都道府県においては公害担当の組織が徐々に整備され、公害対策基本法が制定された昭和42年までに20の団体に公害専門課(室)が設置されている。これ

以降,昭和47年に本土復帰した沖縄県を最後にすべての都道府県に担当課(室)が設置された.

昭和45年は公害対策基本法から調和条項が削除され、公害関連法が成立した年であり、また昭和46年には環境庁が発足した年であることから、環境行政に大きな転換が見ら、このような時期に都道府県の環境行政組織も急速に整備されたものと考えられる.

表 2-1 環境問題と環境行政組織の変遷

年	背 累	国の状況	都道府県における設置状況
昭和36年			大阪府商工部公害課を設置
昭和42年	公害対策基本法の制定		全国20団体で公害専門課(室)
	公害対策本部の設置・公害国会・公害関係14法成立		全国で設置・一元化の傾向が高まる
昭和46年		環境庁発足	
昭和47年	沖縄の本土復帰		沖縄が設置・全都道府県で担当課の設置完了
ᄑᅷᇆ	理接其十件の制力		
平成5年	環境基本法の制定		
平成9年	環境影響評価法の成立·京都議定書の採択		
1720-	深光彩音II 圖及57次立 水形成之音57床所		
	ダイオキシン類対策特別措置法の成立		
	循環型社会形成推進基本法・関係6法の成立		
平成13年	森林・林業基本法の成立	環境省発足	

【参考文献】

- 1) 環境庁 20 周年記念事業実行委員会:環境庁二十年史, pp.15-18, ぎょうせい(1991)
- 2) 川名英之:ドキュメント日本の公害第2巻環境庁, pp.93-155, 緑風出版(1988)
- 3) 城山英明, 細野助博: 中央省庁の政策形成過程 その持続と変容, pp.48-55, 中央大学 出版部(2002)
- 4) 宮崎良夫:環境問題組織の問題点,ジュリスト,1015,pp.101-105(1993)
- 5) 図解新省庁のしくみと仕事が面白いほどよくわかる本 新しい中央官庁の組織が部・ 課レベルまでわかる!, p.14, pp.178-186, 中経出版(2000)
- 6) 中央省庁改革研究会:中央省庁再編ガイドブック 新旧両引き, p.241, ぎょうせい (2000)
- 7) 自然保護年鑑編集委員会: 自然環境データブック 2001 環境庁から環境省へ 自然保護 年鑑⑤, pp.4-9, インタラクション(2000)
- 8) 澤井安勇:分権化時代の地域環境政策, ぎょうせい, p.261, 地方公共団体における環境行政組織, 大西潤(1994)

第三章

本研究における調査対象

3-1 調査対象と範囲

本研究では、全国の都道府県を調査対象とする.環境部局が最初に設置された年は、前章で述べたように各都道府県で異なっている.そこで、本研究では環境庁の設置された昭和46年以降からを対象とした.ただし、前章で述べたように沖縄県では環境担当部局の設置が昭和47年であるため、昭和46年のデータにはあらわれていない.

また,第一章の研究方法で述べたように,昭和46年以降から平成19年までの各都道府県の環境部局を3年毎に取り上げることとする.この理由は,毎年部局が改編するわけではないこと,昭和46年から平成19年までを取り上げるにあたって等間隔であり,比較可能な範囲として妥当だと考えたためである.

この各年度のデータを集めるために用いた資料は「職員録」,「全国環境行政便覧」,各 都道府県の「環境白書」と平成19年については各都道府県のホームページである.

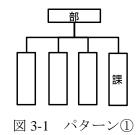
「職員録」とは、創刊百余年の全官公庁の職員名鑑であり、上巻と下巻が毎年度発行されている。上巻には中央官庁、独立行政法人と特殊法人等、下巻には都道府県及び市町村の、係長及び同相当職以上の在籍者の氏名等が掲載されている¹⁾。

「全国環境行政便覧」とは、環境省もしくは環境庁、都道府県及び主要都市の環境行政担当組織などを図解したものである.総務省もしくは総務庁の地方支分部局の管区行政評価局等に配置されている調査官を通じて調査した結果が記されている.掲載範囲は、「環境関係基本法律」を所掌している組織である²⁾.

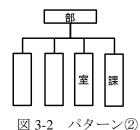
「環境白書」とは、各自治体が当年度の環境の状況に関する年次報告及び翌年度において講じようとする環境の保全に関する施策についてまとめ、発行したものである³⁾.

3-2 調査対象部局について

部局の形態や呼称は、各都道府県で異なっている、以下にその形態例を表す、



最上位の部の下に課を並べたものである. 2段型でもっともシンプルな形といえる.



形は①と同じであるが、課と横並びの位置に違う呼 称(例えば室)のものをもうけたものである.

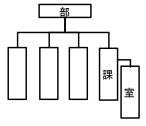


図 3-3 パターン③

①の形に加えて、課の下にさらに組織(例えば室) を設けたものである.

*ただし、本研究で用いた資料のみでは、パターン② と③で示した課と室は区別し切れなかった.

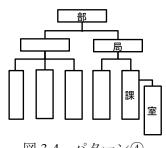


図 3-4 パターン④

最上位の部と課の間に中二階的な部分(例えば局) を設けたものである. 課ごとに、その中二階的部分 によってそれぞれ分けられている.

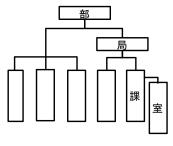


図 3-5 パターン⑤

④とは違い、課が局でくくられている部分とその他 として分けられているものである.

以上が、主な部局の組織編成の形となっているが、都道府県によって"課"が"グルー プ", "局" が"室"などの呼称の場合もある.

本研究では、最上位を"部"、中二階的な位を"局"、その下を"課"、さらにその下を"室" として統一して呼ぶこととし、さらにこれらを総称して"部局"とする.

【参考文献】

- 1) 国立印刷局:職員録 下巻 平成18年度,国立印刷局(2005)
- 2) 環境庁:全国環境行政便覧昭和55年度, p.1, 大蔵省印刷局(1979)
- 3) (財)環境情報普及センター: EIC ネット

http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=532">http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=532, 2007-12-11

第四章

都道府県における環境部局の変遷

第四章 都道府県における環境部局の変遷

本章では、まず参考文献から昭和 47 年の環境行政組織の特徴を紹介する。そして、「職員録」、「全国環境行政便覧」、各都道府県「環境白書」とホームページから集めたデータより、都道府県の環境行政部局の変遷を明らかにした結果を示す。

4-1 昭和 47 年の環境行政組織 1)

参考とした文献は、昭和48年に発表された「公害・環境行政組織の実態と問題点」¹⁾(久世公堯)である。ここでは、昭和47年7月に公にされた「全国都道府県及び大都市環境保全関係機構一覧」をもとに、当時の公害・環境行政組織の現状などについて述べている。当時の公害・環境行政組織を、各都道府県は他の実態を参考にしつつ、自らの部局の整備を図っている段階であり、「創始期」としている。この文献では、当時の都道府県における公害・環境行政組織を3つのパターンに分類している。それを以下にまとめる。

(1)	公害対策を中心とした	独立公害・環境部型	もっぱら公害関係部局のみ			
Û	公害対策を中心とした 新しい部局を新たに設置	生活環境部的 公害部型	直接的な担当課+間接的担当課			
2	公害対策を衛生行政の	衛生部の中で独立	中二階的な公害局などを組織内に			
•	一環として衛生部に所属	部の中に担当課	ほとんどが1課制			
②	企画部・開発部系に所属	部内で独立	中二階的な局を組織内に			
9	正四部・用光部系に別属	部内に担当課	1課制			

表 4-1 昭和 47 年の環境行政組織の特徴と分類

①は、公害担当課を既存の縦割りの部局の中に位置づけようとするのではなく、公害担当課を中心として、あるいは専属部とし、あるいは他の関連部課と一体となって、新たな部を設置しようとしたものである。これは二つのパターンに分けられ、「独立公害・環境部型」と「生活環境部的公害部型」と呼ばれ分類されている。後者は、直接公害を担当する課でなくても、例えば交通安全や消防防災を間接的公害部門とらえた場合、「独立公害・環境部型」に近いものとされている。この間接的担当課と、直接的な公害担当課では、後者の占める割合が半ばを越す府県が多い。

②は、「衛生部型」と呼べ、当時の大勢を占めていたものである。これも二つのパターンに分けられている。一つは、部の中に独立部門とし、中二階的な公害局または公害対策局を部内組織として設置しているもの、もう一つは、衛生部または厚生部の中に公害担当課(そのほとんどが一課制)を設けているもの、と分類されている。

③は、公害担当課が企画部または開発部、商工労働部に所属しているものとして「企画

部型」と呼べる.公害課が設置された初期においては、このパターンが多かったが徐々に他に型に移行していった.これも2つのパターンに分類され、一つは中二階的組織を設けているもの、もう一つが部の中に公害課が所属しているものである.

4-2 本研究における環境部局について

都道府県における環境行政は、第二章で述べたように公害担当課が設置されたのがその 初期の段階であった.つまり、一つの担当部局として出来上がるまで、どこかの部局の中 に公害担当の課レベルの組織が整備されていた.

本研究が対象とする昭和 46 年時点でもそのような段階の都道府県が多く存在する. そこで, 定義設定をして昭和 46 年時点での環境担当部局の抽出を行った.

まず,以下a)を定義として用いた.

- a) ・ 「公害」「環境」を含む名称の部
 - ・ 「公害」「環境」を含む名称の局名を有する部

さらに, 第二章で述べたように, 都道府県における環境行政組織の始まりが昭和 36 年の大阪府商工部公害課といわれていることから, 以下 b) の 2 点も定義とした.

- **b**) ・ 「公害課」を有する部局
 - ・ 「公害」という名称を含む課を有する部局

以上の点を並行して見て環境部局を抽出したところ,島根県のみこれらに当てはまらなかった.これについては,個別に同県の環境白書を用いて調べたところ,昭和 46 年で存在する「環境保全課」が,もともと「公害対策室」という名称であったことを確認したため,同課を含む部を環境担当部局とした.

以上の定義から、全都道府県の昭和46年時点での環境担当部局とする.

それ以降の部局についても同様に、以上に挙げた定義を用いて抽出を行った。すると、「公害」という名称が徐々になくなり、以上の定義では不十分となった。「公害」に代わって、「環境」を含む名称が使われ始めるため、以下 c) の定義を加えた。

- c) ・ 「環境」という名称を含む課を有する部局
 - ・ ただし、「環境衛生課」は衛生部門とされる場合もあるため定義上では除く

さらに、「環境」を含まない名称についても、国の環境行政組織である環境庁・環境省が 所管しているものを例として、以下の定義 d) を加える. これは、第二章で述べたように、 同庁・省は分散していた部門を一元化した組織であり、集められた部門は直接的な担当課 と言えると考えられるからである.

d) · 「大気保全」「水質保全」「自然保護」に関連する課を有する部局

以上の点から、環境担当部局を抽出し、分析の材料とした.

4-3 本研究における各部局型について

本研究では、以上に挙げた文献を参考にし、「独立環境部型」「衛生部型」「企画部型」「生活環境部型」という名称を用い、部局型の分類を行うこととした.

以下で用いる「直接的な公害・環境担当課」については、前節で環境部局を抽出する際に用いたものとする.以下に、各部局型の定義を述べ、さらにその具体的な例を示す.

「独立環境部型」

①の中でも直接的な公害・環境担当課のみを担当している型とする.

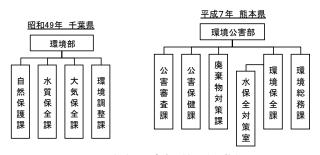


図 4-1 独立環境部型の組織例

「企画部型」

参考文献の分類と同様で、初期の段階では、企画部または開発部、商工労働部と公害・環境担当課が設けられている型、それ以降では企画系部門の課と公害・環境の担当課が一つの部とされており、「企画」という名称を部名に含んでいる型とする.

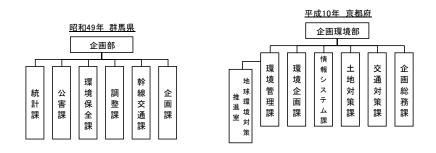


図 4-2 企画部型の組織例

「衛生部型」

参考文献の分類と同様で、衛生・厚生・保健部門の中に直接的な公害・環境担当課が 設けられている、もしくはそれら衛生系部門の課と公害・環境の担当課が一つの部とさ れている型とする.

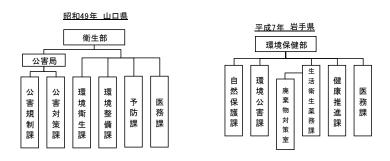


図 4-3 衛生部型の組織例

「生活環境部型」

①の中で、直接的な公害・環境担当課以外も含み、かつ上記3つにあてはまらない型とする。初期の段階で「生活環境」「県民生活」という名称の部が多いため、この部局型名とした。

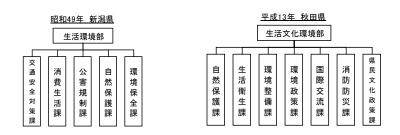


図 4-4 生活環境部型の組織例

さらに、以上にあてはまらないものとして、以下のような部局型が新たに現れてくる. それぞれの定義を述べる.また、組織例については、第5章で示している.

「独自型」

滋賀県「琵琶湖環境部」のみをさし、林業と下水道部門が含まれている。下水道部門については、他の都道府県において、また国の組織である環境庁・環境省においても、他部局の所管であり、同県の独特のものであるといえる。

「森林環境部型」

直接的な公害・環境の担当課に加えて、林業部門が含まれている.

「農林水産環境部型」

直接的な公害・環境の担当課に加えて、農林水産業部門が含まれている.

4-4 都道府県の環境部局型の変遷

以上にあげた部局型を,都道府県・年度ごとに,以下の色で分類したのが表 4-2 である.

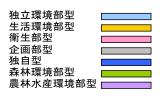


図 4-5 各部局型の色の凡例

表 4-2 各都道府県における環境部局型の変遷①

	昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	平成元	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
北海道	堤厘郡	生活環境部					保健環境部			環境生活部			
青森県	衛生部	環境保健部								環境生活部			
岩手県	企画部	環境保健部								環境生活部			
宮城県	衛生部	生活環境部			保健環境部				環境生活部				
秋田県	企画開発部	環境保健部			生活環境部						生活環境文化部	; 治	
山形県	衛生部		環境保健部							文化環境部			
福島県	厚生部	生活環境部		保健環境部					生活環境部				
茨城県	開発部	環境局							生活環境部				
栃木県	商工労働部	衛生環境部								生活環境部			環境森林部
群馬県	企画部			衛生環境部						環境生活部		環境•森林局	
埼玉県	県民生活部	環境部								環境生活部	環境防災部		環境部
千葉県	公害対策局	環境部									環境生活部		
東京都	公害局	公害局			環境保全局						環境局		
神奈川県	公害対策事務局	闾	環境部								環境農政部		
新潟県	企画開発部	生活環境部				環境保健部				環境生活部		県民生活・環境部	竟部
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	公害部	環境部	生活環境部			企画県民部			生活環境部				生活環境文化
石川県	公害局	公害環境部	環境部							環境安全部			環境部
福井県	県民生活局	生活環境部				県民生活部					福祉環境部		環境安全部
二類原	厚生部	県民生活局						環境局			森林環境部		
長野県	衛生部	生活環境部											
岐阜県	企画開発部	企画部	環境部		衛生環境部						健康福祉環境部	भि	生活環境部
静岡県	企画調整部	企画調整部	生活環境部				県民生活局	環境文化部	生活·文化部	環境部		環境森林部	環境局
愛知県	環境部	環境部											
三重県	衛生部	環境部	生活環境部			保健環境部			環境安全部	環境部		環境森林部	

表 4-2 各都道府県における環境部局型の変遷②

	昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	平成元	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
滋賀県 厚	厚生部	生活環境部								琵琶湖環境部			
京都府 衛	衛生部	衛生部						保健環境部	企画環境部				
大阪府 生	生活環境部	生活環境部					環境保健部			環境農林水産部	和		
兵庫県 生	生活部	生活部		保健環境部						生活文化部	県民生活部	健康生活部	
奈良県 企	企画部		衛生部				保健環境部		生活環境部				
和歌山県公司	公害対策室	生活環境局		県民局	衛生部		保健環境部			生活文化部	生活環境部	環境生活部	
鳥取県 厚	厚生部	衛生環境部							生活環境部				
島根県 厚	厚生部	環境保健部							環境生活部				
岡山県環	環境部	環境部			環境保健部				地域振興部	生活環境部			
広島県 公	公害対策局		環境保健部					県民生活部			生活環境部		環境部
山口県衛	衛生部		環境部				環境保健部			環境生活部			
徳島県 厚	厚生部	生活環境部			保健環境部				環境生活部		県民環境部		
香川県空	企画部	環境保健部								生活環境部		環境森林部	
愛媛県 環	環境生活局	生活環境部			保健環境部					企画環境部	県民環境部		
高知県環	環境保全局		生活環境部	保健環境部					文化環境部				
福岡県 衛	衛生部	衛生部						保健環境部		生活環境部	環境部		
佐賀県 厚	厚生部		保健環境部							生活環境部	環境生活局	くらし環境本部	
長崎県 衛	衛生部	環境部				保健環境部			生活環境部		県民生活環境部		環境部
熊本県 衛	衛生部	衛生部	公害部					環境公害部		環境生活部			
大分県公司	公害局	環境保健部						保健環境部		生活環境部			
宮崎県 衛	衛生部	環境保健部								生活環境部		環境森林部	
鹿児島県 衛	衛生部	衛生部				保健環境部				環境生活部			
沖縄県なり	د	環境保健部								文化環境部			

以上の表から、それぞれの環境部局型の数を集計したグラフを以下に示す.

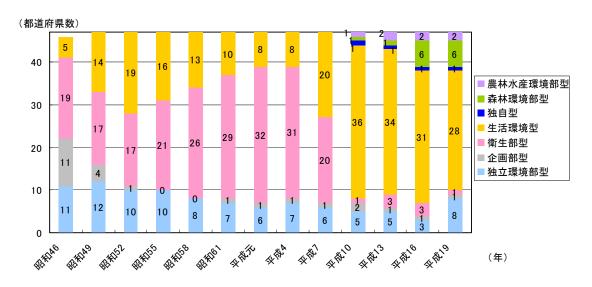


図 4-6 各環境部局型数の推移

4-4-1 「独立環境部型」の傾向について

この型は、昭和 46 年当時から平成 16 年までは緩やかな減少を続け、平成 16 年では 3 都県にまでなっているが、平成 19 年では再び増加して 9 都県となっている. 全体から見ると、他の部局型と比べて推移は緩やかである.

部名を見ると、昭和 46 年では「公害部」などが多数であったが、徐々に「環境部」となっていき、現在では「公害」という名前の入った部名はない.

地方別に見ると、東京と愛知では、昭和46年から平成19年までずっとこの型となっている.

4-4-2 「企画部型」の傾向について

この型は、昭和 46 年では独立環境部型と同数で設置は多く見られたが、その後一気に減少し、昭和 55・58 年では見られなくなる。その後、2 府県で再び見られるようになり、平成 19 年時点では、京都府のみで設置されている。昭和 46 年時点では、部名は「企画部」や「企画開発部」がほとんどであったが、平成7年以降で見られるこの型の部名は「企画環境部」である。

4-4-3 「衛生部型」の傾向について

この型は、昭和46年ではもっとも多く設置されている。昭和49年では小さく減少した ものの、昭和58年では全都道府県の半数以上となり、平成元年時点まで増え続け、最も設 置数の多い型となっていた。その後、平成10年では一気に減少し、1県のみとなった。

これ以降のこの型の傾向は、「衛生」や「保健」に加えて、「福祉」が一体となった形となっているが、その設置数は少ない。名前を見ても、平成7年までは「衛生環境部」や「保健環境部」が多数であったが、設置数の減少と同時に、部名は「福祉」を含むものとなっている。

4-4-4 「生活環境部型」の傾向について

この型は、昭和 46 年では 5 府県だけの設置であったが、増減を繰り返し、平成 19 年では半数以上の府県で設置されている。昭和 52 年までは急増し、すべての型のうちでもっとも設置数が多くなるが、その後、平成 4 年まで減少を続ける。そして、平成 10 年までに再び一気に増加して 37 府県で設置されるようになっている。平成 19 年では小さく減少しているが、それでももっとも多く設置されている型である。

部名を見ると、昭和 46 年から「生活環境部」というのが大半であったが、平成 4 年以降では、「文化環境部」、「生活文化環境部」や「環境安全部」といった、"生活"以外にも"文化"や"安全"を前に出したものがあらわれ、多種化しているといえる。

4-4-5 その他の新たにあらわれてきた型の傾向について

「独自型」

平成 10 年時点であらわれている滋賀県「琵琶湖環境部」は、所管される課を見ると、直接的環境担当課に加えて、林業部門と下水道部門が含まれており、「独自型」と考えられる.

「農林水産環境部型」

平成 10 年時点の大阪府の「環境農林水産部」,平成 13 年時点の神奈川県の「環境農政部」を,「農林水産環境部型」とした.これは,環境部門と農林水産部門が一体となった部であり,この 2 府県でしか見られない.

「森林環境部型」

平成 10 年時点の三重県「環境部」に所管される課には、直接的な環境担当課に加えて、 林業部門が含まれ、後に「環境森林部」となっている。このように林業部門が含まれたも のを「森林環境部型」とした.この「森林環境部型」は、以降、表 4-3 のように、栃木県・群馬県・山梨県・静岡県・香川県・宮崎県で設置されている.

これらは、新しくあらわれた部局型であり、近年の特徴だといえる. それぞれの設置時期について示したのが表 4-3 である.

農林水産環境部型 森林環境部型 滋賀県 平成9年 「琵琶湖環境部」 大阪府 三重県 平成10年 「環境農林水産部」 「環境部」 平成11年 「環境農政部」 山梨県 平成12年 「森林環境部」 静岡県 平成13年 「環境森林部」 香川県 平成14年 「環境森林部」 群馬県 宮崎県 平成15年 「環境森林部」 「環境・森林局」 平成16年 「環境森林部」 栃木県 平成19年 「環境森林部」

表 4-3 その他の部局型の設置時期

4-4-6 まとめ

以上の部局型の推移から、図 4-3 を作成した.

昭和46年時点では、「独立環境部型」「企画型」「衛生部型」の3つが主流の形となっている。その後、昭和52年までは、「企画型」が減少し、「生活環境部型」が増加したことから、「独立環境部型」「生活環境部型」「衛生部型」の3つが主流となった。

さらに、「衛生部型」が一気に増加し、全都道府県中の半数以上でこの型の設置がされ、「衛生部型」が主流の時期となる。そして、平成7年以降この「衛生部型」は一気に減少、逆に「生活環境部型」が激増して全都道府県中の半数以上の設置が見られるようになり、「生活環境部型」の主流時期となる。

また、それと同時に平成10年以降の傾向として、新しく「独自型」「森林環境部型」「農林水産環境部型」があらわれだし、特に、「森林環境部型」はその数が増加している。

平成7年と平成10年では変化が大きいことから、この時期は転換期といえる.

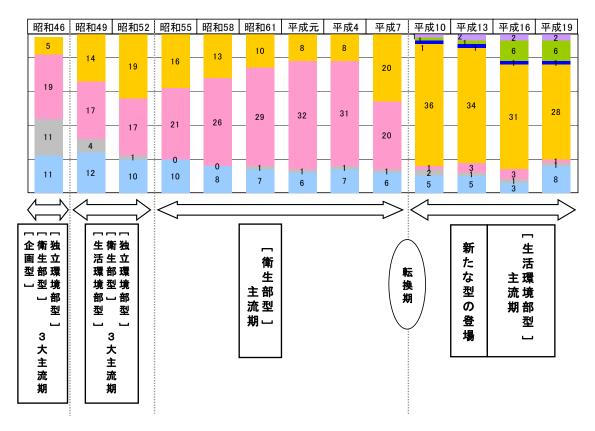


図 4-7 昭和 46 年から平成 19 年までの環境部局型の変遷

4-5 都道府県における環境部局の課以下の変遷

ここでは、部局内の課以下に焦点をあてて変遷を明らかにした結果を述べる. 着目したのは、以下の4点である.

- ・ 「公害」を含む名称が消える
- ・ 「廃棄物」を含む名称があらわれる
- ・ 「循環型」「リサイクル」を含む名称があらわれる
- ・ 「地球環境」「温暖化」を含む名称があらわれる

縦を都道府県名, 横を年数としてそれぞれの名称が含まれるところに色付けをしたのが表 4-4, 4-5, 4-6, 4-7 である. また, 関係する法令についても同じ表中に記した.

4-5-1 「公害」を含む名称について

「公害」を含む名称が消えていくことに着目し、表 4-4 を作成した. この表は、「公害」を含む名称がある部分に色付けをしたものである. また、「公害対策基本法」と「環境基本法」が制定されている年も表中に記した.

表 4-4 「公害」を含む名称の推移

年	N71 €D 4 € N71 €D 4 €	177 4 0 5 0 177 4	nee 177 4 0 e o	Inπ≇ne₁ 5	7 - 1 1 7	77 CT: 4	ਜ਼ਾ dt ਤ	ਜ਼ ਦੀ 10	ਜ਼ ਵੀ 10	ਜ਼ਾ ਵੀ 1€	₩ c# 10
- 4	昭和46 昭和49	四州32 昭和	1100 昨1158	I 0 U 1 Tu	<u> </u>	十八八4	十八八	十八八10	十八八3	十八八日	十八八19
法令	日	呂和45年より)「公害対策	策基本法.	J		平	成5年よ	り「環	境基本	法」
北海道											
青森県						l					
岩手県						i					
宮城県											
秋田県						l					
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県						- 1					
埼玉県						l					
千葉県						ı					
東京都						- 1					
神奈川県						I					
山梨県						į					
長野県						i					
新潟県						i					
富山県						l					
石川県						i					
福井県						1					
岐阜県						i					
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府						į					
大阪府											
兵庫県						į					
奈良県						į					
和歌山県											
鳥取県						ļ					
島根県						ļ					
岡山県						ļ					
広島県						ļ					
山口県						į					
徳島県						į					
香川県											
愛媛県						Į					
高知県											
福岡県											
佐賀県						ļ					
長崎県						į					
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県						ļ					
沖縄県											

昭和 46 年で「公害」を含む名称で設置されているのは、全都道府県のうち 43 都道府県である。全体の半数以上で設置されているのは昭和 61 年までであり、それ以降は激減し、現在では見られなくなっている。

「公害対策基本法」が平成5年「環境基本法」として改定された年の前後を見ると、この時期が一つの転機点だといえそうである.

4-5-2 「廃棄物」を含む名称について

「廃棄物」を含む名称があらわれることに着目し、以下の表 4-5 を作成した.この表には、「廃棄物」を含む名称が課名となっている部分に色付けをし、それぞれの名前を記している.「廃棄物」を含む名称は、課の下の組織である室の名であらわれ始める都道府県もあ

るが、ここでは課名であらわれるもののみを対象とした、さらに、廃棄物と関係する法令 も同表中に記した.

平成3年「再生資源利用促進法」 法令 平成12年「循環型社会形成推進基本法・関係6法」成立 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 **廃棄物対策** 廃棄物対策 山形県 福島県栃木県 廃棄物対策 廃棄物対策 廃棄物対策 群馬県 廃棄物対策 廃棄物対策 産業廃棄物 産業廃棄物・ 廃棄物対策 -般廃棄物 廃棄物指導 神奈川県山梨県 廃棄物対策 廃棄物対策 長野県新潟県 廃棄物対策 廃棄物対策·廃棄物監査指導 廃棄物対策 富山県石川県 廃棄物対策 福井県岐阜県静岡県 廃棄物対策 廃棄物対策 廃棄物対策 廃棄物対策 廃棄物対策 廃棄物リサイクル 廃棄物対策 廃棄物対策 大阪府 兵庫県 奈良県 廃棄物対策·産業廃棄物指導 産業廃棄物指導 廃棄物対策 和歌山県 廃棄物対策 廃棄物対策 鳥取県 島根県 廃棄物対策 岡山県広島県 廃棄物対策

廃棄物対策総

廃棄物対策 廃棄物対策

廃棄物対策

廃棄物対策

廃棄物対策

廃棄物対策

廃棄物対策

廃棄物対策

廃棄物・リサイクル対策 廃棄物対策課

廃棄物・リサイクル対策

「廃棄物」を含む名称の推移 表 4-5

平成13

平成16

平成19

産業廃棄物対策

廃棄物処理推進

廃棄物・リサイクル対策

平成10

昭和58 昭和61 平成元

徳島県 香川県 愛媛県

高知県福岡県

佐賀県 長崎県

熊本県

大分県 宮崎県 鹿児島県

平成4

はじめに見られるようになるのは岐阜県であるが、全体の傾向としてあらわれ始めるの は平成4年である. 平成3年「再生資源利用促進法」が成立し、それ以降徐々に見られる ようになり、全体の半数以上で設置が見られるようになるのは平成10年以降である.平成 12年「循環型社会形成推進基本法・関係6法」が成立し、それ以降、再び設置数の増加が 見られ、平成19年では32府県、つまり全体の約7割で設置されている。

課名の多くが「廃棄物対策課」であり、「廃棄物指導課」という名前も数箇所見られる. 北海道や山梨県、鳥取県のように、過去で設置されていたにも関わらず、それ以降では なくなっているところもあるが、ほとんどで継続的に設置されている.

4-5-3 「循環型」「リサイクル」を含む名称について

「循環型」「リサイクル」を含む名称があらわれることに着目し、表 4-6 を作成した.この表には、「循環型」「リサイクル」を含む名称となっている部分に色付けをし、それぞれの名前を記している. さらに、これらに関係する法令も同表中に記した.

表 4-6 「循環型」「リサイクル」を含む名称の推移

年	平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19				
4.6		平成3年「再生資源利用促進法」									
法令					平成12年「循	5環型社会形成推進基	本法·関係6法」 成立				
北海道						循環型社会推進課					
青森県											
岩手県					循環型社会推進						
宮城県						資源循環推進					
秋田県							(C. TO TILL A 14 14				
山形県						(年 東 リ ム 人 米) サ	循環型社会推進				
福島県 茨城県					E	循環型社会推進					
栃木県					<u> </u>						
群馬県											
埼玉県						資源循環推進					
千葉県						資源循環推進					
東京都											
神奈川県											
山梨県						循環型社会推進					
長野県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
岐阜県											
静岡県 愛知県				リサイクル			資源循環推進				
芝 和 宗 三 重 県						循環型社会構築	貝源循環推進				
滋賀県						旧垛主江云得未	循環型社会推進				
京都府					循環型社会推進		相垛主任公正座				
大阪府						資源循環					
兵庫県						Schill Bridge					
奈良県											
和歌山県						循環型社会推進					
鳥取県					循環型社会推進						
島根県											
岡山県							循環型社会推進				
広島県											
山口県					廃棄物・リサイクル対策						
徳島県					循環型社会推進						
香川県					4F.T== III 14F.YF						
愛媛県					循環型推進	年刊サクサル					
高知県 福岡県						循環型社会推進 循環型社会推進					
佐賀県					.	旭垛主江五淮连					
長崎県					廃棄物・リサイクル対策						
熊本県					- 10 X 10 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1						
大分県											
宮崎県											
鹿児島県							廃棄物・リサイクル対策				
沖縄県											

はじめに見られるようになるのは静岡県であるが、全体の傾向としてあらわれ始めるのは平成13年である。平成12年「循環型社会形成推進基本法・関係6法」が成立され、それ以降、徐々に増加し始めると言える。前述の「廃棄物」に比べると6年遅い設置傾向であるのが分かる。

また、北海道を見てみると、平成13年まで「廃棄物」があるが、それ以降なくなり、平成16年以降「循環型」が設置されている。同様なことが岡山県でも見られる。このことから、「廃棄物」部門が「循環型」の一部とされたのか、取って代わられる傾向があると推測できる。

4-5-4 「地球環境」「温暖化」を含む名称について

「地球環境」「温暖化」を含む名称があらわれることに着目し、表 4-7 を作成した.この表には、「地球環境」「温暖化」を含む名称がとなっている部分に色付けをし、それぞれの名前を記している.

また、環境白書において「地球環境問題」の用語が始めて記載されたのは、環境と開発に関する世界委員会報告「われら共有の未来」(昭和 62 年)が出された翌年にあたる昭和 63 年であり、この年以降「地球環境問題」という用語の記載頻度は年々高くなっている²⁾、ということだ.

表 4-7 「地球環境」「温暖化」を含む名称の推移

年	昭和61	平成1-平	成10	平成13	平成16	平成19
備考		昭和63年	E環境	白書にはじめて「	地球環境問題」の	表記
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県			_			温暖化対策
千葉県			_		to the second	
東京都		\vdash			都市地球環境	
神奈川県						
山梨県						
長野県						
新潟県						
富山県			_			
石川県			_			
福井県			_			1.L T-E TOO 1.0
岐阜県				北上十十四十六		地球環境
静岡県				地球環境		
愛知県 三重県			_		地球温暖化対策	
二 二里県 滋賀県					地球温坡12×12×12×12×12×12×12×12×12×12×12×12×12×1	
京都府			_			地球環境
大阪府						地环垛块
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						地球環境対策
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県	l					
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

まだ少数ではあるが、「地球環境」や「温暖化」といった地球規模の環境問題を対象とした名称の例が見られるようになる. はじめに表われているのが平成 13 年時点での静岡県である. その後、平成 16 年では 3 都県、平成 19 年では 7 都県でみられる.

環境白書で「地球環境問題」の用語が始めて記載された昭和 63 年からは、十年以上たって設置されていることになる.

4-5-5 まとめ

以上にあげた名称を含む環境部局の設置数の推移をグラフにした.

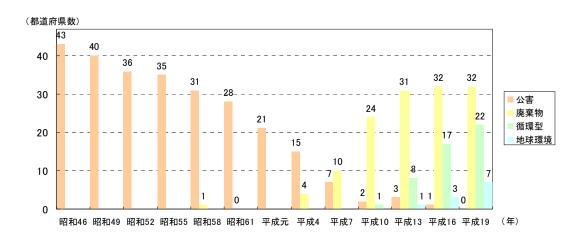


図 4-4 「公害」「廃棄物」「循環型・リサイクル」「地球環境・温暖化」 を含む名称の設置数の推移

「公害」を含む名称は、昭和 46 年ではほぼ全都道府県で用いられていたが、それ以降、減少の一途をたどっている。昭和 61 年から平成元年で半数、平成 10 年で 2 県、そして平成 19 年ではまったく用いられなくなっている。

「廃棄物」を含む名称は、平成4年では4県、平成10年には23県で約半数の都道府県で設置されており、この6年間で大きな変化となっている。その後、平成13年で31都道府県まで増え、6割以上の都道府県で設置されているが、それ以降は大きく増えてはいない。

「循環型」を含む名称は、「廃棄物」より6年遅く表われてくる。平成10年には1県、平成19年では23道府県であり、グラフから見ても分かるように大きく増加している。

「地球環境」「温暖化」といった地球規模の環境問題に関する名称は、平成 13 年時点からあらわれている。まだ少数の府県であるが、徐々に増えてきている。

【参考文献】

- 1) 久世公尭:公害・環境行政組織の実態と問題点,都市問題研究,25(2),pp.30-46(1973)
- 2) 増澤康男,小郷友美:「生活環境」の捉え方の変遷-環境省ウェブサイトの環境白書 (1969~1999) を利用した分析-,兵庫教育大学 研究紀要,第22巻,pp.59-64(2002-3)

第五章

「農林水産環境部」「森林環境部」「独自型」に対する追加調査

第五章 「農林水産環境部型」「森林環境部型」「独自型」に対する追加調査

本章では、前章で明らかにした変遷の中で、近年の特徴である「農林水産環境部型」「森 林環境部型」「独自型」の府県に対し、その設置背景や当時の時代背景などについての追加 調査の結果を述べる.

「農林水産環境部型」は神奈川県環境農政部と大阪府環境農林水産部,「森林環境部型」は三重県森林環境部,「独自型」の滋賀県琵琶湖環境部について,それぞれ担当者へのヒアリング,メールによる回答と資料・文献からの調査結果である.

議会での議論の箇所にはそれぞれ [◇…質問者 ◆…答弁] の記号を用いている.

5-1 「農林水産環境部型」神奈川県環境農政部について

5-1-1 新設時の環境農政部の概要

神奈川県「環境農政部」は、平成11年度より図5-1のような組織で編成された.環境部門と農政部門が統合した形となっている.

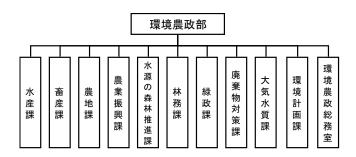


図 5-1 新設時の「環境農政部」の組織図

5-1-2 追加調査の結果

神奈川県の「環境農政部」の組織設置時の時代背景と設置経緯等について、神奈川県環境農政部環境農政総務課職員の方から、メール¹⁾にて回答をいただいた.

以下に、その回答内容と資料からの追加調査結果をまとめる.

■当時の時代背景について 1)

- ・ 当時,県政を取り巻く内外の社会経済情勢は,少子・高齢社会化や国際化の進展,県 民のライフスタイルの多様化など,転換期を迎えていた.
- ・ そうした中、神奈川県では「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」の創造をめざした 「かながわ新総合計画 21」を推進し、景気の低迷が続く中で、県財政の危機的状況も克 服していく必要があった.
- ・ そのために、県政運営の基盤である財政構造の健全化と、事務運営の改善など、行財 政運営の簡素・効率化を進め、行財政体質の強化を図るとともに、社会経済情勢の変化 や多様化する県民ニーズに的確に対応できる行政機能への転換、地方分権の時代にふさ わしい開かれた県政の実現をめざした、より簡素で効率的な行政システムを再構築し、 時代のニーズにあった質の高い行政サービスを県民に提供する必要が生じていた。

・ 本庁組織について、平成9年5月に「本庁の部局・室課の数を5年間で1割以上削減する」との目標を掲げ、行政運営の効率化、社会環境の変化や多様化する県民ニーズへの的確な対応、地方分権時代への対応などを踏まえ、効果的・効率的な執行体制をめざして再編統合に取り組むこととなった。

■環境部門と農政部門が一体となった理由 1)

- ・ 当初県においては、産業として自立する農業・水産業の振興という視点から、農業と 水産業を「産業労働部門」に、また、森林の持つ公益的機能に着目した森林行政の展開 を図っていくという観点から、林業を「環境保全部門」にそれぞれ位置づけるよう再編 を考えていた.
- ・ その後,県民をはじめ,議会・団体等の意見も踏まえ検討を重ね,農林水産業は,食料の供給はもとより,その営みを通じて洪水調整やみどりの保全,県土の保全など公益的機能を発揮する重要な産業であり,農地や山など生産基盤そのものが「環境財」という側面を持っていることから,緑行政の一元化を図り,環境と調和する農林水産業の振興と,安全で快適な環境の保全と創造を総合的・計画的に展開していくために,農林水産業を一体として,環境部と農政部を統合する(環境農政部)こととした.
- ・ 環境部と農政部を統合したねらいとして、緑行政の一元化を図り、環境保全に果たす 県土保全・水源涵養等の農林水産業の公益的機能を活かしながら、都市農業をはじめと する農林水産業をより一層振興することによって、県民に新鮮で安全な食料の安定的な 供給を図るとともに、安全で快適な環境保全と創造を総合的、計画的に行うことにあっ た.

■どのような議論がなされたか ¹⁾

当初の再編案(農政を「産業労働部門」と「環境保全部門」に位置づける案)について、 県民・団体等から下記のとおり意見があった。

- 再編にあたっては、「農政」の名称を残してほしい.
- ・ 農水産業と林業を切り離すことなく、一体的な施策展開を図ってほしい.
- ・ 農林水産業の確立を図る関連施策の一層の拡充を図ってほしい、など

また,新聞記事²⁾では,以下のように述べられている.

二月に示された部局再編イメージの中では、農政部から林業部門を切り離して商工、 労働両部と統合し、林業部門は環境部に組み込む案を出していた.しかし、農業団体な どから強い異論が出され、その見直しが焦点になっていた.

農政部は十日, 県議会農政企業委員会の調査会で, 新たな再編案を示した. 委員からは「なぜ"環境"と統合するのかについての説明が希薄だ」「国は農林水産省を残している. 農林水産部として単体で残してもよいのではないか」「環境部の力がそがれてしまう」などの異論が出た. 委員会は, 九月県議会で引き続き, 新しい再編案の審議を続けることを確認した.

さらに、議会では、以下のような議論がなされている.

◇「国では農林水産省は残ることになったが、県では、農政部という組織、名称をなくしても良いのか」「農林水産業はなぜ経済と産業とだけ結びつけるのか、農林水産業が持つ多様な面を切り捨てることにならないか」

これに対し,

- ◆「林業部門は、業としての側面と環境等を含めた公共的な機能を大切にしなければならないが、これから先を考えて後者の機能をより正面に打ち出した形で林業というものをすえて取り組んでいくことがより従来の形よりも適切ではないか」「21 世紀型の農業、水産業が従来の組織でサポートするよりも、より効果的にできるのではないか」(平成10年7月14日定例会)
- ◇「自然を対象にする産業を支援する部署として、農政部を現在のように独立させると ともに、充実・強化するべき、林業行政を農政から切り離し環境部に統合することは、 林業の経営支援が弱まるとともに、農業と林業をかねている農家林家に対する支援が 総合的に行われないことになる」

これに対し,

- ◆「大切であるから必ず大きな部で、単独の部でやらなければいけないということだと、 組織の再編あるいは効率化というのは図りにくい。どういう体制でサポートしていく のが一番適切であろうか、効率的に行えるであろうか、そういう観点から全組織の再 編を考えている」 (平成 10 年 7 月 21 日定例会)
- ◇「農政部は一体として環境部と統合することとしており、農林水産業を分割しようとした案よりも、農林水産業の特徴をより生かした部局再編案であると思うが、環境行政は大変に幅広い領域にわたるものであり、事業の実施を具体的に進めている農政行政とは、やや違和感があるのでは」

これに対し,

- ◆「農林水産業は、もとより新鮮で安全な食糧の安定的な供給を図る産業であることを 基本にすえ、しかし、その活動というのは県土保全や水源涵養、景観や文化など多角 的な公益的機能を優れて持った分野である。その公益的機能に着目し、環境保全行政 を展開する環境部と統合するということのほうが、より大方の期待に沿うものでもあ るし、政策効果が挙げられるだろう」 (平成 10 年 9 月 29 日定例会)
- ◇「一般的に環境行政イコール規制行政というイメージが抱かれがちであり、環境部と 農政部との統合が、農政行政への環境規制の強化につながるのではないかといった懸 念が農林水産業に携わる方々に生ずる」

これに対し、

- ◆「統合によりそれが農政部の仕事に強くなるということはおよそ考えがたい,逆に統合によって、環境ということを打ち出した形での、よりいろいろな活動が強まるのではないか.また、これまでの密接なプラスの関係が強まるということも考えられる」 (平成10年9月29日定例会)
- ◇「環境農政部では、農林水産業に対する支援が弱まることは明らか、農林水産業が業として成り立つような支援策が必要、また、環境部の果たす役割も、農林水産業とのかかわりだけでなく、建設、産業、土木などすべての県行政と関わるもので、21世紀に向けて環境行政をさらに発展させていくためには、環境部の充実も強く求められている」 (平成10年12月18日定例会)

以上のように、農政部の組織をなくしてもよいのか、林業を切り離した場合の林業支援、 農林水産業への支援について、といった農林水産部門に対する危惧が多く見られる.

■再編後について 1)

- ・ 緑行政の一元化により、緑に関する総合調整機能を強化することで、丹沢大山保全対策と水源林づくりの一体的な推進など、緑の保全と創造に関する施策が、より効果的に展開できるようになった。
- ・ 環境保全型農業の推進など、環境と調和する農林水産業の振興が図られるようになった.
- ・ 多彩な森林づくりによる野生生物保護と農作物被害の防止など,野生生物対策の効果 的・効率的な展開が図られるようになった.

・ ダイオキシン類や環境ホルモン等の新たな課題への取組みなど、研究機能の連帯強化 が図られるようになった。

5-1-3 まとめ

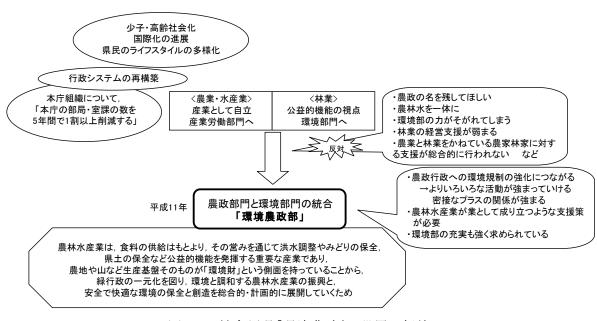


図 5-2 神奈川県「環境農政部」設置の経緯

以上に、平成11年に発足した神奈川県「環境農政部」の設置について、その背景や議論内容について調査した結果を述べた.

神奈川県政は当時、少子高齢化や国際化の進展や県民のライフスタイルの多様化などから転換期を迎えていた。このような社会的な背景から、行政システムの再構築の必要性があった。そして、効率的・効果的組織を設置すべく検討が行われ、農政部を解体し、農業・水産業は産業としての自立を目指し、林業は公益的機能の視点から環境部と統合するという案が出された。しかし、この案には「農林水を一体に」「林業の経営支援が弱まる」「環境部の力がそがれてしまう」といった反対意見が飛び交った。議論の末、当初の案ではなく、農林水産全体と環境部が統合する形で再編となった。

その再編の狙いとしては、「緑行政の一元化を図り、環境保全に果たす県土保全・水源 涵養等の農林水産業の公益的機能を活かしながら、都市農業をはじめとする農林水産業を より一層振興することによって、県民に新鮮で安全な食料の安定的な供給を図るとともに、 安全で快適な環境保全と創造を総合的、計画的に行うこと」とされた.

環境部門と農政部門の統合に対しては、農林水産業に対する支援が弱まることは明らかで、農林水産業が業として成り立つような支援策が必要だ、といった意見が見られた.

5-2 「農林水産環境部型」大阪府環境農林水産部について

5-2-1 新設時の環境農林水産部の概要

大阪府「環境農林水産部」は、平成10年度より図5-3のような組織に編成された.環境保健部の中にあった環境局と、農林水産部が統合した形となっている.その際、環境局という中二階的な区切りは取り外され、全て横並びの課としての構成となった.

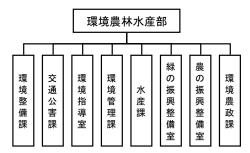


図 5-3 新設時の「環境農林水産部」の組織図

5-2-2 追加調査の結果

大阪府「環境農林水産部」の組織設置時の時代背景と設置経緯等について、大阪府環境農林水産部の元職員 Y 氏から、メール³⁾とヒアリング⁴⁾にて回答をいただいた。ヒアリング調査は、2007年12月14日大阪府の環境情報センターで行った。

以下に、その回答内容と資料からの追加調査結果をまとめる.

■当時の時代背景について 3), 4)

- ・ 高齢化社会の進展と生き甲斐への府民ニーズ(マスコミや議会などでの取り上げ)が あり、行政での福祉と医療の縦割り弊害が言われ、組織統合の重要性が高まった.
- ・ 一方,地方自治法による部の設置枠があり,しかも環境保健部は 3000 人,福祉部も 1000 人ほどの巨大組織であり,組織の縮小化が必要であった.
- ・ 他方, 府域の農林水産業は, 平成の時代に入って, 若手がサラリーマンになるなどの 兼業化がいよいよ進み, 単独の部としての存在が問われて続けていた.

大阪府における高齢化社会に向けて「保健、福祉、医療の連携の強化等について引き続き検討を進め(平成8年3月6日定例会)」とし、その一つの課題として「現在、高齢者に対する施策は福祉部と環境保健部にまたがっており、(中略)これでは高齢者の保健、福祉、医療施策をトータルに考え、また市町村に適切な援助指導をすることはできません(平成8年10月1日定例会)」という議論がなされている。そして、「高齢者に対する保健、福祉、医療サービスの連携の強化につきましては、(中略)その一元化を進めてきたところであります(平成8年10月1日定例会)」とされている。

また、農業においては、「農業従事者の高齢化傾向を初め、ガット・ウルグアイ・ラウンドの決着以降、我が国、ひいては大阪産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。大阪農業を活性化していくような、いわば第二、第三次産業的な農業の展開が必要である(平成9年3月5日定例会)」、「二十一世紀を目前にした今、農業を取り巻く環境は、若い担い手の減少や従事者の高齢化、耕作放棄地の増大など大変厳しい状況に置かれております。とりわけ農業の担い手の確保が、今後の地域農業の維持発展を図る上で重要な課題となっている(平成9年3月5日定例会)」「日本の農業が危機的な状況で、府の農業の将来も後継者不足で大変です(平成9年3月10日定例会)」といったように、後継者不足などからの危機的状況が挙げられている。

大阪府の農業経営の衰退は、農地の宅地化や土地開発によるものである。林業については大阪に限らず全国的で、後継者の不足や輸入材などの影響から木材が売れないということが原因であるという。さらに、大阪府の漁業に関しては、関西国際空港の埋め立ての際に300億円ほどの漁業補償を行った経緯がある。その際に一部廃業したところもあり、それにより漁業従事者も減っている、ということである。

■環境部門と農林水産部門が一体となった理由 3),4)

- ・ 福祉と保健の統合で、環境局(部の中の一組織)ははじき出されることになり、その 際独立した部になるよう議会での議論もあった.
- ・ 追い出される環境局からも声もあったが、つぶされそうな農林水産からも、統合の持ち掛けがあったかも知れない、いずれにしても、農林水産はある意味「渡りに船」で統合が進んだ。
- ・ 組織基盤として弱体化したといえる農林水産部は,自然環境基本条例を所管していた. そして平成5年,環境部局は環境基本条例を定め,組織の力関係が変わってきたことを 突きつけた.

環境保健部は一つの部として存在していたが、環境側は環境局という一つの塊として保健部と統合した形であり、実態としては別々であった。そのため切り離しについては容易であり、保健部側にとっても好都合であった。切り離された環境局について、行き先はどうするかとなったとき、単独の部としたらどうかという議論もあった。その一つの背景として、ごみ問題があげられる。平成12年に廃棄物処理法が大改正されたが、その背景となったのが、平成10年頃に社会に公になった不法投棄問題であるあり、これによってごみ問題も大きな社会問題として捉えなければならないということになった。

一方、大阪府農林水産部は、かつて巨大な部であり、知事選挙・議員選挙においても票 田であったが、社会的な背景から農林水産業が衰退していったことでそういった状態では なくなり、ついには単独の部としての存在も疑問視されるようになった。

結局,同じ時期に環境保健部から切り離されることとなり,その行き先の議論が行われていた環境局と,以上のような状況であった農林水産部が統合という話につながった.

議会では以下のように答弁されている.

◆「福祉部と環境保健部につきましては、両分野の施策の一元化を図るため統合することにしており(中略)環境部門につきましては、環境総合計画が目指している豊かで快適な環境の保全と創造に向けた取り組みをより一層推進するため、農林水産業の振興を通じた環境の保全機能を有する農林水産部と統合することとしたところであり、新たな体制によって環境行政の総合的な推進を図ってまいります」

(平成10年3月3日定例会)

また、当時の議会資料 $^{5)}$ では、両部の今後の方向性について、以下のように説明されている。

「農林水産業の施策展開の方向としては、農林水産業による生産活動を継続しながら、 農林水産業がよって立つ基礎となる自然資源や、農林水産業の営みそのものが持つ多面 的な機能を活用するとともに、自然環境を適切に評価・規制することを通じて、府民へ の新鮮で安全な食糧の供給と快適な環境の保全・創造を一体的・効率的に推進していく ことが求められている.この方向で施策を展開することにより、府民に対し、農林水産 業の重要性を強くアピールできる」

「環境局においては、公害の防止等を目的に、主として環境監視・規制、評価等を行ってきた.近年、地球環境の保全が強く求められてきていることから、従来の規制手法にとどまらず、平成8年3月に策定した「環境総合計画」に基づき、豊かで快適な環境の保全と創造に向けて、新たな誘導手法や環境教育等を適切に組み合わせることにより、総合的割計画的に施策の推進を図っている」

そして、両部の統合の考え方として、以下のように述べられている.

「農林水産業と環境局とを統合することにより、農林水産業の営みそのものや農林水産業の基礎となる自然資源(農地、森林、水域等)が持つ多面的機能を活用するとともに、環境を適正に監視・規制し、評価、誘導などを行っていくことを通じて、府民への新鮮な食料の供給と、公害の防止をはじめ快適な環境の保全・創造を効率的に図ることができる」

■どのような議論がなされたか 4)

再編案に対しての賛成意見、反対意見はなかったが、実質上の問題についてはいくつかあった.一つは審議会についてであり、自然環境審議会と環境審議会とに分かれていたため、それをどうするかといったものだった.環境農林水産部として統合したにもかかわらず、審議会が二つあることに対しては議論があり、環境審議会側は自然環境・地球環境を含んでいるという考え方だったが、その議論は環境農林水産部が統合してから5年ほどかかってから解決された.

もう一つは、人事における専門技術職の問題で、環境部門と農林水産部門ではそれぞれに対するなじみがなく、それが一体となるのはなかなか難しいものだったということだ。 審議会や人事、財政については、それぞれに受け継がれてきた性質があり十分な統合に

■再編後について^{3), 4)}

は時間がかかる、ということだ.

UNEP-IETC の所長が府に挨拶に来て、部長からの説明を聞いた時、環境農林水産部の組織について、世界をリードする仕組みだと感嘆しており、外部評価は高いものと思われる. これは統合してから1年後の部という形が成り立ってきていたころの、平成11年に所長が来たときのことであり、UNEPにも取り入れたい、というほどの話だったということだ.

5-2-3 まとめ

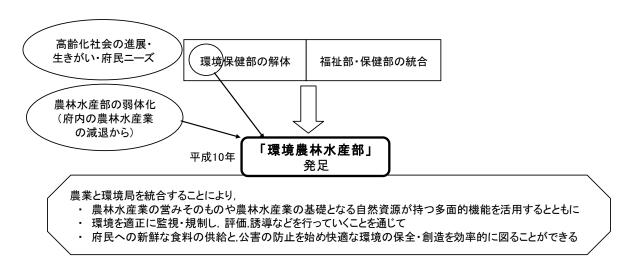


図 5-4 大阪府「環境農林水産部」設置の経緯

以上に、平成 10 年に発足した大阪府「環境農林水産部」の設置について、その背景や議論内容について調査した結果を述べた.

大阪府において当時,高齢化社会の進展や生きがいといった府民ニーズがあり,それを満たすためには福祉部と保健部の統合が必要であった。保健部は当時,環境保健部として環境局と一体の部であったが,環境保健部と福祉部の統合となると,部の規模として大きくなりすぎるため,環境局は切り離して福祉部と保健部の統合となった。切り離された環境局は,当時,大阪府における農林水産業の衰退により組織基盤として弱体化していた農林水産部と統合されることとなり,存続の危機にあった農林水産部にとってはある意味「渡りに船」で統合が進んだ。

農林水産部と環境局を統合するにあたっては、その狙いとして「農林水産業の営みそのものや農林水産業の基礎となる自然資源が持つ多面的機能を活用するとともに、環境を適正に監視・規制し、評価、誘導などを行っていくことを通じて、府民への新鮮な食料の供給と、公害の防止をはじめ快適な環境の保全・創造を効率的に図ることができる」とされた。

また、ヒアリングから、再編によって審議会など部局以外の組織にも影響を与え、職員間の交流について支障があり、それらを解決するのにはある程度の時間がかかるということが分かった.

5-3 「森林環境部型」三重県環境部と環境森林部について

5-3-1 三重県環境部と環境森林部の概要

三重県の「森林環境部型」の組織は、平成 10 年度から「環境部」という名称で、図 5-5 のような組織構成で編成されたのが始まりである。平成 10 年の時点では林業部門がすべてこの環境部に含まれているのではなく「森林保全課」として森林保全、治山、林道・広域林道が環境部で所管され、「農林水産商工部」の「林業振興課」でも林業分野が所管される編成となっている。その後、平成 16 年度に「環境森林部」として、林業部門がすべてここに所管されることなった。図 5-6 がそのときの組織編成である。

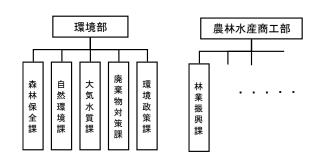


図 5-5 平成 10 年度の「環境部」の組織と「農林水産商工部」の組織の一部

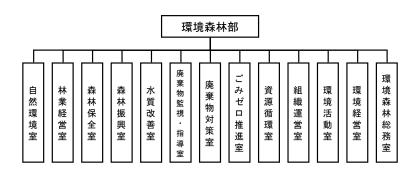


図 5-6 平成 16 年度の「環境森林部」の組織図

5-3-2 追加調査の結果

三重県「環境部」と「環境森林部」の組織再編時の時代背景とその経緯等について、三重県総務部経営総務室職員 K 氏にヒアリング ⁶調査を行った。同氏は当時直接この行政改革での組織再編に携わっていなかったが、当時の資料と県議会の議事録をもとに話してく

ださった. ヒアリング調査は,2007年11月20日三重県庁内の応接室にて行った. 以下に,その回答内容と資料からの追加調査結果をまとめる.

平成10年度組織改正において

■ 当時の時代背景について 6)

北川知事が就任し、行政改革を3段階で進めることとなった.「職員の意識改革」、カラ 出張などの予算の不適正執行問題への取り組みのための「県庁の仕組み改革」、そして「県 政の改革」の3つである.この行政システム改革が当時の大きな時代背景になっている. この中で、知事は縦割り行政の打破を掲げ、組織の再編に着手した.

■環境部門と林業部門が一体となった理由 ⁶

行政システム改革における組織機構の再編の中で、農林水産の解体が上げられた.農林 水産部は昔ながらの体質が残っており、従来から引き継がれている部であった.社会経済 状況や行政を取り巻く環境変化からも見直しが必要であった.

その実情として「それまでの県政運営は、地方自治体が機関委任事務など国の出先機関的な機能も担わされていたことや国の補助金を以下に確保するのかといった、基本的には国に目を向いたものであり、組織体系も国の省庁編成に沿った形を基本としていた. 三重県においては、これまでもたびたび大規模な組織改革が行われてきたが、再編等の対象は企画、総務、生活部門などで、農林水産、土木など国の縦割り的行政権限の強い分野は、一部の部署の移動以外はほとんど手が付けられてこなかった. 国の予算をいかに確保し、国の示したメニューに従ってそれをいかに着実に実施していくか、ということを自分達の役割として意識付けられてきた面があった ⁷」と述べられている.

そしてその農林水産の解体として、林業を切り離すという方向となった。林業は、農水産業と比べると材価の低迷や厳しい労働環境といった経済面・後継者問題など比較的不利な産業である。例えば、農業や漁業は生産から出荷まで数ヶ月から1年程度で循環させることができる産業であるが、林業は木を植えて30~50年とかかり生業としても非常に成り立ちにくい側面を持っている。そういった面で1次産業としての括りの中で農水産業とは根本的な相違がある。

以下は、県議会での答弁である.

◆「農林水産部の再編については、農林水産業を主として生産活動として位置づけ、産業経済部の所管とし、新しい環境に対応し得る農林水産業の経営の確立を図る一方で、森林の持つ環境保全等の公益的機能の発揮を図るため、森林保全、治山については、これを環境部の所管とした。このように食糧生産、県土環境保全等の農林水産業の持つ多面的機能の位置づけを明確にした」 (平成9年12月8日定例会)

以上のように、農水産業においては特に、商工と合わせることで、農水産物に付加価値を付けて産業として成り立たせるという戦略を、生業として成り立ちにくい林業は、公益的機能という視点を加えて環境と組み合わせるということとなった.

環境と森林を一体にということが出発点ではなく、環境の視点での森林整備が有効ではないか、という考えから、環境と一体となった組織に編成されたと考えられる.

■どのような議論がなされたか ⁶⁾

林業部門が環境部門と一体となることに対する意見に加えて、農林水産の解体、農林水産という名前が消えること、農水産業と産業の融合についてが議論の的となっていた. 12 月の定例会における組織見直し案に対しても、特に反対意見が強かったものの一つが、この「農林水産」の名称がなくなることであった⁷⁾. 新聞記事⁸⁾でも「強まる抵抗」として、関係団体の反発の声が挙げられている. 議論の的となった、消えるとされた名称については、県議会との議論を踏まえ、「農林水産商工部」とすることで決着されている.

林業部門と環境部門の一体化については、林業の公益的機能としての位置づけが理由 として挙げられたが、以下のようにこの一体化によって、林業の振興はどうなるのか、国 の補助事業の確保に支障があるのでは、ということが危惧された.

- ◇「国の縦割り構造の中で、三重県農林水産部においても、事業数において、また事業 費においても 70%から国依存となっている実態を考えた場合、非常に危険な考え方で あり、ひいては県民の要望実現をおくらせてしまう結果にならないか危惧する」 これに対し、
- ◆「国の補助事業の確保など、国との関係について、国との連携、意思疎通に支障を来すことのないよう体制整備を図ることとし、国にもこの考え方についての理解を得ていきたい」 (平成9年12月8日定例会)
- ◇「とにかくこれは森林振興になるのか. あるいは、そういうような森林の持っている

ところの公益的な機能ばっかりを見て、環境部に行ったということについては、本当に断腸の思いがある。この環境部に行った以上は、予算、あるいは事業を今までの農林水産におったときよりも一層に我々に目に見えるようにしてもらわないと、私たちはこれから大いに疑問」 (平成 10 年 1 月 12 日臨時会)

■再編後について ⁶⁾

再編後に、林業部門の公益機能の視点からの取り組みとして効果が現れたものに、環境 林と生産林のゾーニングによる整備^{注 1)} があげられる.この環境林という政策は、予算的 に環境の視点を取り入れたことで林が守られるような取り組みとして、林業団体からも有 難いものだという声があったということだ.

また、この取り組みの評価として、「戦後のエネルギー資源の転換、外材の輸入等により森林は荒れ、このまま放置すれば生産材としての価値が低下するだけでなく、災害等を発生させやすくするとともに、水源汚濁を通じた環境変化が水産資源に悪影響を及ぼすなどの問題を引き起こすことにもなる。今なら林業従事者もいるし、公共財として森林、国土を守るため、国を挙げて森林政策に取り組めば後継者もできる。喫緊の課題である雇用対策や、過疎化した中山間地域の活性化策にもつながる。従来の縦割りだけで森林を見るのではなく、総合的に政策を構築して実施したほうが結局は安くつく。現在の10億円が将来の100億円を節約することになると考えている⁷⁾」としている。

平成 16 年度組織改正において

■当時の時代背景について 6)

平成13年「林業基本法」が改正され,「森林・林業基本法」が成立した^{注2)}.

そして三重県では、この国の動きやこれまでの県の取り組みの中で、森林を環境視点で整備するほうが良いということが言えるようになってきていた.

■林業部門の一元化・環境森林部の設置背景 6)

平成 10 年の組織再編で環境部に森林保全課,農水商工部に林業振興課が設置され,林 業部門が二つの部にまたがることとなった.その体制から5年が経過した時点での意見と して, 効率性の悪さが指摘され. それを解決するための一元化が県へ要望された.

議会での要望

- ◇「林業部門が環境部と農商部に分離されていますが、一元化すべきと考えますので、 御検討いただきたいと思います。」
- ◆「林業部門の所管が二部に分かれたために、これまで連絡を密にして総合的な推進に 努めてきたというところでございますけれども、関係者からいろんな御意見をいただ いておるところでございます. そこで、より効率的、効果的な推進のために、林業部 門の一元化につきましては、新年度に向けてさらに検討を重ね、改善をしてまいりた い」
 (平成15年9月30日定例会)

文書での要望

平成 15 年 10 月 29 日, 林業団体の協議会から県森林・林業・木材産業行政の一元化への 要望 ⁹が出された.

- ・ 県の林業行政の組織が二部に分離されているため、政策調整が十分でなく、利便性 も悪く行政サービスが低下をしているなど問題が多くなっている.
- ・ 地球温暖化防止対策,災害防止など森林の役割の重要性が高まっているなか,また,林業・木材業界が,有史以来の危機に直面している今日,森林整備・県産材利用促進など諸施策の総合的・円滑な推進および一体的な指導体制の確立が求められている.

森林トークでの要望 ¹⁰⁾

また、平成15年10月29日、三重県林業団体連絡協議会によって森林トーク(知事との対話の場)が設けられた。その際にも、以下のような理由から、森林・林業・木材産業の県行政一元化を、という要望が出された。

- 環境部と農商部に分かれていることで二度、違う場所で話さなければならない
- ・ 用件を「たらいまわし」にされ、県職員の無責任化につながっている

これらに対し、知事の回答は、

産業として捉えれば農林であり、環境に力点を置くならば環境のほうにまとめるのが 良い. どちらに一元化するかも含め、林業部門の一元化は最重要課題の一つである

県の検討内容

そして、平成 16 年の組織改正において、県側から平成 16 年 3 月、環境部門への一元化の検討 $^{11)}$ として、以下のように意見が述べられた.

・ 県民のニーズに合わせて森林の持つ多面的な機能を効果的に発揮させるためには、 森林に関わる事業展開を総合的かつ一本的に取り組む必要がある.

- ・ 再生可能な資源である木材利用は、地球環境に対する負荷の軽減に寄与することから、森林の保全、造成と合わせて森林の利用を図っていくことが急務であるが、林業振興を通じて森林の保全を図るには限界があるため、環境部へ一元化する.
- ・ 国においても平成 13 年度に「林業基本法」が「森林・林業基本法」へ改正され、 木材優先の施策から森林の有する多面的機能を重視した施策への転換が図られている。
- ・ 地球温暖化防止のための森林吸収減退策による二酸化炭素の吸収量を増大させるには、森林の整備・保全を進める必要があり、現状の公的な森林管理に加えて、林業活性化と県民との協働施策を一本化する必要がある。また、地球環境の保全を意識した林業推進のイメージから、環境先進県としての姿勢を対外的にアピールできる。

以上のように、一元化の要望が県の組織検討につながった. その一元化した林業部門を どの部の所管にするか検討された結果、環境部門との統合となった.

■どのような議論がなされたか ⁶⁾

県(知事)に対して県議会議員からの声は、あくまで農林水産部の復活を望むものであった。平成16年3月4日、文書 ¹²⁾では「二元化によって生じていた林業政策の混乱が一元化によって解決することについては歓迎するが、それを環境部門に含む点について反対する」、その理由として、「林業が森林という名称になることにより、生業として捕らえるべき林業の性質が変容してしまった印象があり、生業として成立している林業は産業であり、その自然的な循環が結果的に地球環境に寄与するものであり、決して環境保全のために産業があるわけではない」とされた。

県議会においても、平成 10 年度の再編時と同様、林業振興をどのようにしていくのかについて焦点となっていた.

- ◇「生産林としての林業事業の振興をどのようにしていくのか、その振興をどのように 展開していくのか、担い手の育成、農、水、それと林と分かれていくときに、本当に 大切な担い手の育成の実現が林業事業の振興としてできていくのか」 これに対し、
- ◆「木材の持つ環境配慮型の素材性を強く打ち出し、より一層県産材の付加価値を高めるための新たなデモンストレーションを打ち出したい」(平成16年3月2日定例会)
- ◇「林を農林水産から外すということは、農林水産部では多角的な環境林造成の指導行

政ができないということか. 産も業も,森林事業にはもう要らないということか」 これに対し,

◆「農林水産業は一体のものとしてとらえていかなければならない面ある.よって,両 部の連携を密にしながら森林林業行政を推進したいと考えている」

(平成16年3月4日定例会)

◇「林業を第一次産業の一部門としてとらえるべきであり、農業の振興、漁業の振興と同じように、林業経営が業として成り立っていくような農林水産業と一体となった振興施策の展開が一番スムーズではないか.これまでは農山村の振興、あるいは農林水産業の後継者基金等、農林水産省を中心に常に施策というのは展開され、環境部へ持っていくこと自体が少し無理なような気がする」 (平成16年3月9日定例会)

県議会からは、林業部門の一元化は環境部門での所管ではなく、農林水が一体となった 部の編成として望む声であった。結果として、環境部門と林業部門が一体となる形で実現 したが、両部の連携を密にするということが、農林水を一体とすべきという意見に対する 県側の回答となっていた。

■再編後について 6)

県議会からは、農林水産部の復活の要望がその後も続いた.しかし、現場の声としては、 林は農とではなく環境と一体となっている今のほうがいい、という声も多い.その理由と して、林業は農業や水産業と比べ、国や県からの補助金も少なく、携わる県の職員も少な い、林業が農業の中にあると林業が埋没してしまうといった根本的な問題に起因するのか もしれない.

また、県議会からの農林水産部の復活という要望に回答するために、部局編成について の検証がされた.

平成 17 年 9 月の検証 13)

- ・ 現時点では、少子高齢化の進展や安価な輸入材木の増大などの社会経済構造の変化 を踏まえると、林業が産業として成り立っていくには非常に厳しい状況にあり、県と しては森林の有する多面的機能を重視した施策展開がいっそう重要
- ・ 関係団体からは、森林・林業行政について「今後は環境の視点で展開すべき」「森林・ 林業行政が一元化されていれば所管部局は問わない」という意見があり、体制として は環境施策として位置づけるべきと考える.

- ・ 市町村においては、「農林課、畜産課といった市町村の現行の組織との整合面からみると産業部門が担うほうが良い」「森林・林業行政が一元化されていれば所管部局は問わない」という両意見があるが、現状に対して大きな混乱はないと考える
- ・ 環境森林部・農水商工部の二つの部で所管していることは非効率な面もあるが、致 命的な課題ではない

そして、以上を踏まえて、「『森林・林業』行政は、産業振興の視点も重要だが、社会経済構造の変化や林業の産業構造の特殊性などから、現時点では、公益的機能・環境保全の視点からの取り組みを推進する必要があり、現行の体制(環境森林部所管)が有効と考える¹³⁾」とまとめられている.

さらに、森林・林業行政の成果から見た環境森林部としての組織編成の検証も行われている。また、三重の森林づくり条例の制定、三重の森林づくり基本計画の策定、森林環境 創造事業の創設による環境林整備、企業の森づくりなど、県民等との協働の取り組みや森 林環境教育の推進、県産材利用促進策の充実につながったと考えられている。

これまでは、県の本庁組織の見直しであったが、平成18年4月には、事業の実施部門である地域機関の組織の見直しが行われ、それまでは生活環境森林部と農水商工部として二つに分かれていたものが一本にされ、「農林水産商工環境事務所」となった.

そしてその後の検証結果の中で、関係団体と市町の双方からは、「組織の括りが分かりやすくなった」、市町においては、「県の地域機関は具体的な対策に関する窓口であるという性格から、農林水の連絡調整が容易にできる」といった評価があった.

今後の課題としては、職員間、関係団体、市町の三者から挙げているように、林業振興の重要性・必要性が隠れてしまうことへの対策を行っていくことであり、また、組織としては、農林水産に戻すべきだという意見もあるが、環境森林の括りでいいというのが大勢である、ということだ。

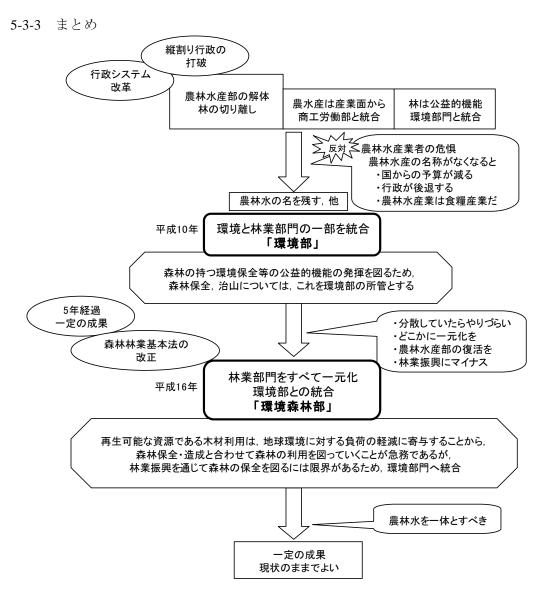


図 5-7 三重県「環境部」「環境森林部」設置の経緯

以上に、平成10年に発足した三重県「環境部」と、平成16年に発足した「環境森林部」の設置について、その背景や議論内容について調査した結果を述べた。

平成 10 年の再編においては、行政改革のなかで、従来から引き継がれてきた農林水産部を解体することが組織改革の課題として上げられ、そこから一部の林業部門と環境部門の統合ということになった。つまり、農林水産部の解体が第一であり、環境行政視点での林業の切り離しではなかった。そこにあらわれた議論には、解体への反対や農林水産の名称を残すべきだという意見や、国からの予算が得にくくなるのではという危惧が上げられていた。議論の末、農林水産という名称が残されるなどし、一部の林業部門と環境部門の統合という部分は実現し、「環境部」が発足した。

平成 16 年の再編においては、林業部門が分散して所管されていることによる非効率さや、部をたらいまわしにされる、という声から一元化が検討された.「環境部」が発足してから 5 年が経過し、「環境部」としてのある程度の成果と、平成 13 年の「森林・林業基本法」成立により、環境視点からの林業部門の取り組みの方向性が肯定されるようになっていた. こうした背景から、一元化された林業部門は環境部門との統合することになった.

また、地域機関の組織が見直され、「農林水産商工環境事務所」として、農林水産が一体となった。県の本庁組織が「環境農林水産部」となると、これは組織としての規模(職員数)や取り組む事業も多岐にわたることから、逆に混乱を招きかねない。しかし、地域機関ではその危惧は県の本庁組織ほどではないと考えられ、地域の窓口として現場の人にとって効率的なのではないかと考えられる。

今後,三重県では「森林環境部型」の組織形態がこのまま継続されるのか,あるいは県を取り巻く環境変化や林業部門と環境部門とのあり方が見直され,さらなる再編となるのかについて注目しているようである.

5-4 「独自型」滋賀県琵琶湖環境部について

5-4-1 新設時の琵琶湖環境部の概要

滋賀県琵琶湖環境部は平成9年度に図5-8のような組織編成で発足された.

この新しい部は公害防止,下水道の促進,森林の保護,自然環境の保全といった琵琶湖の水質保全に関連する事業を受け持つこととなった.環境政策課やエコライフ推進課,下水道計画課,森林保全課など既存 8 課と,既存の水政室を課に昇格させて,9 課で構成された ¹⁴⁾.下水道計画課と下水道建設課は土木部より,林務緑政課と森林保全課は農林水産部より,水政課は企画部より移管され,その他は前環境行政組織である生活環境部から引き継がれているものである.

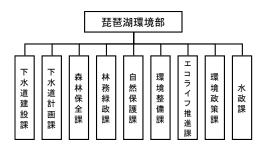


図 5-8 新設時の「琵琶湖環境部」の組織図

5-4-2 追加調査の結果

滋賀県の「琵琶湖環境部」の設置時の時代背景と設置経緯等について、滋賀県総務部人事課の K 氏からメール 15)で回答をいただいた.

以下に、回答内容と文献16)による追加調査結果をまとめる.

■当時の時代背景について ¹⁵⁾

琵琶湖総合開発特別措置法が平成9年3月31日で効力を失い,昭和47年から25年間に わたり実施してきた琵琶湖総合開発事業^{注3)}が終了することとなっており,琵琶湖総合開発 事業終了後の琵琶湖の保全について, どのように推進していくかが課題となっていた.

■琵琶湖環境部の設置と部編成について

以下は文献 16)からの引用である.

平成8年,ポスト琵琶湖総合開発をにらんだ琵琶湖総合保全の枠組みのための組織編成として,「環境」だけで部にならないかという意見がでた.当時の総務部長の考えとして,「県は,平成9年3月31日の同法の最終的な法期限の到来を控え,琵琶湖の総合保全の方策を模索していたが,総合保全を実現するためには,滋賀県だけの財政負担では難しい.国や下流府県,県民に対して更なる協力を求めていく必要があり,そのためには,県の真剣な姿勢を示すために最適な組織をつくる必要があるのではないか」というのがあり,琵琶湖に関する総合的な保全行政を行うに際して,国の縦割り行政を横断的に調整することができると期待され,「琵琶湖環境部」構想が姿を現した.

平成9年1月23日に人事課より生活環境部に対し、「県としての琵琶湖保全に対する 取り組み姿勢を、国・下流府県・県民に明確にし、一体とした取り組みを強化するため (仮称)琵琶湖環境部を新設し、環境関係課について所管する」という内示があった

そして、平成9年4月より「琵琶湖環境部」が設置されることとなった.

設置については,

- ・ 琵琶湖総合開発事業の終了により琵琶湖の総合保全が後退することのないよう, 琵琶 湖保全に関する諸施策を県政の重要課題と明確に位置づけ, 総合的に推進するための体制を確立すること ¹⁵⁾
- ・ 滋賀県は、1996年度で期限切れを迎える琵琶湖総合開発特別措置法後の「ポスト琵琶 総」事業を強力に推進するため、琵琶湖環境部を4月1日から発足させる¹⁴⁾
- ・ 地方分権や環境政策の必要の高まりなど時代の変化に適応するための組織・機構の見 直 $\mathbb{L}^{17)}$
- ・ 行政改革推進の一環として,効率的で県民に分かりやすい組織機構へ再編成するため, 縦割り行政の枠を超えて実施する(平成9年2月28日定例会).

部編成の目的については,

- ・ 琵琶湖保全に係る事務を一部局に集中することによる事務執行の効率化 ¹⁵⁾.
- ・ 琵琶湖総合開発事業の終了により、県主体でその後の琵琶湖の総合保全について取り 組む必要があった¹⁵⁾.
- ・ 林務については水源涵養,下水道については水質保全の観点から琵琶湖の総合保全という大きな目標に結びつくため ¹⁵⁾.
- ・ 琵琶総では、担当課が生活環境部、企画部、土木部、農林水産部に分散し、横の連携がスムーズでなかった反省に立って改組した ¹⁴⁾.

- ・ 様々な部に散らばっていた琵琶湖と環境に関係する課を統合し「琵琶湖環境部」¹⁷⁾
- ・ 琵琶湖の総合的な保全に全力で取り組まなければならないことから、従来の水政や環境行政に加えて下水道や水源涵養等、琵琶湖に関する諸施策を、部局を超えて一元的かつ総合的に推進する体制(平成9年2月28日定例会)

■どのような議論がなされたか ¹⁵⁾

- ・ 議会等では、琵琶湖総合開発事業終了後も琵琶湖の保全に取り組む姿勢を示したこと や、縦割り行政を脱した行政改革であることを評価する声があった。
- ・ 下水道関係課からは、土木部から分離することについて、土木技術関連事業の効率的 な執行ができなくなるのではないかという反対意見があった.
- ・ 農政水産部に残った農業集落排水事業関係事務,土木部に残った河港課についても, 琵琶湖環境部に移管すべきという意見もあった.

また、部の編成に関する議論の的については、県議会においては、総じて部局再編の必要性を十分に認識し、肯定的な評価をした上で、主として農村下水道関係と林業関係に議論が集まった¹⁶.

農村下水道に関して

◇「下水道と呼ばれるものに公共下水、農村下水、合併浄化槽と3つの様式があり、これらが有機的に結ばれ、事業展開できることが水質保全の第一歩であるが、なぜ琵琶湖環境部に農村下水が含まれていないのか」

これに対し,

◆「琵琶湖保全に係る事務を集中し、効率よく執行することについて随分議論をし、その過程では、農業集落排水事業についても下水道事業と一体化できないか十分検討したが、この事業は、農村総合整備事業の中の1つのメニューとなっており、農村集落の農業生産基盤と生活環境を総合的、計画的に整備するためには、やはり一体的に実施することが適切であると判断した。もちろん今回の部の再編を機に、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽それぞれの事業実施に当たっての連携、調整を従来にも増して密にする」 (平成9年2月28日定例会)

林業関係に関して

◇「森林の総合的利用の推進等が重要な課題であるが、琵琶湖環境部に再編されても、 今まで以上に努力が積み重ねられるべきである」 これに対し,

- ◆「森林の多面的な機能をさらに高めていくためには、健全な森林の育成から木材の利活用に至るまでの林業そのものの振興を図っていく必要があり、たとえ部が変わっても、今までどおりきめ細かな林業行政の推進を図っていくことに変わりがない。また、林業を営む多くの森林所有者は、同時に農家でもあり、農山村の振興のためには、今後とも農林水産行政が互いに連携をとって一体的な施策を推進していくことが重要であると考える」
- ◆「持続的な林業の発展がすなわちびわ湖の環境を守ることになるという考え方のもとに、国の林業政策や助成制度を踏まえながら、市町村や林業関係団体と連携して、林業の振興に努める」 (平成9年3月13日定例会)
- ◇「最近、環境問題としての森林の役割ばかりが強調されているが、木材供給源としての森林の果たす役割は極めて重要である.しかし、財政状況、就業構造の変化などを勘案するとき、これら施策の実行は容易でないと思慮される」

これに対し,

- ◆「林業の振興は琵琶湖の総合的な保全を図る観点から極めて重要であり、森林の持つさまざまな役割や県産材の持つよさを、県民を初め下流に積極的に PR し、森林の大切さを理解してもらい、山の応援団を広げていくことが県林業の発展にもつながっていくもの」 (平成9年3月5日定例会)
- ◇「少し林業行政のとらえ方がおかしいのではないか、林業行政というものは環境なのかどうかということ、公益的機能、いわゆる保水機能や水源涵養機能、大気浄化機能、土砂流出防備機能、二酸化炭素固定機能の確保のために林業行政というものがあるのだろうか、農業や漁業、商工業と同じように生産物の供給が主でなければならないと考える」

これに対し,

◆「林業経営があればこその山であり森林.この林業という営み自体が森林の持つ木材生産機能や公益的機能を発揮することにつながるものであるが、近年の林業情勢の厳しさから山離れが進んでいるのも事実であり、今回林業行政と環境行政を一体として取り組むこととしたのは、これからのびわ湖の総合的な保全を推進していく上で、まさに流れを汲みて源を知るとの思いからであり、森林の環境を守るということが林業の持続的発展の上に成り立つものであるということを承知しておればこその結果.森林の保全と林業は一体不可分のものであり、それは部の変更によって何ら変わるものではない。環境面にも踏み込んで、県の森林の役割や林業の大切さを改めて訴えていくことが林業の振興につながるものと考えている」(平成9年3月5日定例会)

■再編後について ¹⁵⁾

- ・ それまで林務といえば林業振興が中心であったが、環境保全に重要な意味を持つものであるという意識付けがされた. 他府県においても林務関係課を環境部局に移管する例が出る等、リーディングケースとなった.
- ・ 琵琶湖環境部長の下,各施策が他の環境施策と横並びで検討されることで,環境施策が一本化された.
- 環境問題に真摯に取り組んでいる県の姿勢を内外に対してアピールできた。
- ・ 予算の面では、削減ベースである近年の状況から一概には言えない.
- ・ 下水道については、土木部を離れたことで公共工事に関する県の情報(入札、積算、 歩掛り等)把握に気をつける必要が出てきた。

また、これからの課題については、環境問題に関する関心の高まりに応じ、地球温暖化対策(政策調整部企画調整課でも一部事務を所管)や環境学習支援(教育委員会事務局でも一部事務を所管)には部局を超えて対応していることから、部局間で協力して対応していくべきか、一部局に事務を集中すべきか、という検討を行うことだという。

5-4-3 まとめ

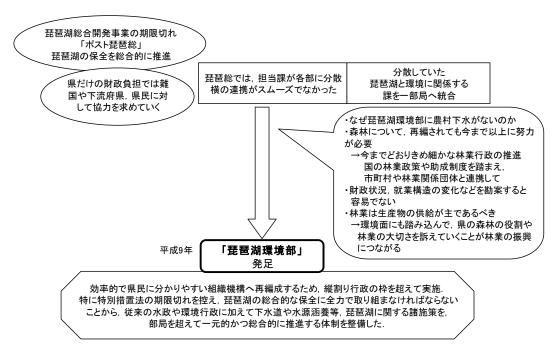


図 5-9 滋賀県「琵琶湖環境部」設置の経緯

以上に、平成9年に発足した滋賀県「琵琶湖環境部」の設置について、その背景や議論 内容について調査した結果を述べた.

滋賀県では、それまで25年間続けられてきた琵琶湖総合開発事業の法期限が迫り、「ポスト琵琶総」として琵琶湖の保全を総合的に推進する必要性と、県としての琵琶湖保全に対する取り組み姿勢を、国・下流府県・県民に明確にし、総合的な取り組みを強化するため、琵琶湖に関係の深い課を集めた「琵琶湖環境部」が設置された。この部には、従来農林水産部に所管されていた林業部門と、土木部に所管されていた下水道部門が含まれ、部を超えた横断的な取り組みを行う体制となった。「琵琶総」では、担当課が分散し、横の連携がスムーズでなかった反省に立ち、林務については水源涵養、下水道については水質保全の観点から琵琶湖の総合保全という大きな目標に結びつくために、このように改編されたのだった。部の所管にあたっては、分散することへの意見や、林業振興の衰退につながるのではないかという議論があった。

5-5 第5章のまとめ

以上のように、林業・農林水産業と環境部門の統合には、それぞれの公益的機能の視点、総合的な保全をめざしたという統合理由が述べられている。しかし、そのもともとの背景は、社会的背景からのニーズや縦割り県政の状況からの行政の打破といった行政改革における組織再編など、地域の実情によって異なっていた。

その中でも、農林水産部の林を切り離して環境部門と統合という案と、農林水産部全体とでの統合という案の二つの選択肢が検討されている。林業部門を農林水産から切り離して環境部門と統合することについては、議会や林業関係者から、農林水産は一体とすべき、国からの予算や業としての林業振興についてマイナスではないかという議論がされている。農林水産部全体と環境部門の統合については、それほど大きな議論はされていないように思われる。三重県を例にとっても、森林環境部型へ転換された後も農林水産として一体とすべきという意見が出されており、環境部門との統合に対する反対というよりも、農林水産部が分散する点への反対、という議論が多く見受けられる。

また、林業振興や農林水産業にとってマイナスではないかという意見に対しては、公益 的機能の視点を取り入れることで、アピールにつながる、新たな取り組みがうまれるなど、 これまでとは違った農林水産業、もしくは林業の振興のあり方を訴えている。また、他部 局との連携を密にするといった、横の関係を強化するということも主張されている。

「森林・林業基本法」の制定や国の補助を受けられるのかといった危惧から、県の行政において国の動向が強く関わっていることが分かる。また、滋賀県においては、琵琶湖の下流地域に対して県の姿勢をアピールする、というように、周りの地域からの補助や理解なども部編成の際に関わっている。

再編の際には、他の各部局との編成も関わり一筋縄では進まず、それぞれのデメリットが主張され、反対意見となる。しかし、その意見のなかに、環境部局としてのデメリットはあまり見受けられない。最近の環境部局の再編の場合は、農林水産部や土木部門と折衝が行われている。それが環境視点からの再編なのか、そうでないのかも地域によって異なっているのだろう。

- 注 1) 市町村とともに森林 GIS (地理情報システム)を活用して、地域の森林所有者、住民等との協働により、県内の森林を環境林(水源の涵養等、公益的機能を重視する森林)と生産林(木材生産を重視する森林)にゾーニングし、それぞれの機能に応じた整備を進めること。環境林においては、森林を次世代も含めた県民共有の財産(公共財)と位置づけ、その公益的機能を高度に発揮させる新たな森林管理を公共事業として 2001 年度から開始している。この森林環境創造事業は、市町村、森林組合当と連携して、全額公費負担で広葉樹や針葉樹が混交する多様な森林づくりを行うとともに、継続的な森林作業員雇用によって地域活性化に寄与し、効果的な県土利用に貢献する、とされる。この政策等がベースになり、少し形は変わったが、和歌山県とともに政府に提言した「緑の雇用事業」が国の予算として認められた。生産林に関しても、環境に配慮した森林経営を進めるため、国際 NGO である森林管理協議会の認証取得を県内事業者が国内で始めて取得したことを契機に、この認証取得を三重県としても 2001 年度から行っており、2003 年度までに 6 箇所での認証取得を支援する計画をした 7.
- 注 2)「林業基本法」は林業の振興を施策基本とし、林業を振興していけば、結果的に森林の持つ国土の保全、水源涵養等の公益的機能が発揮されるという考えであった。しかし、森林には、CO2の吸収や自然環境の保全等へ対応が求められるなど、その要請は多様化、高度化してきており、従来の木材生産に主眼を置いた森林の整備の考え方では、国民の理解を得られなくなっていった、そのような情景を背景に、森林・林業政策を木材生産に着目したものから、森林の有する多面的機能の発揮のため森林をどのように整備・保全してくのかということに着目したものに転換する観点から、森林・林業政策の抜本的な見直しが行われ、「森林・林業基本法」の成立へとつながった。9.
- 注 3) 琵琶湖総合開発事業とは、琵琶湖の恵まれた自然環境の保全と汚濁しつつある水質の回復を図ることを基調とし、その資源を正しく有効に活用するため、琵琶湖およびその周辺地域の保全、開発および管理について総合的な施策を推進することにより、関係住民の福祉と近畿圏の健全な発展に資することを目的とし、琵琶湖総合開発特別措置法に基づいて決定された。この事業計画は、琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための「保全対策」、淀川および琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための「治水対策」、琵琶湖の水をより有効に利用できるようにするための「利水対策」の三本柱のもとに二十二の分野で実施され、昭和47年度から二回の計画変更がなされて最終的に平成8年度までの25年間にわたって継続された18,19)。

【参考文献】

- 1) 神奈川県農政部環境農政総務課職員<****@pref.kanagawa.jp>2007-12-25, 私信
- 2) 朝日新聞, 1998-9-11
- 3) 大阪府環境農林水産部元職員 Y 氏<****@yahoo.co.jp>2007-12-11, 私信
- 4) 大阪府環境農林水産部元職員 Y 氏, 2007-12-14, 私信
- 5) 大阪府議会資料, 2007-12-19, メール添付にて入手
- 6) 三重県総務部経営総務室職員 K 氏, 2007-11-20, 私信
- 7) 三重県: 生活者起点の県政をめざして・三重県の改革8年の軌跡, pp.82-83, 政策開発 研修センター(2003)
- 8) 中日新聞, 1997-12-01
- 9) 三重県議会資料 ヒアリング時に入手
- 10) 三重県議会資料 ヒアリング時に入手
- 11) 三重県議会資料 ヒアリング時に入手
- 12) 三重県議会資料 ヒアリング時に入手
- 13) 三重県議会資料 ヒアリング時に入手
- 14) 朝日新聞, 1997-02-21
- 15) 滋賀県総務部人事課職員 K 氏<****@pref.shiga.lg.jp>: 2007-12-5, 私信
- 16) 村松岐夫:包括的地方自治ガバナンス改革 RIETI 経済政策分析シリーズ 5, pp.58-95 東洋経済新報社(2003)
- 17) 朝日新聞, 1997-02-22
- 18) 琵琶湖総合開発協議会: 琵琶湖総合開発事業 25 年のあゆみ, pp.64-65, 琵琶湖総合開発協議会(1997)
- 19) 滋賀県琵琶湖研究所:琵琶湖総合開発の終結 今後の水環境政策の課題, p.11, 滋賀県琵琶湖研究所編(1997)

第六章

結論

第六章 結論

本章では、第四章の環境部局の変遷と第五章の追加調査で明らかにした事柄をまとめ、 さらにその結果から考察と提言を述べる。

6-1 まとめ

部局型の変遷について

- ・ 昭和46年では、「独立環境部型」「企画部型」「衛生部型」が主流であった.
- ・ 昭和 49 年から昭和 52 年では、「独立環境部型」「生活環境部型」「衛生部型」が主流となり、「企画部型」は減少していく.
- ・ 昭和 55 年から平成 7 年までは、「衛生部型」が主流となり、昭和 58 年から平成 4 年までは、全都道府県の半数以上を占めていた。
- ・ 平成 10 年以降では、「生活環境部型」が急増し主流となり、全都道府県の半数以上を 占める。それまで主流であった「衛生部型」は大きく減少し、転換期といえる。また、 「生活環境部型」は、"文化"や"安全"を前に出した形のものが現れ、多種化がみられる。
- ・ 平成 10 年時点では、それまで見られなかった「独自型」「森林環境部型」「農林水産環境部型」があらわれるようになる。

部局以下の変遷について

- ・ 「公害」という名称は、昭和 46 年ではほぼ全都道府県で用いられていたが、それ以降 減少し、昭和 61 年から平成元年で半数、平成 10 年で 2 県、そして平成 19 年ではまっ たく用いられなくなっている。
- ・ 「廃棄物」という名称は、平成4年時点から見られるようになり、平成10年で約半数 の都道府県で設置されている。その後平成13年で31まで増加し、それ以降は大きく増 えてはいない。
- ・ 「循環型」は、平成10年時点からあらわれだし、「廃棄物」より6年遅れてあらわれる。 平成19年では約半数で設置されており、その後も増加している。
- ・ 「地球環境」「温暖化」は、平成13年時点から現われている。まだ少数の府県であるが、徐々に増加している。

新たにあらわれてきた部局型について

神奈川県「環境農政部」

神奈川県は当時、少子高齢化や国際化の進展などの社会的な背景から、行政システムの 再構築の必要性があった。そして、効率的・効果的組織を設置すべく検討が行われ、農政 部を解体し、農水産業は産業としての自立を目指し、林業は公益的機能の視点から環境部 と統合するという案が出された。しかし、この案には「農林水を一体に」「林業の経営支援 が弱まる」「環境部の力がそがれてしまう」といった反対意見が飛び交った。そして、当初 の案ではなく、農政部門全体と環境部が統合する形で再編となった。

この再編の狙いとしては、「緑行政の一元化を図り、環境保全に果たす県土保全・水源 涵養等の農林水産業の公益的機能を活かしながら、都市農業をはじめとする農林水産業を より一層振興することによって、県民に新鮮で安全な食料の安定的な供給を図るとともに、 安全で快適な環境保全と創造を総合的、計画的に行うこと」とされた.

大阪府「環境農林水産部」

大阪府において当時, 高齢化社会の進展や生きがいといった府民ニーズがあり, それを満たすためには福祉部と保健部の統合が必要であった. 保健部は当時, 環境保健部として環境局と一体の部であったが, 環境保健部と福祉部の統合となると, 部の規模として大きくなりすぎるため, 環境局は切り離して福祉部と保健部の統合となった. 切り離された環境局は, 当時, 府における農林水産業の衰退により組織基盤として弱体化していた農林水産部と統合されることとなり, 存続の危機にあった農林水産部にとっては, ある意味「渡りに船」で統合が進んだ.

農林水産部と環境局を統合するにあたっては、その狙いとして「農林水産業の営みそのものや農林水産業の基礎となる自然資源が持つ多面的機能を活用するとともに、環境を適正に監視・規制し、評価、誘導などを行っていくことを通じて、府民への新鮮な食料の供給と、公害の防止をはじめ快適な環境の保全・創造を効率的に図ることができる」とされた。

また、ヒアリングから、再編によって審議会など部局以外の組織にも影響を与え、職員間の交流について支障があり、それを解決するのにはある程度の時間がかかることが分かった.

三重県「環境部」

平成 10 年の再編においては、行政改革のなかで従来から引き継がれてきた農林水産部を解体することが上げられ、そこから一部の林業部門と環境部門の統合ということになった。つまり、環境部門と林業部門を組み合わせることを目的として農林水産部から林業を切り離したのではなく、農林水産部の解体が第一であり、環境視点での林業の切り離しではな

かった. 林業は、農水産業と比べると材価の低迷や厳しい労働環境といった経済面・後継者問題など比較的不利な産業であり、環境の視点での森林整備が有効ではないか、という考えとなった. そこにあらわれた議論としては、解体への反対や農林水産の名称を残すべきだ、国からの補助が得にくくなるのでは、といった危惧であった. 議論の末、農林水産という名称が残ることとなったが、一部の林業部門と環境部門の統合という部分は実現し、「環境部」が発足し、この時点では林業部門は二部にまたがっていた.

三重県「環境森林部」

平成 16 年の再編においては、林業部門が分散して所管されていることによる非効率さや 部をたらいまわしにされる、という声から一元化が検討された.「環境部」が発足してから 5 年が経過し、「環境部」としてのある程度の成果と、平成 13 年の「森林・林業基本法」 成立により、環境の視点からの林業部門の取り組みの方向性が肯定されるようになっていた.こうした背景から、一元化された林業部門は環境部門との統合することとなった.

また、地域機関の組織が見直され、「農林水産商工環境事務所」として、農林水産が一体となった。県の本庁組織が「環境農林水産部」となると、これは組織として規模(職員数)や取り組む事業も多岐にわたることから、逆に混乱を招きかねない。しかし、地域機関ではその危惧は県の本庁組織ほどではないと考えられ、地域の窓口として現場にとって効率的ではないかと考えられる。

滋賀県「琵琶湖環境部」

滋賀県では、25 年間続けられてきた琵琶湖総合開発事業の法期限が迫り、「ポスト琵琶総」として琵琶湖の保全を総合的に推進する必要と、県としての琵琶湖保全に対する取り組み姿勢を、国・下流府県・県民に明確にし、総合的な取り組みを強化するため、琵琶湖に関係の深い課を集めた「琵琶湖環境部」が設置された。この部には、従来農林水産部に所管されていた林業部門と、土木部に所管されていた下水道部門が含まれ、部を超えた横断的な取り組みを行う体制となった。部の所管にあたっては、分散することへの意見や、林業振興の衰退につながるのではないかという議論があった。

6-2 考察

部の再編には、社会的背景からの住民のニーズや県政の状況など、それぞれの地域の実情が深く関係している。またその際、他の各部局の編成も関わり、一筋縄では進まない。環境部局については、環境部局自体の解体は見られず、他の部局が環境部局と統合される形であった。環境部局は、あらゆる部局と関わりがあるため、再編の際にさまざまな部局との統合が検討され得る。それまでは保健部門との統合組織などが主流であったが、最近

では林業や農業部門との統合が顕著であり、公益的機能からの横断的・総合的な視点をめざす、いうことが統合理由とされる。つまり、環境部局は他部局との統合などにより、変化が激しい部局の一つではないかと思われる。そして、環境部門との統合に対する議論の際には、統合される側への危惧のほうが大きい。その危惧というのは、例えば林業振興の遅れや国からの補助を確保できるのか、などといったものである。しかし、財政面については、国や下流地域に対して支援を求めるため、琵琶湖保全に向けてその姿勢を表した、という琵琶湖環境部の例もある。

一方, 部局の中に置かれる課の変化は、それに関する法の制定時期と関連があるようだった. 環境における政策面から組織を変える場合、それは部局レベルではなく、課・室のレベルのほうが顕著であるといえるのではないか. 課・室レベルでの変更のほうが容易であることはあらゆる組織においても同様であると推測さできるが、部局再編の際に環境への政策を強化するため、という視点が一般的なものではないようだ.

6-3 提言

環境政策を強化するための環境部局の再編という視点は一般的ではないようで、これは 環境部局がまだ大きな組織とはいえないためであることがあげられる。どこかの部局との 統合という形での再編が一般的であり、それに関しては、都道府県全体でのバランスが重 視されるため、当然であるといえる。しかし、統合理由で述べられているように、総合的・ 横断的な政策は必要なことであり、それをどのようにチェック・評価していくのか、また 再編による部門の分散から不便をきたし得る現場への配慮といった視点が必要だと考える。

6-4 本研究における今後の課題

本研究は、以上に述べてきたように都道府県における、特に部に焦点を当てたものである。しかし、課や室について分析をすれば、さらに細かい名称の変化や、点で現れる名称などが見られ、時代に合わせた組織の変化や環境部局内に課としての設置がそぐわなかったと思われるものなど、新たな考察が導かれるのではないかと思う。また、国の組織との比較など多様な角度からの分析も可能であり、それらによってより充実した研究テーマになると思われる。

引用 web ページ



謝辞

本研究を締めくくるにあたって,一年半の間ご指導いただいた指導教官の香川雄一講師 には,心から感謝申し上げます.安心して研究を進めていくことができました.

また、本論文の査読をしてくださった井手慎司教授には、提出時点では不十分であった点について分かりやすく説明してくださいましたこと、深く感謝いたします。このように仕上げることができたのは、先生方からのご指導をいただいたおかげだと感じています。そして、一昨年ご指導いただいた石川義紀教授にもたくさんお世話になり、またこの研究についても相談にのっていただいたこと、深く感謝いたします。先生方には、発表会においてたくさんご指摘いただいきましたこと、感謝申し上げます。

さらに、本論文の追加調査にご協力いただいた、神奈川県環境農政部環境農政総務課の職員の方、大阪府環境農林水産部元職員Yさん、三重県総務部経営総務室Kさん、滋賀県総務部人事課Kさんには、私の論文のためにお時間をとっていただいたこと、深く御礼申し上げます、論文を進めていくにあたって、大きな励みとなりました。

そして、同じ研究室の尾上君、小山君、田村君、玉川君、みんなの会話を聞き耳立てて聞いていてとても楽しかったし、横町さんとは、いろんな話ができて、とっても楽しかったです。発表会の質疑のメモをしてくれていた皆さんにも感謝します。この卒業研究を通してたくさんのことを学べ、また多くの人に支えられながら進めてきたのだと感じます。このような機会があったことを有難く感じます。

大学生活ではたくさんの人に出会ったことで、それまでになかったことを経験し、感じてきました。とても幸せなことです。これからの励みにしていきたいと思います。みなさんに心から感謝いたします。

最後に、たくさん心配をかけてしまいましたが、私の学生生活を支え続けてくれた両親 に、心から感謝の意を申し上げます.

これで本論文を終了します.

平成 20 年 2 月 21 日 金築幸代

APPENDIX

*以降に掲載しているものは、主に「職員録 下巻」から、都道府県別に環境部局の部局・課・室名を3年毎に取り上げたものである. また、空欄の年度の部分は、前欄からの変化がないものとなっており、直接的な公害・環境の担当課と判断したものには下線を引いた.

北海道

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61
企画部			生活環境部		
企画課	道民生活課	道民生活課	道民生活課		総務課
調整課	公害調整課	消費生活課	消費生活課		生活文化課
開発第一課	公害規制課	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>		消費生活課
開発第二課	<u>自然保護課</u>	<u>環境審査課</u>	<u>環境影響審査課</u>		<u>環境保全課</u>
地域振興課	交通安全対策事務局	<u>公害対策課</u>	<u>公害対策課</u>		<u>公害対策課</u>
公害課		<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>		<u>自然保護課</u>
統計課		交通安全対策事務局	交通安全対策事務原	司	青少年婦人局
					交通安全局
					国民体育対策事務局

平成元	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	保健環境部	1		環境	生活部	
総務課	総務課	(環境室)	(環境室)	<u>(環境室)</u>	(環境室)	総務課
地域医療課	地域医療課	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	(環境局)
保健予防課	保健予防課	<u>環境対策課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境政策課</u>
成人保険課	成人保険課	<u>環境整備課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>循環型社会推進課</u>	<u>環境保全課</u>
食品衛生課	食品衛生課	自然保護課	<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	自然保護課	<u>循環型社会推進課</u>
薬務課	薬務課	脱スパイクタイヤ推進室	(環境室外)	<u>みどり対策室</u>	(環境室外)	<u>自然保護課</u>
環境調整課	<u>環境調整課</u>	<u>資源リサイクル対策室</u>	文化. 青少年室	(環境室外)	生活文化·青少年室	(生活局)
環境対策課	<u>環境対策課</u>	(環境室外)	女性室	総務課	文化振興課	くらし安全課
衛生施設課	衛生施設課	総務課	交通安全対策室	文化振興課	生活振興課	道民活動文化振興課
自然保護課	自然保護課	地域医療課	総務課	生活振興課	男女平等参画推進室	
	脱スパイクタイヤ推進室	保健予防課	アイヌ施設推進室	交通安全対策室	交通安全対策室	
	<u>資源リサイクル推進室</u>	成人保険課	消費生活課	男女平等参画推進室		
		食品衛生課	文化振興課	アイヌ施設推進室		
		薬務課		生活文化·青少年室		
				消費生活室		

青森県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61
衛生部				環境保健部	
医務薬務課	医務薬務課				
公衆衛生課	公衆衛生課				
環境衛生課	環境衛生課				
公害課	公害課				
	<u>自然保護課</u>				

平成元	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境保健部	3		環境生	活部	
	医務薬務課	生活衛生課	生活文化課	文化スポーツ振興課	県民生活政策課	県民生活部文化課
	健康推進課	環境保全課	生活衛生課	県史編さん室	青少年·男女共同参画課	国際課
	生活衛生課	原子力環境対策室	国際交流課	生活衛生•交通安全課	<u>環境政策課</u>	青少年·男女共同参画課
	<u>廃棄物対策室</u>	<u>自然保護課</u>	青少年課	国際課	原子力安全対策課	<u>環境政策課</u>
	<u>環境保全課</u>	医務薬務課	女性政策課	青少年課	<u>自然保護課</u>	原子力安全対策課
	原子力環境対策室	健康推進課	交通安全対策室	男女共同参画課		<u>自然保護課</u>
	自然保護課		県史編さん室	<u>環境政策課</u>		<u>県境再生対策室</u>
			<u>環境政策課</u>	廃棄物・不法投棄対策室		
			<u>廃棄物対策課</u>	原子力安全対策課		
			原子力安全対策課	<u>自然保護課</u>		
			<u>自然保護課</u>	美術館整備・芸術パーク構想推進室		

岩手県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
企画部			珥	境保健部		Ī
総務課	医薬課			医薬課	医務課	_'
企画調整課	予防課			保健予防課	保健予防課	
開発課	環境衛生課			環境衛生課	生活衛生薬務課	
公害課	公害課			公害課	<u>環境公害課</u>	
統計調査課	<u>自然保護課</u>			<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	
平成元	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境保健部	3			環境生活部	
•	医務課	医務課	総務生活課	環境生活企画室	環境生活企画室	
	保健予防課	健康推進課	文化国際課	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	
	生活衛生薬務課	生活衛生薬務課	青少年女性課	<u>資源循環推進課</u>	<u>資源循環推進課</u>	
	<u>環境公害課</u>	<u>環境公害課</u>	<u>環境整備課</u>	自然保護課	<u>自然保護課</u>	
	<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>環境保全課</u>	資源エネルギー課	<u>資源エネルギー課</u>	
	<u>廃棄物対策室</u>	<u>廃棄物対策室</u>	自然保護課	青少年女性課	青少年·男女共同参画課	
					産業 廢棄物不法投棄緊急特別対策室	

宮城県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
衛生部		生活環境部		保領	環境部	
公衆衛生課	県民課	県民課	県民課	医務課	医務課	-
医務課	消費流通課	消費流通課	消費流通課	地域保健課	地域保健課	
環境衛生課	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	公衆衛生課	公衆衛生課	
薬務課	公害調整課	公害調整課	公害調整課	環境衛生課	環境衛生課	
(公害対策局)	公害規制課	公害規制課	<u>公害規制課</u>	薬務課	薬務課	
公害調整課	交通安全対策室	交通対策課	交通対策室	<u>環境調整課</u>	<u>環境管理課</u>	
公害規制課	青少年室	青少年課	青少年課	原子力安全対策室	原子力安全対策室	
			美術館建設準備室	<u>公害規制課</u>	<u>環境保全課</u>	
				<u>環境保全課</u>		
平成元	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
保優	建環境部			環境生活		
	医務課	環境生活総務課		環境生活総務課	環境生活総務課	環境生活総務課
	県立病院管理課	<u>環境政策課</u>		<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>
	地域保健課	<u>環境対策課</u>		<u>環境対策課</u>	<u>環境対策課</u>	<u>環境対策課</u>
	公衆衛生課	<u>環境保全課</u>		<u>自然保護課</u>	原子力安全対策室	原子力安全対策室
	環境衛生課	<u>廃棄物対策課</u>		生活衛生課	<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>
	<u>廃棄物対策室</u>	原子力安全対策室		<u>廃棄物対策課</u>	食と暮らしの安全推進課	食と暮らしの安全推進課
	薬務課	生活衛生課		生活・文化課	<u>資源循環推進課</u>	<u>資源循環推進課</u>
	<u>環境管理課</u>	文化振興課		国際交流課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>
	原子力安全対策室	青少年課		男女共同参画推進課	生活·文化課	生活・文化課
	環境保全課	女性政策課		NPO/青少年室	国際交流課	竹の内産廃処分場対策室
					男女共同参画推進課	男女共同参画推進課
					NPO活動促進室	NPO活動促進室

秋田県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
企画開発部	環	境保健部			生活環境部	
総合調整課	医務薬事課			県民生活課		
工業開発課	公衆衛生課			交通安全対策課		
公害課	環境衛生課			青少年婦人課		
	公害課			消防防災課		
	<u>自然保護課</u>			<u>環境衛生課</u>		
				<u>環境保全課</u>		
				<u>自然保護課</u>		
平成元	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	生活環境	部			生活環境文化部	3
	県民生活課	県民生活課		県民文化政策課	県民文化政策課	県民文化政策課
	交通安全対策課	青少年女性課		消防防災課	男女共同参画課	安全・安心まちづくり推進課
	青少年婦人課	消防防災課		国際交流課	<u>環境政策課</u>	男女共同参画課
	消防防災課	環境衛生課		<u>環境政策課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>環境あきた創造課</u>
	環境衛生課	<u>環境保全課</u>		<u>環境整備課</u>	生活衛生課	<u>環境管理室</u>
	<u>環境保全課</u>	<u>自然保護課</u>		生活衛生課	<u>自然保護課</u>	<u>八郎潟環境対策室</u>
	<u>自然保護課</u>	<u>廃棄物対策室</u>		<u>自然保護課</u>	<u>環境あきたアクションチーム</u>	<u>環境整備課</u>
	<u>廃棄物対策室</u>					生活衛生課
						自然保護課

山形県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
御	f生部		環境	保健部		
医務課	医務課	医務課		医薬務課		-
環境衛生課	保健予防課	保健予防課		保健予防課		
薬務課	環境衛生課	環境衛生課		環境衛生課		
保健予防課	病院管理課	病院管理課		病院管理課		
公害課	薬務課	薬務課		<u>公害課</u>		
	<u>公害課</u>	公害課		<u>自然保護課</u>		
	広域水道準備室	<u>自然保護課</u>				
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境保健部			文化	環境部	
医薬務課		医薬務課	<u>環境保護課</u>	文化振興課	文化振興課	県民文化課
保健予防課		保健予防課	<u>環境整備課</u>	国際室	国際室	学術振興課
環境衛生課		環境衛生課	文化振興課	学事振興課	学術振興課	女性青少年政策室
県立病院課		<u>環境保全課</u>	国際室	県民生活女性課	男女共同参画室	<u>環境企画課</u>
公害課		<u>自然保護課</u>	学術振興課	男女共同参画室	<u>環境企画課</u>	<u>環境保全室</u>
自然保護課		(病院局)	県民生活女性課	消防防災課	<u>環境整備課</u>	<u>循環型社会推進課</u>
		県立病院管理課	消防防災課	(環境政策推進室)	<u>環境保護課</u>	みどり自然課
		県立病院経営課	<u>環境企画課</u>	<u>環境整備課</u>		
				<u>環境保護課</u>		

福島県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
厚生部	生活班	環境部		保健環境	竟部	
社会課	県民生活課	県民生活課	医務課			
児童家庭課	地域振興対策室	地域振興対策室	県立病院課			
保健課	交通安全対策室	交通安全対策室	薬務課			
国民年金課	青少年課	青少年課	公衆衛生課			
医務課	広報広聴課	広報広聴課	環境衛生課			
公衆衛生課	消防防災課	消防防災課	環境保全課			
環境衛生課	<u>環境保全課</u>	<u>環境整備課</u>	公害規制課			
薬務課	<u>公害規制課</u>	<u>自然保護課</u>				
<u>公害対策課</u>		<u>公害規制課</u>				
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
保健3	環境部			生活	環境部	
医務課	医務課	県民生活課		県民生活課	(県民環境総務領域)	(県民環境総務領域)
県立病院課	県立病院課	青少年女性課		生活交通室	総務企画グループ	総務企画グループ
薬務課	薬務課	消防防災課		<u>環境政策課</u>	県民文化グループ	人権男女共生グループ
公衆衛生課	環境衛生課	<u>環境保全課</u>		<u>廃棄物対策課</u>	人権男女共生グループ	青少年グループ
環境衛生課	<u>環境保全課</u>	<u>廃棄物対策課</u>		原子力安全対策課	青少年グループ	生活交通グループ
<u>環境保全課</u>	原子力安全対策課	原子力安全対策課		<u>環境指導課</u>	生活交通グループ	国際交流グループ
原子力安全対策課	<u>公害規制課</u>	<u>環境指導課</u>			国際交流グループ	旅券グループ
公害規制課		生活交通室			旅券グループ	(文化領域)
		女性政策室			(県民安全領域)	県民文化グループ
					消防保安グループ	文化振興グループ
					災害対策グループ	(県民安全領域)
					原子力安全グループ	消防保安グループ
					(環境共生領域)	災害対策グループ
					<u>環境活動推進グループ</u>	原子力安全グループ
					<u>循環型社会推進グループ</u>	<u>(環境共生領域)</u>
					<u>環境評価景観グループ</u>	<u>環境活動推進グループ</u>
					<u>自然保護グループ</u>	<u>循環型社会推進グループ</u>
					<u>(環境保全領域)</u>	<u>環境評価景観グループ</u>
					<u>一般廃棄物対策グループ</u>	
					産業廃棄物対策グループ	(環境保全領域)
					<u>大気環境グループ</u>	<u>一般廃棄物対策グループ</u>
					<u>水環境グループ</u>	<u>産業廃棄物対策グループ</u>
						大気環境グループ
						<u>水環境グループ</u>

茨城県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
開発部			環境局			
開発第一課	環境指導課	<u>環境指導課</u>	<u>環境管理課</u>			
開発第二課	大気保全課	<u>大気原子力課</u>	<u>公害対策課</u>			
鹿島開発第一課	<u>水質保全課</u>	<u>水質保全課</u>	霞ヶ浦対策課			
鹿島開発第二課			原子力安全対策課			
原子力課						
<u>公害対策課</u>						
<u>公害規制課</u>						
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
環境	局			生活環境部		
		生活文化課	<u>環境政策課</u>	生活文化課	生活文化課	生活文化課
		国際交流課	<u>環境対策課</u>	交通安全対策室	安全なまちづくり推進室	国民文化祭推進室
		消防防災課	霞ヶ浦対策課	国際交流課	県民運動推進室	国際課
		原子力安全対策課	<u>廃棄物対策課</u>	消防防災課	国際交流課	<u>環境政策課</u>
		<u>環境保全課</u>	原子力安全対策課	原子力安全対策課	消防防災課	<u>環境対策課</u>
		<u>公害対策課</u>	生活文化課	<u>環境政策課</u>	防災航空室	<u>廃棄物対策課</u>
		<u>霞ヶ浦対策課</u>	国際交流課	<u>環境対策課</u>	原子力安全対策課	危機管理室
		<u>廃棄物対策課</u>	消防防災課	霞ヶ浦対策課	<u>環境政策課</u>	消防防災課
				<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境対策課</u>	原子力安全対策課
					霞ヶ浦対策課	
					<u>廃棄物対策課</u>	
					<u>不法投棄対策室</u>	

栃木県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
商工労働部			衛生環境部			
中小企業課	医務課		医務課		医務課	-
工業課	保健予防課		保健予防課		保健予防課	
公害課	環境衛生課		環境衛生課		環境衛生課	
観光課	<u>環境整備課</u>		<u>環境整備課</u>		<u>環境整備課</u>	
労政課	薬務課		薬務課		薬務課	
職業安定課	公害一課		<u>公害対策課</u>		公害課	
職業訓練課	公害二課		<u>公害防止課</u>		病院整備課	
失業保険課						
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	衛生	環境部		生活環境部		環境森林部
医務課	医務課	医務課	文化振興課	文化振興課	文化振興課	環境森林政策認
健康対策課	健康対策課	健康対策課	同和対策課	人権同和対策課	人権同和対策課	<u>環境保全課</u>
健康増進課	健康増進課	<u>環境整備課</u>	女性青少年課	女性青少年課	女性青少年課	<u>自然保護課</u>
環境衛生課	環境衛生課	薬務課	国際交流課	国際交流課	国際交流課	<u>廃棄物対策課</u>
薬務課	薬務課	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>	<u>(環境局)</u>	林業振興課
<u>環境整備課</u>	公害課	健康と生きがいの森整備室	<u>環境整備課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>環境政策課</u>	森林整備課
公害課			<u>廃棄物安全対策室</u>		<u>環境管理課</u>	
					<u>環境整備課</u>	

群馬県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
нцинто	企画部	ничног		衛生環境部	нциноп	
調整課	企画課	企画課	医務課	医務課		
<u>公害課</u>	幹線交通課	土地対策課	病院管理室	病院管理室		
統計課	調整課	幹線交通課	環境衛生課	環境衛生課		
	<u>環境保全課</u>	<u>水資源課</u>	予防課	保健予防課		
	<u>公害課</u>	環境保全課	保健福祉課	成人保健対策室		
	統計課	<u>公害課</u>	薬務課	薬務課		
		統計課	公害課	<u>公害課</u>		
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	
丁/火!	衛生環境部	丁/%/	T144.10	環境生活部	T-14C10	環境·減

平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
1	衛生環境部			生活部	環境・森林局	
医務課	医務課	医務課	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>
環境衛生課	環境衛生課	地域保健室	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>
<u>廃棄物対策室</u>	保健予防課	生活衛生課	<u>生活環境課</u>	<u>生活環境課</u>	<u>廃棄物政策課</u>	<u>廃棄物政策課</u>
保健予防課	健康長寿室	保健予防課	<u> 産業廃棄物対策推進室</u>	<u>産業廃棄物対策推進室</u>	<u>自然環境課</u>	<u>自然環境課</u>
成人保健対策室	薬務課	健康長寿課	<u>自然環境課</u>	<u>自然環境課</u>	尾瀬保全推進室	<u>尾瀬保全推進室</u>
薬務課	<u>環境保全課</u>	薬務課	<u>鳥獣保護係</u>	<u>尾瀬保全推進室</u>	林政課	林政課
公害課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>(環境局)</u>	<u>尾瀬保全推進室</u>	県民生活課	林業振興課	きのこ特産室
	県立病院課	環境政策課	県民生活課	男女共同参画室	きのこ特産室	林業振興課
		環境保全課	女性政策室	人権同和課	森林保全課	森林保全課
		<u>生活環境課</u>	同和対策課			
		<u>自然環境課</u>				

埼玉県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
県民生活部			環境部			
県民課	自然保護課	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>		
交通安全課	<u>公害対策課</u>	<u>大気保全課</u>	<u>大気保全課</u>	<u>環境審査課</u>		
公害対策課	<u>大気規制課</u>	水質保全課	<u>水質保全課</u>	<u>大気保全課</u>		
<u>公害規制課</u>	<u>水質規制課</u>	自然保護課	<u>自然保護課</u>	<u>水質保全課</u>		
消費生活課	交通安全課	交通安全課	地震防災課	<u>環境整備課</u>		
砂利管理課	消防防災課	消防防災課	消防課	<u>自然保護課</u>		
				消防防災課		
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境	竟部		環境防	災部	環境部
	<u>環境管理課</u>	<u>環境政策課</u>	ダイオキシン対策室	ダイオキシン対策室	防災安全局	<u>環境政策課</u>
	<u>地球環境保全推進室</u>	<u>環境推進課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>廃棄物政策室</u>	<u>環境政策課</u>	<u>温暖化対策課</u>
	<u>環境審査課</u>	<u>大気保全課</u>	<u>環境推進課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境推進課</u>	<u>青空再生課</u>
	<u>大気保全課</u>	水質保全課	<u>大気水質課</u>	<u>環境推進課</u>	<u>青空再生課</u>	<u>水環境課</u>
	水質保全課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>青空再生課</u>	<u>水環境課</u>	<u>廃棄物指導課</u>
	<u>廃棄物対策課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>水環境課</u>	<u>廃棄物指導課</u>	<u>資源循環推進課</u>
	<u>自然保護課</u>	消防防災課	<u>緑政課</u>	<u>廃棄物指導課</u>	<u>資源循環推進課</u>	<u>みどり自然課</u>
	消防防災課	地震対策課	(県民生活局)	<u>みどり自然課</u>	みどり自然課	
			県民生活課	防災安全局	危機管理課	
			青少年課	消防防災課	消防防災課	
			女性政策課	交通安全課	交通安全課	
			消費生活課	工業保安課	化学保安課	
			(防災局)			
			交通安全課			
			消防防災課			

千葉県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
公害対策局			環境部	祁		
公害対策課	<u>環境調整課</u>	<u>環境調整課</u>				_
<u>公害規制課</u>	<u>大気保全課</u>	<u>大気保全課</u>				
<u>予防課</u>	水質保全課	<u>水質保全課</u>				
	<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>				
		<u>生活環境課</u>				
<u>平成1</u>	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境部	B			環境生活部	
環境調整課	<u>環境調整課</u>			<u>環境生活課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>
<u>大気保全課</u>	<u>大気保全課</u>			<u>大気保全課</u>	<u>大気保全課</u>	<u>大気保全課</u>
<u>水質保全課</u>	水質保全課			水質保全課	<u>水質保全課</u>	<u>水質保全課</u>
自然保護課	<u>自然保護課</u>			<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>
<u>生活環境課</u>	<u>生活環境課</u>			<u>一般廃棄物課</u>	<u>資源循環推進課</u>	<u>資源循環推進課</u>
<u>産業廃棄物室</u>	<u>産業廃棄物課</u>			<u>産業廃棄物課</u>	<u>産業廃棄物課</u>	<u>廃棄物指導課</u>
				県民生活課	県民生活課	県民生活課
				文化国際課	NPO活動推進課	NPO活動推進課
				交通安全対策課	文化振興課	文化振興課
					交通安全対策課	交通安全対策課

東京都

<u>境部</u>
対策部
<u>部</u>

神奈川県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
盆	〉:害対策事務局		珥	境部		
公害企画課		環境総務室		環境総務室		_
<u>大気騒音課</u>		<u>大気保全課</u>		<u>環境管理課</u>		
<u>水質課</u>		<u>水質保全課</u>		<u>大気保全課</u>		
		<u>環境整備課</u>		<u>水質保全課</u>		
		<u>自然保護課</u>		<u>環境整備課</u>		
		防災消防課		<u>自然保護課</u>		
		工業保安課		防災消防課		
				工業保安課		
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境				環境農政部	
環境総務室	晋	四倍纵攻劳				
	**·元·心··// 土	環境総務室		環境農政総務室	環境農政総室	環境農政総務課
<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	環境秘密至 環境政策課		環境農政総務室 <u>環境計画課</u>	環境農政総室 <u>環境計画課</u>	環境農政総務課 <u>環境計画課</u>
大気保全課	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>		環境計画課	環境計画課	環境計画課
大気保全課 水質保全課	環境政策課 大気保全課	環境政策課 環境影響審査課		環境計画課 大気水質課	環境計画課 大気水質課	環境計画課 大気水質課
大気保全課 水質保全課 環境整備課	環境政策課 大気保全課 水質保全課	<u>環境政策課</u> <u>環境影響審査課</u> <u>大気保全課</u>		環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課	環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課	<u>環境計画課</u> 大気水質課 廃棄物対策課
大気保全課 水質保全課 環境整備課 自然保護課	環境政策課 大気保全課 水質保全課 環境整備課	環境政策課 環境影響審査課 大気保全課 水質保全課		環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課	環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課	環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課
大気保全課 水質保全課 環境整備課 自然保護課 防災消防課	環境政策課 大気保全課 水質保全課 環境整備課 産業廃棄物処理施設建設室	環境政策課 環境影響審査課 大気保全課 水質保全課 環境整備課		環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 林務課	環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 林政課	環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 林政課
大気保全課 水質保全課 環境整備課 自然保護課 防災消防課	環境政策課 大気保全課 水質保全課 環境整備課 産業廃棄物処理施設建設室 自然保護課	環境政策課 環境影響審查課 大気保全課 水質保全課 環境整備課 産業廃棄物処理施設建設室		環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 林務課 水源の森林推進課	環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 林政課 水源の森林推進課	環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 林政課 株政課 農業振興課
大気保全課 水質保全課 環境整備課 自然保護課 防災消防課	環境政策課 大気保全課 水質保全課 環境整備課 産業廃棄物処理施設建設室 自然保護課 防災消防課	環境政策課 環境影響審查課 大気保全課 水質保全課 環境整備課 産業廃棄物処理施設建設室 自然保護課		環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 林務課 水源の森林推進課 農業振興課	環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 林政課 水源の森林推進課 農業振興課	環境計画課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 林政課 農業振興課 農地課



山梨県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61
厚生部			県民生活局		
社会課	県民生活課	県民生活課	生活文化課		生活文化課
児童課	交通対策課	交通対策課	交通対策課		交通対策課
援護課	消防防災課	消防防災課	消防防災課		消防防災課
国民健康保険課	公害課	<u>公害課</u>	<u>環境公害課</u>		<u>環境保全課</u>
保険課	自然保護課	<u>自然保護課</u>	青少年婦人対策課		青少年婦人課
国民年金課		土地対策課			
医務課					
公衆衛生課					
予防課					
<u>公害課</u>					

平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
県民生活局		環境局			森林環境部	
	環境総務課	環境総務課	環境総務課	森林環境総務課	森林環境総務課	森林環境総務課
	<u>環境保全課</u>	<u>環境科学研究機関設置準備室</u>	<u>大気水質保全課</u>	<u>環境活動推進課</u>	<u>循環型社会推進課</u>	<u>循環型社会推進課</u>
	<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>大気水質保全課</u>	<u>大気水質保全課</u>	<u>大気水質保全課</u>
	景観自然保護課	<u>環境整備課</u>	<u>景観自然保護課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>環境整備課</u>
		<u>景観自然保護課</u>	<u>環境活動推進課</u>	みどり自然課	<u>廃棄物不法投棄対策室</u>	みどり自然課
				森林整備課	<u>みどり自然課</u>	森林整備課
				林業振興課	森林整備課	林業振興課
				県有林課	林業振興課	県有林課
				治山林道課	県有林課	治山林道課
				全国植樹祭推進課	治山林道課	

長野県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
衛生部			生活環境部			
医務課	公害課	県民生活課		県民生活課		
保健予防課	広報県民課	交通安全対策室		公害課		
環境衛生課	交通安全対策室	物価対策課		<u>環境自然保護課</u>		
水道室	<u>環境保全課</u>	公害課		消防防災課		
薬務課	消費生活課	<u>環境保全課</u>		交通安全対策室		
公害課	物価対策課	<u>自然保護課</u>				
		消防防災課				
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
平成1	平成4	平成7	平成10 生活環境	1 170	平成16	平成19
平成1	平成4 県民生活課	平成7	1 174	1 170	平成16 地球環境課	平成19 環境政策課
平成1		県民生活課	生活環境	部		
平成1	県民生活課	県民生活課	生活環境 生活文化課	生活文化課	地球環境課	環境政策課
平成1	県民生活課 交通安全対策室	県民生活課 交通安全対策室 <u>公害課</u>	生活環境 生活文化課 交通安全対策室	部 生活文化課 <u>公害課</u>	地球環境課 水環境課	環境政策 <u>課</u> 水環境課
平成1	県民生活課 交通安全対策室 <u>公害課</u>	県民生活課 交通安全対策室 <u>公害課</u>	生活環境 生活文化課 交通安全対策室 公害課	部 生活文化課 <u>公害課</u> 廃棄物対策課	地球環境課 水環境課 生活排水対策室 環境自然保護課	<u>環境政策課</u> 水環境課 生活排水対策室
平成1	県民生活課 交通安全対策室 <u>公害課</u> 環境自然保護課	県民生活課 交通安全対策室 <u>公害課</u> <u>環境自然保護課</u>	生活環境 生活文化課 交通安全対策室 公害課 環境自然保護課	部 生活文化課 公害課 廃棄物対策課 消防防災課	地球環境課 水環境課 生活排水対策室 環境自然保護課	環境政策課 水環境課 生活排水対策室 自然保護課
平成1	県民生活課 交通安全対策室 公害課 環境自然保護課 国際課	県民生活課 交通安全対策室 公害課 環境自然保護課 廃棄物対策課	生活環境 生活文化課 交通安全対策室 公害課 環境自然保護課 廃棄物対策課	部 生活文化課 公害課 廃棄物対策課 消防防災課	地球環境課 水環境課 生活排水対策室 環境自然保護課 廃棄物対策課	環境政策課 水環境課 生活排水対策室 自然保護課 廃棄物対策課

新潟県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
企画開発部			生活環境部			
企画調整課	<u>環境保全課</u>				総務課	
県民生活課	<u>自然保護課</u>				医務薬事課	
地域開発課	<u>公害規制課</u>				公衆衛生課	
<u>公害課</u>	消費生活課				環境衛生課	
統計課	交通安全対策課				<u>環境保全課</u>	
積雪対策室					<u>公害対策課</u>	
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境保健部		環境生活	部	県民生活	- 環境部
		総務課	生活企画課		県民生活課	県民生活課
		医務薬事課	交通安全対策室		交通安全対策室	文化振興課
		公衆衛生課	文化振興課		文化振興課	男女平等社会推進課
		環境衛生課	女性政策課		男女平等社会推進課	<u>環境企画課</u>
		<u>環境保全課</u>	消防防災課		<u>環境企画課</u>	<u>環境対策課</u>
		公害対策課	<u>環境企画課</u>		<u>環境対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>
			<u>環境対策課</u>		<u>廃棄物対策課</u>	震災復興支援課
			<u>廃棄物対策課</u>		(防災局)	
					危機管理防災課	
					消防課	
					原子力安全対策課	

富山県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
公害部	環境部		生活環境部	1 8	企画県民部	
公害管理課	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>	県民生活課		企画調整室	-
公害防止課	公害防止課	<u>公害対策課</u>	婦人青少年課		新幹線対策室	
保安整備課	保安整備課	土地対策課	土地対策課		水雪対策室	
<u>交通安全課</u>	土地対策課	<u>自然保護課</u>	<u>環境整備課</u>		秘書課	
	自然保護課	公園緑地課	<u>公害対策課</u>		県民生活課	
	公園緑地課	県民生活課	自然保護課		広報課	
					婦人青少年課	
					<u>環境整備課</u>	
					<u>公害対策課</u>	
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
企画り	県民部			生活環境部		生活環境文化部
		<u>環境政策課</u>		生活文化課	生活文化課	県民生活課
		<u>環境保全課</u>		女性青少年課	男女参画・ボランティア課	文化振興課
		<u>環境衛生課</u>		国際•日本海政策課	国際•日本海政策課	男女参画・ボランティア課
		自然保護課		交通政策課	交通政策課	<u>環境政策課</u>
		県民生活課		水雪土地対策課	水雪土地対策課	<u>自然保護課</u>
		女性青少年課		<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境保全課</u>
		水雪土地対策課		自然保護課	<u>自然保護課</u>	
				<u>環境衛生課</u>	<u>環境保全課</u>	

石川県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
公害局	公害環境部			環境部		
企画調整課	企画調整課		<u>環境調整課</u>	<u>環境管理課</u>		-
<u>規制指導課</u>	<u>規制指導課</u>		<u>公害規制課</u>	<u>自然保護課</u>		
	<u>環境保全課</u>		<u>自然保護課</u>			
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境部			環境安全部		環境部
		環境政策課	環境政策課	<u>環境政策課</u>	企画調整室	環境政策課
		環境整備課	<u>原子力安全対策室</u>	<u>原子力安全対策室</u>	<u>環境政策課</u>	<u>循環型社会推進室</u>
		自然保護課	<u>環境整備課</u>	グリーン化推進室	<u>水環境創造室</u>	<u>水環境創造課</u>
			<u>自然保護課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>
			消防防災課	<u>自然保護課</u>	<u>資源循環水寝室</u>	<u>自然保護課</u>
			生活安全課	消防防災課	<u>自然保護課</u>	
			リサイクル推進室	生活安全課	消防防災課	
				防災無線管理室	防災システム管理室	
				航空消防防災室	航空消防防災室	
					原子力安全対策室	
					生活安全課	

福井県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61
県民生活局	5	生	活環境部		県民生活部
生活課	県民生活課		県民生活課	県民生活課	地域振興課
<u>公害課</u>	<u>自然保護課</u>		<u>自然保護課</u>	<u>環境保全課</u>	総合交通課
交通安全課	<u>公害対策課</u>		<u>環境管理課</u>	<u>自然保護課</u>	生活文化課
	<u>公害規制課</u>		<u>公害規制課</u>	交通対策課	青少年婦人課
	交通対策課		交通対策課		<u>環境保全課</u>
					<u>自然保護課</u>
					消防防災課
					原子力安全対策課

平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	県上	民生活部		福祉	環境部	安全環境部
	地域振興課	地域振興課	生活企画課	同和対策室	地域福祉課	政策推進グループ
	総合交通課	土地対策室	土地•水対策室	福祉指導監査室	同和対策室	県民安全課
	国際交流課	総合交通課	総合交通課	高齢福祉課	福祉指導監査室	危機対策·防災課
	生活文化課	新幹線対策室	新幹線対策室	介護保険支援室	高齢福祉課	原子力安全対策課
	青少年女性課	国際交流課	国際交流課	障害福祉課	介護保険支援室	<u>環境政策課</u>
	<u>環境保全課</u>	生活文化課	青少年女性課	児童家庭課	障害福祉課	<u>廃棄物対策課</u>
	<u>自然保護課</u>	青少年女性課	女性政策室	医務薬務課	児童家庭課	<u>自然保護課</u>
	消防防災課	女性政策室	<u>環境政策課</u>	健康増進課	医務薬務課	
	原子力安全対策課	<u>環境保全課</u>	<u>環境指導審査室</u>	衛生指導室	健康増進課	
		<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>環境政策課</u>	食品安全·衛生課	
		消防防災課	消防防災課	<u>ISO推進室</u>	<u>環境政策課</u>	
		原子力安全対策課	原子力安全対策課	<u>環境指導審査室</u>	<u>ISO推進室</u>	
				<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境管理審査室</u>	
				<u>自然保護課</u>	<u>リサイクル推進室</u>	
					<u>自然保護課</u>	

岐阜県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
企画開発部	企画部	環	境部	衛生	環境部	
企画総務課	企画課	<u>環境調整課</u>	<u>環境保全課</u>	医務課	医務課	•
観光課	土地利用対策室	<u>県民生活課</u>	<u>環境指導課</u>	地域保健課	地域保健課	
統計課	調整課	自然保護課	<u>県民生活課</u>	環境衛生課	生活衛生課	
県民交通課	観光課	水質保全課	<u>水質大気課</u>	保健予防課	保健予防課	
(公害対策事務局)	統計課	大気保全課		薬務水道課	薬務水道課	
<u>公害企画課</u>	交通対策課			水質大気課	<u>環境管理課</u>	
<u>公害規制課</u>	県民生活課			<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境整備課</u>	
	<u>(環境局)</u>					
	<u>環境保全課</u>					
	<u>水質規制課</u>					
	<u>大気規制課</u>					
	<u>産業廃棄物対策室</u>					
平成1	平成4	<u>平成7</u>	平成10	平成13	平成16	平成19
	衛生環境	-			祉環境部	環境生活部
		医務課	医務課	(健康局)	(健康局)	環境生活政策課
			医療整備課	企画管理課	企画管理課	<u>廃棄物対策課</u>
			生活衛生課	健康政策課	健康政策課	不法投棄監視課
			健康増進課	医療整備課	県立病院支援課	地球環境課
			薬務水道課	保健医療課	医療整備課	男女参画青少年課
		<u>環境管理課</u>		生活衛生課	保健医療課	人づくり文化課
		環境整備課	<u>環境管理課</u>	薬務課	生活衛生課	人権施策推進課
			<u>廃棄物対策課</u>		薬務課	
				福祉政策課	(福祉局)	
				高齢福祉課	福祉政策課	
				障害福祉課	高齢福祉課	
				児童家庭課	障害福祉課	
				国民健康保険課	児童家庭課	
				<u>(環境局)</u>	国民健康保険課	
				<u>環境政策課</u>	<u>(環境局)</u>	
				<u>リサイクル推進室</u>	<u>環境政策室</u>	
				<u>環境管理課</u>	<u>循環型推進室</u>	
				<u>廃棄物対策課</u>	<u>大気循環室</u>	
				<u>自然環境森林課</u>		
					<u>廃棄物対策室</u>	
					<u>不適正処理対策室</u>	
					<u>自然環境森林室</u>	

静岡県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
企同	画調整部		生活環	境部		
秘書課	秘書課	秘書課	県民生活課	県民生活課	県民生活課	
企画課	企画調整課	企画調整課	婦人対策室	婦人青少年課	余暇対策室	
調整課	渉外課	広報課	資源エネルギー課	交通対策課	婦人青少年課	
広報課	土地対策課	水対策調査課	長島ダム対策室	資源エネルギー課	交通対策課	
統計課	広報課	長島ダム対策室	<u>大気保全課</u>	<u>大気保全課</u>	資源エネルギー課	
<u>公害課</u>	統計課	消費生活課	<u>水質保全課</u>	<u>水質保全課</u>	<u>大気保全課</u>	
<u>水資源課</u>	<u>公害課</u>	<u>大気保全課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>水質保全課</u>	
県民生活課	<u>水資源課</u>	<u>水質保全課</u>	統計課	統計課		
	消費生活課	<u>自然保護課</u>				
		統計課				
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
県民生活局	環境文化部	生活·文化部	環:	境部	環境森林部	環境局
消費生活課	<u>環境企画課</u>	生活•文化課	<u>環境政策課</u>	<u>(環境共生総室)</u>	<u>(環境総室)</u>	<u>地球環境室</u>
生活文化室	<u>環境保全課</u>	文化事業課	<u>生活環境課</u>	<u>環境管理室</u>	<u>環境政策室</u>	<u>廃棄物リサイクル室</u>
国際交流課	<u>環境調整指導室</u>	音楽公園建設課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境政策室</u>	<u>地球環境室</u>	<u>生活環境室</u>
婦人課	<u>産業廃棄物対策室</u>	観光レクリエーション課	<u>自然保護課</u>	<u>地球環境室</u>	<u>自然保護室</u>	<u>水利用室</u>
<u>環境企画課</u>	<u>自然保護課</u>	国際課	<u>水利用課</u>	<u>自然保護室</u>	<u>廃棄物リサイクル室</u>	<u>自然保護室</u>
<u>環境保全課</u>	<u>環境緑化推進室</u>	女性政策課	<u>浜名湖保全室</u>	<u>自然ふれあい室</u>	<u>生活環境室</u>	<u>自然ふれあい室</u>
<u>自然保護課</u>	生活文化課	県民生活課	リサイクル対策室	森づくり室	水利用室	
				11111 - 1 2		
	音楽公園建設課	<u>(環境局)</u>	富士山保全室	富士山保全室	(森林総室)	
	音楽公園建設課 消費生活課	<u>(環境局)</u> 環境保全課	富士山保全室		(森林総室) 森林計画室	
			富士山保全室	富士山保全室		
	消費生活課	<u>環境保全課</u>	富士山保全室	<u>富士山保全室</u> (環境循環総室)	森林計画室	
	消費生活課	<u>環境保全課</u> <u>廃棄物対策室</u>	富士山保全室	<u>富士山保全室</u> (環境循環総室) リサイクル室	森林計画室 自然ふれあい室	
	消費生活課	環境保全課 廃棄物対策室 交通安全対策室	富士山保全室	富士山保全室 (環境循環総室) リサイクル室 大気環境室	森林計画室 自然ふれあい室 林業振興室	
	消費生活課	環境保全課 廃棄物対策室 交通安全対策室	富士山保全室	富士山保全室 (環境循環総室) リサイクル室 大気環境室 水環境室	森林計画室 自然ふれあい室 林業振興室 森林保全室	
	消費生活課	環境保全課 廃棄物対策室 交通安全対策室	富士山保全室	富士山保全室 (環境循環総室) リサイクル室 大気環境室 水環境室 浜名湖保全室	森林計画室 自然ふれあい室 林業振興室 森林保全室	
	消費生活課	環境保全課 廃棄物対策室 交通安全対策室	富士山保全室	富士山保全室 (環境循環総室) リサイクル室 大気環境室 水環境室 浜名湖保全室 廃棄物対策室	森林計画室 自然ふれあい室 林業振興室 森林保全室	

愛知県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
			環境部			
公害規制課	公害対策課	<u>公害対策課</u>	<u>公害対策課</u>			_
<u>大気騒音課</u>	<u>大気騒音課</u>	<u>大気課</u>	<u>大気保全課</u>			
<u>水質課</u>	水質課	<u>水質課</u>	<u>水質保全課</u>			
<u>環境整備課</u>	<u>特殊公害課</u>	<u>特殊公害課</u>	<u>環境整備課</u>			
	<u>環境整備課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>地盤沈下対策室</u>			
	自然保護課	<u>自然保護課</u>				
		<u>地盤沈下対策室</u>				
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
			環:	竟部		
			<u>環境対策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>
			<u>大気保全課</u>	<u>大気環境課</u>	こども環境サミット準備室	<u>環境活動推進課</u>
			<u>水質保全課</u>	<u>水環境課</u>	<u>大気環境課</u>	<u>大気環境課</u>
			<u>廃棄物対策課</u>	<u>地盤環境室</u>	<u>水質環境課</u>	<u>地球温暖化対策室</u>
			<u>地盤沈下対策室</u>	<u>自然環境課</u>	<u>地盤環境室</u>	<u>水地盤環境課</u>
			自然環境保全室	<u>廃棄物対策課</u>	<u>自然環境課</u>	<u>自然環境課</u>
					<u>廃棄物対策課</u>	<u>資源循環推進課</u>
						<u>廃棄物監視指導室</u>

三重県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
衛生部	環境部		生活環境部	B	保健環境部	
医務課	環境調整課	総務課		総務課	医務環境課	_
予防課	大気騒音課	<u>大気水質課</u>		<u>大気水質課</u>	保健予防課	
環境衛生課	水質課	<u>環境施設課</u>		<u>環境施設課</u>	健康づくり推進室	
食品衛生課	環境保全課	観光公園課		観光公園課	薬務食品環境課	
<u>(公害局)</u>		消費生活課		消費生活課	<u>大気水質課</u>	
<u>指導課</u>		青少年健民課		青少年婦人課	環境施設課	
<u>規制課</u>		交通安全課		交通安全課	県立病院課	
<u>環境整備課</u>						
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
保健環:		環境安全部		環境部		森林部
医務環境課		環境安全政策課	環境政策課	環境政策課	(経営企画分野)	(経営企画分野)
薬務食品環境課		排水対策調整室	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	環境森林総室	環境森林総室
保健予防課		廃棄物対策課	リサイクル推進室	循環型システム推進室	環境経営室	(循環型社会構築分野)
<u>大気水質課</u>		大気水質課	<u>大気水質課</u>	<u>大気水質課</u>	環境活動室	ごみゼロ推進室
環境施設課		<u>自然環境課</u>	自然保護課	<u>自然環境課</u>	組織運営室	<u>廃棄物対策室</u>
県立病院課		消防防災課	<u>自然環境課</u>	森林保全課	(循環型社会構築分野)	<u>廃棄物監視·指導室</u>
		交通安全対策課	森林保全課		<u>資源循環室</u>	<u>廃棄物適正処理室</u>
					<u>ごみゼロ推進室</u>	(地球環境・生活環境分野)
					<u>廃棄物対策室</u>	<u>環境活動室</u>
					廃棄物監視 指導室	<u>地球温暖化対策室</u>
					(地球環境・生活環境分野)	<u>水質改善室</u>
					<u>地球温暖化対策室</u>	(森林・林業分野)
					<u>水質改善室</u>	森林振興室
					(森林・林業分野)	森林保全室
					森林振興室	林業経営室
					森林保全室	自然環境室
					林業経営室	
					自然環境室	

滋賀県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
厚生部				生活環境部		
福祉課	県民生活課	県民生活課	県民生活課		生活交通課	-
婦人児童課	<u>環境保全課</u>	消防防災課	消防防災課		消防防災課	
保険課	公害規制課	交通対策課	交通対策課		<u>環境室</u>	
国民年金課	自然保護課	<u>環境保全課</u>	<u>環境室</u>		<u>環境事業課</u>	
医務予防課	消防防災課	公害規制課	<u>環境事業課</u>		<u>自然保護課</u>	
環境衛生課		<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>			
公害課						
薬務課						
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	生活環境	•••	1 =1 =m	1 =1 =m	琵琶湖環境部	am i tratifica
		県民生活課	水政課	<u>水政課</u>	<u>水政課</u>	環境政策課
		交通安全対策室		<u>環境政策課</u>	<u>琵琶湖環境政策室</u>	地球環境・新エネルギー室
		消防防災課	<u>環境整備課</u>	<u>エコライフ推進課</u>	滋賀県琵琶湖・環境科学センター開設準備室	水政課
		<u>環境室</u>	エコライフ推進課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境管理課</u>	琵琶湖再生課
		<u>環境整備課</u>	下水道建設課	<u>監視·取締特別対策室</u>	<u>エコライフ推進課</u>	<u>琵琶湖レジャー対策室</u>
		自然保護課	下水道計画課	下水道計画課	<u>新エネルギー推進室</u>	<u>循環社会推進課</u>
			林務緑政課	下水道建設課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物監視取締対策室</u>
			森林保護課	林務緑政課	<u>監視·取締特別対策室</u>	<u>最終処分場特別対策室</u>
			自然保護課	森林保全課	下水道計画課	下水道課
				自然保護課	下水道建設課	森林政策課
					林務緑政課	森林保全課
					森林保全課	<u>自然環境保全課</u>
					森林保全課 <u>自然環境保護課</u> 琵琶湖レジャー対策室	<u>自然環境保全課</u>

京都府

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
-д-тр-то	PH/IH IV	1				
医務課 保健予防課 環境衛生課 <u>公害課</u> 薬務課		(<u>公害対策室)</u> 医務課 医療課 保健予防課 環境衛生課 薬務課	衛生部			'
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
衛生部	保健環境部			企画環境部		
環境対策室	医務課	企画総務課	企画総務課	企画総務課	企画総務課	企画課
医務課	医療課	文化学術研究都市推進室	交通対策課	文化学術研究都市推進室	経営戦略室	行政経営改革推進課
医療課	生活衛生課	スポーツ生涯学習室	土地対策課	スポーツ生涯学習室	文化学術研究都市推進室	文化学術研究都市推進室
保健予防課	薬務課	交通対策課	情報システム課	交通対策課	スポーツ生涯学習室	スポーツ生涯学習室
生活衛生課	(環境対策室)	土地対策課	<u>環境企画課</u>	<u>環境企画課</u>	交通対策課	交通対策課
薬務課	<u>環境企画課</u>	情報システム課	<u>環境管理課</u>	地球環境対策推進室	環境企画課	<u>環境政策室</u>
	<u>環境管理課</u>	<u>環境企画課</u>	<u>地球環境対策推進室</u>	<u>循環型社会推進課</u>	<u>循環型社会化推進課</u>	循環型社会推進室
		<u>環境管理課</u>		環境管理課	<u>産業廃棄物制作室</u>	<u>産業廃棄物政策室</u>
					不法投棄特別対策室	不法投棄特別対策室
					環境管理課	自然•環境保全室
					地球温暖化対策プロジェクト	環境管理課
					<u> </u>	地球温暖化対策プロジェクト
						·
$\wedge \wedge /$	^^^	^^^^		^^^^		^^^^

大阪府

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
			生活環境部			
生活総務課	生活総務課		消費生活課			
交通対策課	環境整備課		環境整備課			
消防防災課	(公害室)		<u>(公害室)</u>			
<u>(公害室)</u>	公害対策課		<u>公害対策課</u>			
<u>公害対策課</u>	<u>大気課</u>		大気課			
<u>大気課</u>	水質課		水質課			
<u>水質騒音課</u>	特殊公害課		<u>特殊公害課</u>			
<u>環境整備課</u>	消防防災課		消防防災課			
	交通対策課					
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境保健		1 774		林水産部	1 170
環境保健総務課		環境保健総務課	環境農政課	環境農林水産総務課	環境農林水産総務課	環境農林水産総務課
医療対策課		医務対策課	環境管理課	農業協同組合課	(循環型社会推進室)	水産課
健康増進課		健康増進課	環境指導室	(農政室)	資源循環課	動物愛護畜産課
保健予防課		保健予防課	交通公害課	推進課	環境管理課	(循環型社会推進室)
薬務課		薬務課	環境整備課	整備課	(農政室)	資源循環課
食品衛生課		食品衛生課	農業協同組合課	(緑整備室)	推進課	産業廃棄物指導課
環境衛生課		環境衛生課	農の振興整備室	緑推進課	整備課	(農政室)
(環境局)		(環境局)	緑の環境整備室	森林管理課	農業協同組合課	推進課
環境政策課		環境政策課	流通対策室	(流通対策室)	(緑整備室)	整備課
環境管理室		環境管理室	水産課	水産課	みどり推進課	農業協同組合課
大気課		大気課	<u>廃棄物減量化推進室</u>	環境管理課	森林管理課	(みどり・都市環境室)
水質課		水質課		(環境指導室)	(流通対策室)	地球環境課
交通公害課		交通公害課		保全課	水産課	自然みどり課
環境整備課		環境整備課		指導課	交通公害課	森林課
		<u> </u>		交通公害課	(環境指導室)	(流通対策室)
				(環境整備室)	環境保全課	環境管理室
				<u>廃棄物対策課</u>	<u> </u>	環境保全課
				产業廃棄物指導課	事業所指導課	交通環境課
					7 FISTALIBUTERS	事業所指導課
						TOTAL

兵庫県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
	生活部			保健環境部		
県民課	生活総務課	自然課	総務課	総務課		•
生活課	余暇課	生活課	医務課	医務課		
<u>公害予防課</u>	生活課	消防防災課	健康課	健康課		
<u>大気課</u>	消防防災課	交通安全課	環境衛生課	環境衛生課		
水質騒音課	交通安全課	<u>環境局</u>	食品衛生課	食品衛生課		
<u>環境整備課</u>	<u>環境局</u>	環境管理課	予防課	地域保健課		
消防防災課	<u>環境管理課</u>	<u>大気課</u>	薬務課	薬務課		
交通安全課	<u>大気課</u>	水質課	(県立病院局)	(県立病院局)		
	<u>水質課</u>	特殊公害課	管理課	管理課		
	<u>環境保全室</u>	<u>環境整備課</u>	経営課	経営課		
	特殊公害課		<u>(環境局)</u>	<u>(環境局)</u>		
	<u>環境整備課</u>		<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>		
	自然課		大気課	大気課		
			水質課	水質課		
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	保健環境部		生活文化部	県民生活部	健康生活	邹
総務課			総務課	(企画調整局)	(生活企画局)	(生活企画局)
医務課			生活創造課	総務課	総務課	総務課
健康課			こころ豊かな人づくり推進室	(生活文化局)	健康福祉政策担当課	健康福祉政策課
生活衛生課			芸術文化課	生活創造課	健康ひょうご推進担当課	医療保険課
地域保健課			情報システム課	こころ豊かな人づくり推進課	ユニバーサル社会担当課	ユニバーサル課
薬務課			統計課	芸術文化課	人権担当課	人権担当課
(県立病院局))		<u>(環境局)</u>	(健康福祉局)	(健康局)	(健康局)
管理課			<u>環境政策課</u>	長寿社会課	医務課	医務課
経営課			<u>環境整備課</u>	介護保険課	疾病対策課	疾病対策課
<u>(環境局)</u>			<u>大気課</u>	障害福祉課	健康増進課	健康増進課
<u>環境管理課</u>			水質課	児童課	生活衛生課	生活衛生課
<u>大気課</u>				社会援護課	薬務課	薬務課
水質課				医療課	(福祉局)	(障害福祉局)
<u>環境整備課</u>				健康増進課	社会福祉課	障害福祉課
				生活衛生課	援護室	障害者支援課
				薬務課	長寿社会課	(少子局)
				国民健康保険課	介護保険課	少子政策課
				<u>(環境局)</u>	障害福祉課	少子対策課
				<u>環境政策課</u>	西播磨リハブランチ整備課	児童課
				<u>自然環境保全室</u>	児童課	(社会福祉局)
				<u>環境影響評価室</u>	国民健康保険課	社会援護課
				環境情報センター室	(のじぎく大会局)	福祉法人課
				<u>環境整備課</u>	のじぎく大会課	高齢社会課
				<u>産業廃棄物対策室</u>	<u>(環境局)</u>	(環境政策局)
				<u>大気課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>
				<u>特殊公害対策室</u>	<u>環境影響評価室</u>	<u>環境学習課</u>
				<u>水質課</u>	環境情報センター室	<u>自然環境課</u>
				(県立病院局)	<u>自然環境保全室</u>	<u>環境影響評価課</u>
				管理課	<u>環境整備課</u>	(環境管理局)
				経営課	大気課	環境整備課
					水質課	<u>大気課</u>
						<u>水質課</u>

奈良県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61
1	企画部			衛生部	
企画課	企画課	医務課			
総合開発課	風致保全課	保健予防課			
風致保全課	観光課	環境衛生課			
観光課	<u>公害課</u>	薬務課			
公害課	調査課	公害課			
調査課	情報管理課				
情報管理課					

平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19		
保優	保健環境部		生活環境部					
医務課	医務課	県民生活課		県民生活課	県民生活課	県民生活課		
健康対策課	健康増進課	交通安全対策課		交通安全対策課	人権施設課	交通安全対策室		
環境衛生課	環境衛生課	青少年課		青少年課	男女共同参画課	人権施策課		
薬務課	廃棄物対策室	女性政策課		男女共同参画課	交通安全対策課	男女共同参画課		
<u>環境保全課</u>	薬務課	同和対策課		同和対策課	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>		
	<u>環境保全課</u>	<u>環境管理課</u>		<u>環境管理課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>		
		<u>廃棄物対策室</u>		<u>廃棄物対策課</u>	風致保全課	風致保全課		
		晋						

和歌山県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
公害対策室	生活	環境局	県民局	衛生	主部	
	<u>公害指導課</u>	<u>公害指導課</u>	<u>公害対策室</u>	医務課		_
	<u>公害規制課</u>	<u>公害規制課</u>	生活交通対策課	環境衛生課		
	交通対策課	交通対策課	<u>自然保護課</u>	健康対策課		
	<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	青少年育成課	薬務課		
		県民生活課	青少年保護課	<u>公害対策室</u>		
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	保健環境部		生活文化部	生活環境部	環境生	生活部
医務課		医務課	<u>自然環境課</u>	共生推進局	(環境政策局)	<u>(環境政策局)</u>
生活衛生課		生活衛生課	<u>地域環境課</u>	環境生活総務課	<u>環境生活総務課</u>	<u>環境生活総務課</u>
健康対策課		健康対策課	生活文化総務課	<u>地域環境課</u>	<u>自然環境室</u>	<u>自然環境室</u>
薬務課		薬務課	国際交流課	<u>廃棄物対策室</u>	<u>循環型社会推進課</u>	<u>循環型社会推進課</u>
<u>環境調整課</u>		<u>環境調整課</u>	県民生活課	<u>環境管理課</u>	<u>処理計画推進室</u>	<u>廃棄物対策課</u>
		<u>廃棄物対策室</u>	青少年課	環境衛生課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境管理課</u>
			女性政策課	県民生活課	<u>環境管理課</u>	(食の安全局)
			生活衛生課	NPO推進室	(食の安全局)	食品安全企画課
				青年課	食品安全企画課	生活衛生課
				男女共同社会推進課	生活衛生課	(共生推進局)
					(共生推進局)	県民生活課
					県民生活課	NPO協働推進課
					NPO協働推進課	青少年課
					青少年課	男女共同社会推進課
					男女共同社会推進課	

鳥取県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61
厚生部			衛生環境	部	
公害係り	衛生課		衛生課		
環境保全係り	総務室		医務課		
婦人児童課	医務課		健康対策課		
厚生援護課	健康対策課		環境保全課		
同和対策課	<u>環境保全課</u>		自然保護課		
保険課	自然保護課				
国民年金課					
衛生課					
医務課					
予防理					

平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	衛生環境部			生活環境	部	
•		生活衛生課	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境立県推進課</u>
		<u>環境政策課</u>	<u>環境計画室</u>	<u>環境管理推進課</u>	<u>環境管理推進課</u>	<u>循環型社会推進課</u>
É		<u>自然保護課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>循環型社会推進課</u>	<u>水環境室</u>	景観まちづくり課
		全県公園化·景観政策課	<u>景観自然課</u>	男女共同参画推進課	自然エネルギー推進室	水・大気環境課
		消防防災課	県民生活課	県民生活課	<u>循環型社会推進課</u>	食の安全・くらしの安心推進課
		<u>廃棄物対策室</u>	消防防災課	県民活動推進課	男女共同参画推進課	公園自然課
				住宅環境課	<u>環境産業育成室</u>	住宅政策課
					県民生活課	
					食の安全推進課	
					住宅環境課	

島根県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61			
厚生部		環境保健部						
医務予防課	医務課	医務課		医務課				
薬務環境衛生課	公衆衛生課	公衆衛生課		公衆衛生課				
<u>環境保全課</u>	薬務環境課	薬務環境課		薬務環境課				
社会課	自然保護課	<u>環境保全課</u>		<u>環境保全課</u>				
婦人児童課	公害課			<u>水質保全対策室</u>				
保険課								
国民年金課								

平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19		
環均	竟保健部		環境生活部					
		県民課	<u>環境政策課</u>	県民課	環境生活総務課	環境生活総務課		
		<u>景観自然課</u>	<u>景観自然課</u>	男女共同参画室	NPO活動推進室	NPO活動推進室		
		環境保全課	<u>廃棄物対策室</u>	人権同和対策課	男女共同参画室	男女共同参画室		
		<u>廃棄物対策室</u>	県民課	人権啓発室	消費生活室	消費生活室		
		同和対策課	女性政策室	文化振興課	人権同和対策課	人権同和対策課		
		消防防災課	同和対策課	消防防災課	文化振興課	文化国際課		
			消防防災課	<u>景観自然課</u>	芸術センター建設室	<u>自然環境課</u>		
				<u>環境政策課</u>	国際課	<u>環境政策課</u>		
				原子力安全対策室	<u>景観自然課</u>	<u>廃棄物対策課</u>		
				<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境政策課</u>			
					廃棄物対策課			

岡山県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
		環境部		環境化	呆健部	
自然保護課	<u>環境調整課</u>		<u>環境調整課</u>	環境保健課		
大気保全課	<u>自然保護課</u>		<u>環境審査室</u>	<u>環境審査室</u>		
水質保全課	<u>大気保全課</u>		<u>自然保護課</u>	<u>大気保全課</u>		
	水質保全課		<u>大気保全課</u>	<u>水質保全課</u>		
	公害苦情対策室		水質保全課	環境衛生課		
				公衆衛生課		
				薬務課		
				<u>自然保護課</u>		
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
環境	環境保健部 地域振興部			生	活環境部	
	環境保健課	<u>環境生活課</u>	県民生活課	県民生活課	県民生活課	県民生活課
	<u>環境管理室</u>	交通対策課	消防防災課	交通対策課	文化振興課	安全・安心まちづくり推進室
	<u>大気保全課</u>	市町村課	<u>環境調整課</u>	男女共同参画課	交通対策課	文化振興課
	<u>水質保全課</u>	国際交流課	<u>環境指導課</u>	青少年課	男女共同参画課	スポーツ振興課
	-m 1+ /h- /1 -m			TER 144 TE 144 TER	+ /- ==	-L-177 -L-1765-200
	<u>環境衛生課</u>	消防防災課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境政策課</u>	青少年課	交通対策課
	<u> </u>	消防防災課 <u>環境調整課</u>	<u>廃棄物対策課</u> <u>自然保護課</u>	<u> </u>	育少年課 <u>環境政策課</u>	父通对策課 男女共同参画課
	廃棄物対策室	<u>環境調整課</u>	自然保護課	<u>環境管理課</u>	<u>環境政策課</u>	男女共同参画課
	<u>廃棄物対策室</u> 公衆衛生課	<u>環境調整課</u> 環境保全課	<u>自然保護課</u> (女性青少年対策室)	環境管理課 廃棄物対策課	<u>環境政策課</u> 環境管理課	男女共同参画課 青少年課
	廃棄物対策室 公衆衛生課 薬務課	環境調整課 環境保全課 廃棄物対策室	自然保護課 (女性青少年対策室) 女性政策課	環境管理課 廃棄物対策課	環境政策課 環境管理課 廃棄物対策課	男女共同参画課 青少年課 <u>環境政策課</u>

広島県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
公害対				環境保健部		
<u>公害調整課</u>	<u>公害調整課</u>	医務課	医務課	医務課		
<u>公害規制課</u>	<u>大気保全課</u>	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課		
	<u>水質保全課</u>	公衆衛生課	公衆衛生課	高齢者対策課		
	<u>環境整備課</u>	原爆被害者対策課		公衆衛生課		
		薬務課	薬務課	原爆被害者対策課		
		<u>環境室</u>	<u>(環境局)</u>	薬務課		
		<u>環境調整課</u>	<u>環境調整課</u>	<u>環境管理課</u>		
		<u>大気保全課</u>	<u>大気保全課</u>	<u>環境保全課</u>		
		水質保全課	水質保全課	<u>環境調整室</u>		
		<u>環境整備課</u>	<u>環境整備課</u>			
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
環境保健部			県民生活	部		環境部
医務課	県民課	県民課	県民課	総務室	管理総室	<u>地球環境対策室</u>
環境衛生課	文化振興室	文化振興室	文化振興室	県民文化室	総務室	(環境対策局)
高齢者対策課	交通安全対策室	交通安全対策室	交通安全対策室	土地利用対策室	県民文化室	<u>環境政策室</u>
公衆衛生課	同和対策課	同和対策課	同和対策課	交通安全対策室	消費生活室	<u>環境対策室</u>
原爆被爆者対策課	青少年女性課	青少年女性課	青少年女性課	消費生活室	人権施策室	<u>環境調整室</u>
薬務課	学事課	学事課	学事課	同和対策室	青少年室	<u>自然環境保全室</u>
<u>環境保全課</u>	土地対策課	土地対策課	消防防災課	青少年室	男女共同参画推進室	<u>循環型社会推進室</u>
<u>環境整備課</u>	消防防災課	消防防災課	<u>環境政策課</u>	青少年対策室	私学振興室	<u>産業廃棄物対策室</u>
	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>地域環境対策室</u>	男女共同参画推進室	危機管理総室	
	<u>環境整備課</u>	<u>地域環境対策室</u>	通信管理室	大学企画管理室	危機管理室	
		<u>環境整備課</u>	<u>環境整備課</u>	私学振興室	消防室	
			<u>水·大気·生活環境室</u>	消防管理総室	保安実	
				通信管理室	通信管理室	
				<u>(環境局)</u>	新県立大学設置準備事務局	
				<u>環境創造総室</u>	大学企画管理室	
				<u>環境政策室</u>	少年犯罪防止緊急対策室	
				<u>環境対策室</u>	<u>(環境局)</u>	
				<u>環境調整室</u>	<u>環境創造総室</u>	
				<u>景観対策室</u>	<u>環境政策室</u>	
				<u>自然環境保全室</u>	<u>環境対策室</u>	
				<u>廃棄物対策室</u>	環境調整室	
				<u>循環型社会推進室</u>	<u>廃棄物対策室</u>	
				一般廃棄物対策室	自然環境保全室	
				<u>産業廃棄物対策室</u>	<u>循環型社会推進室</u>	
					一般廃棄物対策室	
					<u>産業廃棄物対策室</u>	

山口県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
	生部	HD THUZ	натро	環境部	ND4HO!	1
医務課	医務課	公害対策課	公害対策課	公害対策課		ı
予防課	予防課	大気保全課	大気保全課	大気水質課		
環境衛生課	環境整備課	水質保全課	水質保全課	環境整備課		
薬務課	環境衛生課		環境整備課	水道室		
公害課	薬務課		自然保護課	自然保護課		
	(公害局)			·		
	公害対策課					
	公害規制課					
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境保健部			環境	生活部	
医務環境課	医務環境課	医務総務課	県民生活課	県民生活課	県民生活課	県民生活課
<u>環境管理室</u>	<u>環境管理室</u>	健康増進課	豊かな環境づくり推進室	県民活動推進室	交通安全対策室	地域安心·安全推進室
健康づくり推進室	健康づくり推進室	生活衛生課	<u>環境アセスメント室</u>	青少年室	文化振興課	人権対策室
保健予防課	健康管理課	<u>廃棄物対策室</u>	県民活動推進室	交通安全対策室	県史編さん室	文化振興課
生活衛生課	生活衛生課	薬務課	交通安全対策室	文化振興課	男女共同参画課	県史編さん室
水道室	<u>廃棄物対策室</u>	<u>環境保全課</u>	文化振興課	県史編さん室	<u>環境政策課</u>	男女共同参画課
薬務課	薬務課	<u>環境管理室</u>	女性青少年課	男女共同参画課	生活衛生課	<u>環境政策課</u>
<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>自然保護課</u>	県史編さん室	<u>環境政策課</u>	<u>廃棄物・リサイクル対策課</u>	生活衛生課
自然保護課	<u>自然保護課</u>		<u>環境保全課</u>	<u>環境保全室</u>	<u>自然保護課</u>	<u>廃棄物・リサイクル対策課</u>
			生活衛生課	<u>環境アセスメント室</u>		<u>自然保護課</u>
			<u>廃棄物対策室</u>	生活衛生課		
			<u>自然保護課</u>	廃棄物・リサイクル対策課		
				自然保護課		

徳島県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61
厚生部		生活環境部			保健環境部
厚生課	県民生活課		県民生活課	医務課	
青少年婦人課	<u>環境課</u>		<u>環境課</u>	保健予防課	
保険課	公害課		公害課	薬務課	
国民年金課	消防防災課		消防防災課	<u>環境保全課</u>	
医務課			交通安全対策室	<u>公害対策課</u>	
公衆衛生課					
薬務課					
<u>公害課</u>					

平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
保健環	境部	環境:	生活部		県民環境部	
医務課	医務課	<u>環境政策課</u>		県民環境政策課	県民環境政策課	県民環境政策課
保健予防課	保健予防課	<u>環境整備課</u>		文化国際課	男女共同参画課	男女参画青少年課
薬務食品課	薬務食品課	<u>環境管理課</u>		情報ネットワーク課	文化国際課	情報システム課
<u>環境保全課</u>	<u>(環境局)</u>	生活衛生課		消防防災安全課	国民文化祭準備室	統計調査課
<u>公害対策課</u>	環境保全課	消防防災安全課		統計調査課	情報政策課	(文化交流局)
	<u>環境整備室</u>	生活文化国際総図	<u> </u>	(地方振興局)	統計調査課	文化国際課
	<u>環境管理課</u>			市町村課	(地方振興局)	国民文化祭課
				ふるさと振興課	市町村課	(地域振興局)
				<u>(環境局)</u>	ふるさと振興課	市町村課
				循環型社会推進課	<u>(環境局)</u>	地方分権推進課
				<u>自然共生室</u>	<u>環境企画課</u>	地域情報政策課
				<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境首都推進室</u>	<u>(環境局)</u>
				<u>環境管理課</u>	<u>自然共生室</u>	<u>環境首都課</u>
					<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境整備課</u>
					<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>

香川県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
企画部			環境保健部			
企画調整班	<u>環境公害対策室</u>	環境総務課		<u>環境自然保護課</u>		-
総合開発班	保健衛生対策室	公害課		公害課		
瀬戸大橋班	よい子を生み育てる対策室	自然保護課		医務課		
観光開発班	情報管理課	医務課		健康増進課		
交通安全対策室	統計調整課	健康増進課		薬務食品課		
能率考査班		薬務食品課		環境衛生課		
<u>公害対策班</u>		環境衛生課				
数理課						
統計調査課						
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	環境保健部		生活	舌環境部	題	環境森林部
	<u>環境自然保護課</u>	<u>環境自然保護課</u>	県民生活課	県民生活課	環境・水政策課	<u>環境政策課</u>
	<u>廃棄物対策室</u>	<u>廃棄物対策室</u>	消防防災課	生活衛生課	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>
	<u>公害課</u>	<u>環境保全課</u>	生活衛生課	消防防災課	みどり整備課	みどり整備課
	医務課	医務課	青少年女性課	青少年女性課	みどり保全課	みどり保全課
	健康増進課	健康増進課	同和対策総室	(環境局)	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>
	薬務食品課	薬務食品課	(環境局)	環境・土地政策課		<u>資源化·処理事業推進室</u>
	環境衛生課	生活衛生課	環境・土地政策課	<u>自然保護室</u>		
	- N 30 1 13 — 15 1		<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>		
			環境保全課 廃棄物対策課	<u>環境保全課</u> <u>廃棄物対策課</u>		

愛媛県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
環境生活局		生活環境部		保健3	環境部	
生活課	生活課	消費生活課	総務室	総務医事課		
<u>生活環境課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>環境整備課</u>	県民生活課	薬務課		
<u>公害第一課</u>	<u>公害課</u>	<u>公害課</u>	<u>環境整備課</u>	環境衛生課		
<u>公害第二課</u>	交通消防課	交通消防課	<u>公害課</u>	<u>公害課</u>		
		同和対策課	交通消防課	保健指導課		
			同和対策課			
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	保健環境部		企画環境部		県民環境部	
総務医事課		地域医療課	企画課	県民交流課	(管理局)	(管理局)
薬務課		薬務課	総務課	国際交流課	県民生活課	県民生活課
生活衛生課		衛生指導課	交通対策課	消防防災安全課	消防防災安全課	男女参画課
<u>環境保全課</u>		健康増進課	統計課	(男女共同参画局)	(県民協働局)	県民活動推進課
保健指導課		<u>(環境局)</u>	<u>(環境局)</u>	参画推進課	男女参画課	人権対策課
		<u>環境計画課</u>	<u>環境保全課</u>	生活課	県民活動推進課	(防災局)
		<u>環境保全課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>(環境局)</u>	人権対策課	消防防災安全課
		<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>(環境局)</u>	危機管理課
		· 	消防防災課	廃棄物対策課	環境政策課	(環境局)
				循環型推進課	<u>廃棄物対策課</u>	環境政策課
				自然保護課	自然保護課	 廃棄物対策課
						自然保護課

高知県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
環境係	呆全局	生活環境部		保健環境部		
<u>自然保護課</u>	自然保護課	県民生活課	医務課	医務課		
<u>環境整備課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>自然保護課</u>	衛生課	衛生課		
公害課	公害課	<u>環境課</u>	予防課	予防課		
		<u>公害対策室</u>	薬務課	薬務課		
		交通安全対策室	<u>自然保護課</u>	<u>環境保全課</u>		
			<u>環境課</u>	<u>公害対策課</u>		
			<u>公害対策室</u>			
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
保健理	環境部			文化環境i	邽	
医務課	医務課	文化推進課	文化環境政策課	文化環境政策課	文化環境企画課	文化環境企画課
衛生課	衛生課	四万十川対策室	<u>四万十川対策室</u>	<u>四万十川流域振興室</u>	<u>循環型社会推進課</u>	<u>循環型社会推進課</u>
健康対策課	健康対策課	観光振興課	観光振興課	観光振興課	<u>環境保全課</u>	<u>清流•環境課</u>
薬務課	薬務課	国際交流課	国際交流課	国際交流課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>自然共生課</u>
<u>環境対策課</u>	自然保護課	<u>自然保護課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>エコプロジェクト推進課</u>	<u>廃棄物処理推進課</u>
	<u>環境対策課</u>	<u>環境対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	文化振興課	文化推進課
		生活女性課	生活女性課	生活女性課	国際交流課	国際交流課
					<u>四万十川流域振興室</u>	県民生活課
					県民生活課	男女参画共同·NPO課
					m / u = 4 = = m	
					男女共同参画·NPO課	

福岡県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
			衛生部			
医務課	医務課		医務課			.
保健指導課	公衆衛生課		医療対策課			
予防課	保健対策課		公衆衛生課			
薬務課	予防課		予防課			
(環境整備局)	薬務課		保健対策課			
<u>企画課</u>	県立病院課		薬務課			
<u>公害課</u>	(環境整備局)		県立病院課			
<u>整備課</u>	<u>企画課</u>		(環境整備局)			
	<u>公害課</u>		<u>環境保全課</u>			
	<u>整備課</u>		<u>公害課</u>			
	<u>自然保護課</u>		<u>整備課</u>			
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
衛生部	保健環境部	ß	環境生活部		環境部	
衛生総務課	衛生総務課		<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	
医療指導課	医療指導課		<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	
生活衛生課	生活衛生課		<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>循環型社会推進課</u>	
健康増進課	健康増進課		<u>自然環境課</u>	<u>監視指導課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	
保健対策課	保健対策課		<u>リサイクル推進室</u>	<u>自然環境課</u>	<u>監視指導課</u>	
薬務課	薬務課		<u>環境保全施設計画室</u>	<u>リサイクル推進室</u>	<u>自然環境課</u>	
県立病院課	県立病院課		<u>水道整備課</u>	<u>環境保全施設計画室</u>	<u>水道整備室</u>	
(環境整備局)	(環境整備局)		(県民生活局)	<u>水道整備室</u>		
<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>		生活文化課			
公害課	<u>公害課</u>		青少年課			
			/ Id at the am			
整備課	<u>整備課</u>		女性政策課			

佐賀県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
		<u>нртиог</u>		建環境部	намиот	
福祉課	福祉課	医務課	医務課	医務課		
婦人児童課	婦人児童課	保健予防課	保健予防課	保健予防課		
保険課	保険課	環境整備課	環境衛生課	老人保健対策室		
国民健康保険課	国民健康保険課	環境生活課	公害対策課	環境衛生課		
接護課	接護課	公害課	薬務課	公害対策課		
国民年金課	国民年金課	薬務課	X 32 BK	薬務課		
医務課	医務課	N 121 IN		NC133101		
予防課	予防課					
環境衛生課	薬務課					
薬務課	同和対策室					
公害課	(環境保全局)					
	環境整備課					
	環境生活課					
	公害課					
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成1
	保健環境部		生活環境部	環境生活局		くらし環境
医務課	医務課	医務課	県民生活課	環境課	県民協働課	くらし斑
	7th rt 144 144 500	75 FT 144 144 5EE	/ 44 A TT C	エフィウ ヘ *1 #* ウ	8/4547	

平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	保健環境部		生活環境部	環境生活局		し環境本部
医務課	医務課	医務課	県民生活課	<u>環境課</u>	県民協働課	くらし環境企画・経営グループ
保健予防課	健康増進課	健康増進課	女性企画室	原子力安全対策室	男女共同参画課	県民協働課
環境衛生課	薬務課	薬務課	同和対策課	<u>廃棄物対策課</u>	人権·同和対策課	人権・同和課
<u>環境保全課</u>	生活衛生課	生活衛生課	生活衛生課	生活衛生課	こども課	こども課
<u>原子力安全対策室</u>	<u>廃棄物対策室</u>	(環境整備局)	<u>環境保全課</u>	県民生活課	私学文化課	くらしの安全安心課
薬務課	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	原子力安全対策室	人権·同和対策課	国際課	<u>環境課</u>
	原子力安全対策室	原子力安全対策室	<u>廃棄物対策課</u>		くらしの安全安心課	有明海再生課
		<u>廃棄物対策課</u>			消防防災課	<u>廃棄物対策課</u>
					原子力安全対策室	
					<u>環境課</u>	
					<u>有明海再生課</u>	
					廃棄物対策課	

長崎県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
衛生部			環境部		保健環境部	
医務課	<u>環境保全課</u>			<u>環境対策課</u>	医薬総務課	=
病院管理課	<u>環境衛生課</u>			<u>環境衛生課</u>	保健予防課	
環境衛生課	公害規制課			公害規制課	原爆被害者対策課	
予防課	<u>自然保護課</u>			<u>自然保護課</u>	<u>環境対策課</u>	
薬務課	<u>緑化推進課</u>				<u>環境衛生課</u>	
公害課					<u>公害規制課</u>	
					<u>自然保護課</u>	
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
保健理	環境部	生活理	景境部	県民生活	舌環境部	環境部
保健環境総務課	環境総務課	県民生活課	県民生活課	県民生活課	県民生活課	<u>環境政策課</u>
保健予防課	保健予防課	文化推進室	文化推進室	文化振興室	文化振興室	<u>水環境対策課</u>
環境衛生課	<u>環境衛生課</u>	同和対策室	同和対策課	人権•同和対策室	人権·同和対策室	<u>廃棄物・リサイクル対策課</u>
公害規制課	<u>環境保全課</u>	女性行政推進室	交通安全対策課	男女共同参画室	男女共同参画室	<u>自然環境課</u>
<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	交通安全対策課	<u>環境保全課</u>	交通安全対策課	交通安全対策課	
原爆被爆者対策課	原爆被害者対策課	<u>環境保全課</u>	環境衛生課	統計課	統計課	
県立病院課	県立病院課	環境衛生課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境政策課</u>	
		<u>廃棄物対策課</u>	自然保護課	生活衛生課	生活衛生課	
		<u>自然保護課</u>		<u>水資源制作室</u>	食品安全推進室	
				廃棄物・リサイクル対策課	<u>水資源政策室</u>	
				自然保護課	<u>廃棄物・リサイクル対策課</u>	
					<u>自然保護課</u>	

熊本県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
нрушто	衛生部	натиог	HD THOU	公害部	натиот	1
医務課	医務課	総務課		公害対策課	公害対策課	•
薬務課	薬務課	公害規制課		公害規制課	公害規制課	
環境衛生課	公衆衛生課	公害保健課		公害保健課	公害保健課	
保健予防課	保健予防課	公害防止事業課			公害審査室	
公害課	環境整備課					
	(公害対策局)					
	総務課					
	公害規制課					
	公害保健課					
	公害防止事業管理課					
	公害防止事業技術課					
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
公害部	環境公	書部			環境生活部	
公害対策課	<u>環境総務課</u>	<u>環境総務課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>	<u>環境政策課</u>
公害規制課	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境立県推進室</u>	<u>環境立県推進室</u>	<u>環境保全課</u>
公害保健課	<u>水保全対策室</u>	水保全対策室	<u>水保全対策室</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>水環境課</u>
公害審査課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>水保全対策室</u>	水保全対策室	自然保護課
	<u>公害保健課</u>	公害保健課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>自然保護課</u>	<u>廃棄物対策課</u>
	<u>公害審査課</u>	<u>公害審査課</u>	水俣病対策課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>水俣病保健課</u>
			国際課	<u>水俣病対策課</u>	公共関与推進室	<u>水俣病審査課</u>
			同和対策課	県民生活総室	水俣病対策課	食の安全・消費生活課
			女性行政室	男女共同参画課	男女共同参画・パートナーシップ推進課	交通・くらし安全課
				国際課	食の安全・消費生活課	人権同和対策課
				旅券センター室	交通安全•青少年課	
				同和対策課	人権同和対策課	

大分県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_			
公害局		環境保健部							
管理係り	医務課	医務課	医務課		医務課	-			
<u>大気係り</u>	薬務環境衛生課	薬務環境衛生課	薬務環境衛生課		薬務環境衛生課				
水質騒音係り	予防課	予防課	保健予防課		保健予防課				
	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>		健康対策室				
	<u>公害規制課</u>	<u>公害規制課</u>	<u>公害規制課</u>		<u>環境保全課</u>				
		<u>環境保全対策室</u>	<u>環境保全対策室</u>		<u>公害規制課</u>				
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19			
環境保健部	保健理	環境部			生活環境部				
医務課	医務課	医務課	<u>生活環境課</u>	<u>生活環境課</u>	<u>生活環境企画課</u>	<u>生活環境企画課</u>			
薬務環境衛生課	健康対策課	健康対策課	女性青少年課	生活安全室	県民生活·男女共同参画課	<u>ごみゼロおおいた推進室</u>			
健康対策課	薬務環境衛生課	薬務生活衛生課	生活衛生課	女性青少年課	青少年·学事課	県民生活·男女共同参画課			
<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境企画課</u>	<u>環境管理課</u>	生活衛生課	私学振興室	私学振興・青少年課			
<u>公害規制課</u>	<u>産業廃棄物対策室</u>	<u>廃棄物対策室</u>	<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境管理課</u>	食品安全•衛生課	食品安全•衛生課			
	<u>公害規制課</u>	<u>環境管理課</u>	消防防災課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>			
			同和対策室	消防防災課	<u>廃棄物対策課</u>	<u>廃棄物対策課</u>			
				人権·同和対策課	消防防災課	防災危機管理課			
					人権·同和対策課	消防保安室			
						人権·同和対策課			

宮崎県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
衛生部			環境保健部			
医務薬務課	医務薬務課	医務薬務課				_
環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課				
予防課	保健予防課	保健予防課				
公害課	<u>環境保全課</u>	県立病院課				
	公害課	<u>環境保全課</u>				
		<u>公害課</u>				
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
平成1	平成4 環境保健部	平成7	平成10 生活環均			平成19 森林部
平成1		平成7				
平成1	環境保健部		生活環境		環境	森林部
平成1	環境保健部 医務薬務課	医務薬務課	生活環境課		環境 環境 環境 環境 森林課	森林部 環境森林課
平成1	環境保健部 医務薬務課 生活衛生課	医務薬務課 生活衛生課	生活環均 生活環境課 女性青少年課		環境 環境森林課 環境管理課	森林部 環境森林課 <u>環境管理課</u>
平成1	環境保健部 医務薬務課 生活衛生課 保健予防課	医務薬務課 生活衛生課 保健予防課	生活環境 生活環境課 女性青少年課 消防防災課		環境:環境森林課 環境套理課 環境対策推進課	存林部 環境森林課 <u>環境管理課</u> 環境対策推進課
平成1	環境保健部 医務薬務課 生活衛生課 保健予防課 県立病院課	医務薬務課 生活衛生課 保健予防課 県立病院課	生活環境 生活環境課 女性青少年課 消防防災課 同和対策課	部	環境 環境森林課 環境管理課 環境対策推進課 自然環境課	森林部 環境森林課 環境管理課 環境対策推進課 自然環境課

鹿児島県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	_
		衛生部			保健環境部	
医務課	医務課	医務課		医務課	医務課	
環境衛生課	公衆衛生課	病院管理課		病院管理課	保健予防課	
予防課	予防課	公衆衛生課		公衆衛生課	生活衛生課	
薬務課	薬務課	予防課		保健予防課	薬務課	
公害課	<u>(環境局)</u>	薬務課		薬務課	<u>環境管理課</u>	
	<u>公害対策課</u>	<u>(環境局)</u>		<u>(環境局)</u>	<u>公害規制課</u>	
	<u>公害規制課</u>	<u>公害対策課</u>		<u>環境管理課</u>	<u>原子力安全対策室</u>	
	<u>環境保全課</u>	<u>公害規制課</u>		<u>公害規制課</u>		
		<u>環境保全課</u>		原子力安全対策室		
平成1	राव ली ४	π -1 -1	777 -B-4-0	TT -1-4 A	TT -10 4 6	TT ==== 1.0
十八八	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
十八	平以4 保健環境部		平成10		平成16 環 <mark>境生活部</mark>	平成19
一队			平成10 県民生活課			生活·文化課
十八	保健環境部				環境生活部	
十八	保健環境部 医務課	医務課	県民生活課		環境生活部 県民生活課	生活·文化課
十八十	保健環境部 医務課 保健予防課	医務課 県立病院課	県民生活課 文化振興課		環境生活部 県民生活課 文化振興課	生活·文化課 青少年男女共同参画課
T#,1	保健環境部 医務課 保健予防課 生活衛生課	医務課 県立病院課 保健予防課	県民生活課 文化振興課 青少年女性課		環境生活部 県民生活課 文化振興課 青少年男女共同参画課	生活·文化課 青少年男女共同参画課 人権同和対策課
T	保健環境部 医務課 保健予防課 生活衛生課 薬務課	医務課 県立病院課 保健予防課 生活衛生課	県民生活課 文化振興課 青少年女性課 同和対策課		環境生活部 県民生活課 文化振興課 青少年男女共同参画課 人権同和対策課	生活·文化課 青少年男女共同参画課 人権同和対策課 環境政策課
T-100.1	保健環境部 医務課 保健予防課 生活衛生課 薬務課 環境政策課	医務課 県立病院課 保健予防課 生活衛生課 薬務課	県民生活課 文化振興課 青少年女性課 同和対策課 環境政策課		環境生活部 県民生活課 文化振興課 青少年男女共同参画課 人権同和対策課 環境政策課	生活・文化課 青少年男女共同参画課 人権同和対策課 環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課
T IX.1	保健環境部 医務課 保健予防課 生活衛生課 薬務課 環境政策課 廃棄物対策室	医務課 県立病院課 県使予防課 生活衛生課 薬務課 環境政策課	県民生活課 文化振興課 青少年女性課 同和対策課 環境政策課 環境整備課		環境生活部 県民生活課 文化振興課 青少年男女共同参画課 人権同和対策課 環境政策課 環境整備課	生活・文化課 青少年男女共同参画課 人権同和対策課 環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課 環境保護課

沖縄県

昭和46	昭和49	昭和52	昭和55	昭和58	昭和61	
			環境(呆健部		
	保健総務課	保健総務課	保健総務課	保健総務課		_
	予防課	予防課	予防課	予防課		
	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	健康対策課		
	医療対策室	医事課	医務課	環境衛生課		
	医事課	薬務課	薬務課	医務課		
	薬務課	病院管理課	県立病院課	薬務課		
	病院管理課	公害対策課	<u>公害対策課</u>	<u>公害対策課</u>		
	環境保全課	<u>環境整備課</u>	<u>環境整備課</u>	<u>自然保護課</u>		
	<u>公害規制課</u>	自然保護課	<u>自然保護課</u>	(病院管理局)		
	<u>自然保護課</u>			管理課		
				業務課		
平成1	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19
	平成4 環境保健部	I .		文化	環境部	
保健総務課		保健総務課	文化環境総務課	文化 生活企画·交通安全課	環境部 生活企画·交通安全課	文化振興課
保健総務課 予防課		保健総務課 予防課	文化環境総務課 生活企画課	文化 生活企画・交通安全課 文化振興課	環境部 生活企画・交通安全課 文化振興課	文化振興課 平和·男女共同参画課
保健総務課 予防課 環境衛生課		保健総務課 予防課 生活衛生課	文化環境総務課 生活企画課 青少年·交通安全課	文化 生活企画・交通安全課 文化振興課 国際交流課	環境部 生活企画・交通安全課 文化振興課 国際交流課	文化振興課 平和·男女共同参画課 県民生活課
保健総務課 予防課 環境衛生課 医務課		保健総務課 予防課 生活衛生課 医務課	文化環境総務課 生活企画課 青少年·交通安全課 消防防災課	文化 生活企画・交通安全課 文化振興課 国際交流課 旅券センター室	環境部 生活企画·交通安全課 文化振興課 国際交流課 消防防災課	文化振興課 平和·男女共同参画課 県民生活課 環境政策課
保健総務課 予防課 環境衛生課 医務課 薬務課		保健総務課 予防課 生活衛生課 医務課 薬務課	文化環境総務課 生活企画課 青少年·交通安全課 消防防災課 環境保全室	文化 生活企画・交通安全課 文化振興課 国際交流課 旅券センター室 消防防災課	環境部 生活企画·交通安全課 文化振興課 国際交流課 消防防災課 環境政策課	文化振興課 平和·男女共同参画課 県民生活課 環境政策課 環境保全課
保健総務課 予防簿 生課 医務課 薬務課 <u>薬務課</u>		保健総務課 予防課 生活衛生課 医務課 薬務課 環境保全室	文化環境総務課 生活企画課 青少年·交通安全課 消防防災課 環境保全室 自然保護課	文化 生活企画・交通安全課 文化振興課 国際交流課 旅券センター室 消防防災課 環境政策課	環境部 生活企画·交通安全課 文化振興課 国際交流課 消防防災課 環境政策課 環境保全課	文化振興課 平和·男女共同参画課 県民生活課 環境政策課 環境保全課 環境整備課
保健総務課 予防課 環境衛生課 医務課 薬務課		保健総務課 予防課 生活衛生課 医務課 薬務課 環境保全室	文化環境総務課 生活企画課 青少年·交通安全課 消防防災課 環境保全室	文化 生活企画・交通安全課 文化振興課 国際交流課 旅券センター室 消防防災課	環境部 生活企画·交通安全課 文化振興課 国際交流課 消防防災課 環境政策課	文化振興課 平和·男女共同参画課 県民生活課 環境政策課 環境保全課
保健総務課 予防簿 生課 医務課 薬務課 <u>薬務課</u>		保健総務課 予防課 生活衛生課 医務課 薬務課 環境保全室	文化環境総務課 生活企画課 青少年·交通安全課 消防防災課 環境保全室 自然保護課 廃棄物対策課 (文化国際局)	文化 生活企画・交通安全課 文化振興課 国際交流課 旅券センター室 消防防災課 環境政策課 環境保全課 自然保護課	環境部 生活企画·交通安全課 文化振興課 国際交流課 消防防災課 環境政策課 環境保全課	文化振興課 平和·男女共同参画課 県民生活課 環境政策課 環境保全課 環境整備課
保健総務課 予防簿 生課 医務課 薬務課 <u>薬務課</u>		保健総務課 予防課 生活衛生課 医務課 薬務課 環境保全室	文化環境総務課 生活企画課 青少年·交通安全課 消防防災課 環境保全室 自然保護課 廃棄物対策課 (文化国際局) 文化振興課	文化 生活企画・交通安全課 文化振興課 国際交流課 旅券センター室 消防防災課 環境政策課 環境保全課	環境部 生活企画·交通安全課 文化振興課 国際交流課 消防防災課 環境政策課 環境保全課 自然保護課	文化振興課 平和·男女共同参画課 県民生活課 環境政策課 環境保全課 環境整備課
保健総務課 予防簿 生課 医務課 薬務課 <u>薬務課</u>		保健総務課 予防課 生活衛生課 医務課 薬務課 環境保全室	文化環境総務課 生活企画課 青少年·交通安全課 消防防災課 環境保全室 自然保護課 廃棄物対策課 (文化国際局)	文化 生活企画・交通安全課 文化振興課 国際交流課 旅券センター室 消防防災課 環境政策課 環境保全課 自然保護課	環境部 生活企画·交通安全課 文化振興課 国際交流課 消防防災課 環境政策課 環境保全課 自然保護課	文化振興課 平和·男女共同参画課 県民生活課 環境政策課 環境保全課 環境整備課